

参議院内閣委員会議録第七号

(八四)

昭和四十五年十二月十七日(木曜日)
午前十時五十九分開会

委員の異動

十二月十七日

二木 謙吾君

補欠選任

中山 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

西村 尚治君

石原幹市郎君

八田 一朗君

足鹿 覚君

上田 哲君

佐藤 柴田

玉置 猛夫君

中山 長屋

星野 重次君

安田 隆明君

山本茂 一郎君

鶴園 哲夫君

矢山 有作君

山崎 昇君

峯山 武夫君

片山 岩間

荒木萬壽夫君

政府委員 国務大臣 山中 貞則君
人事院総裁 佐藤 達夫君
給与局長 尾崎 朝夷君
総理府人事局長 栗山 康平君
行政管理庁行政管理局長 河合 三良君
防衛庁長官官房長官 宍戸 基男君
防衛庁防衛局長 久保 卓也君
防衛庁人事教育局長 江藤 淳雄君
防衛庁人事教育局長 鶴崎 敏君
防衛庁参事官 高瀬 忠雄君
防衛施設庁長官 島田 豊君
大蔵政務次官 藤田 正明君
事務局側 常任委員会専門相原 桂次君
説明員 防衛庁装備局長 蒲谷 友芳君

○委員長(西村尚治君) 審議に入りますに先立ちまして一言ちょっと申し上げておきますが、先回も資料提出の問題につきまして政府側に要望したわけですけれども、けさの理事会におきまして、重ねてこの資料の提出をもう少し迅速にしてもらいたい、それから答弁等につきましても、大いにひとつ誠意をもって当たついただきたい、そういうことを確認をいたしましたので、この点特に防衛庁側に申し上げておきます。

○委員長(西村尚治君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。
御質疑のある方は順次御発言を願います。

○上田哲君 昨日、政府側の答弁を保留してありますので、答弁を要求いたします。

○政府委員(藤田正明君) 昨日、上田委員から、基地従業員の離職に関する、現在防衛施設庁のほうからいろいろと大蔵省に要求が出ておるはずだが、それについての大蔵省の態度はどうであろうか、こういうふうな御質問があつたと聞いております。それについてお答えいたします。

四十四年の四月に、特別給与のほうは大幅に増額いたしまして今日に至っております。しかしながら、いろいろ物価の上昇その他のこともございまますので、この際、大蔵省といたしまして、この問題は慎重に取り扱いたいと思っておりますけれども、前向きか横向きか、うしろ向きかとおしゃいますと、まあ前向きに取り組み対処したい、かように考えております。

○上田哲君 昨日この問題の答弁、つまり答弁の姿勢をめぐって委員会の審議が中断をしたという本日、二木謙吾君が委員を辞任せられ、中山太郎君が選任せられました。

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

本日、二木謙吾君が委員を辞任せられ、中山太郎君が選任せられました。

集中的に受け取っている人であるために、ぜひひとつ御努力をいただきたい。財政難ということではなく、ひとつそういう意味からいつても理由にはならないだろうという点について、もう一言いただきたいたいと思います。

○政府委員(藤田正明君) 実態が、私たちにとりましてまだはつきりしない点がございます。一万

人ということがよく言われておりますが、正式な通知はまだ受け取っていないであります。その

ような実態がはつきりいたしておりませんので、いまここで財政的に余裕があるとか、十分に対処できるとかということが申し上げられないわけであります。何せ予算の編成途中でございますので、確たることを申し上げられないのは残念でありますけれども、ただいま申し上げましたよう

に、前向きに、どちらかと言えば、われわれといましましては前向きに取り組んでおるという姿勢を申し上げまして答弁をいたしたいと思います。

○上田哲君 大蔵大臣においでいただきと、うこ

とになつておられまして、大蔵大臣のかわりとい

ことで、形としては詰めてないものとして、政務次官もおいでいただき、昨日の分を含めて最大

限前向きに御答弁をいたいたというふうに理解をいたします。どうかひとつその辺が防衛省及び

施設庁の考え方と財政当局とがつたという

ことではなしにお願いをいたしたいと思います。

防衛省長官にその点でもう一言御確認申し上げ

たいのですが、そうした財政措置を伴う問題とは別に、解雇についてのいわば削減計画を推進するに伴つて出てくる解雇についての当然な手続上の問題があります。全駐勤から出ている考え方

は、従来われわれが言い続けてきたことでありますけれども、一つに米軍兵力削減計画並びにそれに対する対策が確立されるまでは個々の人員整理を行なわないこと。それから、人員整理を行なう場合は必ず九十日以上の予告期間を確保する。

それから、労働者を解雇し、業者切りかえを行なうこと。それから、基地の返還にあたっては、労働者の集団就職を含め継続雇用のできる

ような転用計画を早急に確立すること。この四点について、ひとつこのとおりいこうじゃないかとは、ひとつの意味からいつても理由にはならないだらうという点について、もう一言いたいたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 離職者がもし出ます

際には、われわれとしては誠心誠意、離職者のた

めの対策を講ずるように努力してまいりたいと思

います。特に九十日の予告期間の問題は、現在ま

るいろいろ内面的にも強硬にいま話を続けておりま

して、ぜひともこれは確實に実行するように努力し

てまいりたいと思つております。そのほかの点につ

きましては、必ずしも私いまの四カ条につきま

して内容を詳細に知悉しておりませんが、できる

だけ努力すると、こういうことでまいりたいと思

うわけであります。

○上田哲君 たとえばこの四点は、できるだけ努

力をする、最大に努力をするということですか

が、たとえばいま長官自身が口にされた九十日の問題、現に十月十五日をめぐって山田弾薬庫でそ

れが踏みにじられているということがあります。

○上田哲君 当方としては全力を尽して、つま

り最大限にそのことを厳守するということであ

りますから、そのことを確認しておきます。せっか

くひとつ、相手方のその意味での協定無視をする

ような暴挙を許すことのないように最大限、まさ

に最大限の努力を重ねて要望しておきます。それ

で、それにも問題は不確定要素、相手がある

ことだとそういうことばで逃げ込まってしまう。不確

定要素の中にいる、きわめて不安定な状態にある

基地労務者の諸君でありまして、そういう態様そ

のものに對しても、明日すでに全駐勤としては二

十四時間ストライキという指令が出ております。

こういう事態についてどのようにお考えですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) われわれのほうの正

当な要求は、できるだけ先方にのむように努力を

いたしまして、混乱や紛争が回避されるように私

たちとしては努力していきたいと思つております。

○上田哲君 回避するように努力をすると言われ

ての意味で例外処置があるということは、これは

わからないではない。しかしこれは原則の問題で

す。しかも両国で合意している原則なんですか

が表明された以上、いわばその辺の意思疎通を欠

ては断固として守るということは、極力のもう一つでしきりお約束をいたしかないと、現に目先に迫つてゐる、あしたに迫つてゐる問題があると、かいつだということを伺いたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先方との話し合い

で、こちらが強く申し入れたのに対して、向こうの答えは、極力九十日を守るよう努力する、こ

ういうことでありまして、それ以上のことは、先方の回答を得てからでないと私はここで公言する

ことはできないであります。ですからこの九十日を必ず守るよう当方としては先方に全力をもつて努力してみます。こうしたことしか申し上げられないであります。

○上田哲君 おもつて努力してみます。こうのことしか申し上げられないであります。

○上田哲君 当方としては全力を尽して、つま

り最大限にそのことを厳守するということであ

りますから、そのことを確認しておきます。せっか

くひとつ、相手方のその意味での協定無視をする

ような暴挙を許すことのないように最大限、まさ

に最大限の努力を重ねて要望しておきます。それ

で、それにも問題は不確定要素、相手がある

ことだとそういうことばで逃げ込まれてしまつ

る、私は施設庁長官がこの紛争を前にしてその三

万の諸君の代表と話し合ひをされると、

いうことになります。何よりも具体的な誠意の表示であると思いま

す。施設庁長官はこの事態を前にして全駐勤の諸

君と話し合うということを約束されます。

○政府委員(島田豊君) 従来からしばしば全駐勤

の代表の皆さん方からお話を承つております

が、何よりも具体的な誠意の表示であると思いま

す。私は施設庁長官がこの紛争を前にしてその三

万の諸君の代表と話し合ひをされると、

いうことになります。何よりも具体的な誠意の表示であると思いま

す。施設庁長官はこの事態を前にして全駐勤の諸

君と話し合うということを約束されます。

○上田哲君 ちょっと聞こえません。

○政府委員(島田豊君) やぶさかではありませんけ

ども、国会答弁は、そういう方向で努力する

ので、できるだけそういう方向で努力したいと思

います。

○上田哲君 まあ、私もまだよく慣れませんけれ

ども、国会答弁は、そういう方向で努力する

ので、できるだけそういう方向で努力したいと思

います。

○上田哲君 これがもうイエスかノーしかない。会つて話

をするかどうかということですから、それらの御

答弁は直ちに防衛省長官の言われたように、ゆえ

なき紛争、混乱を回避する、あたりまえのことな

ど、これはまだはつきりしていない。会つて話

をするかどうかということですから、その代理

者としてその先頭に立つていて最大限の決意

が表明された以上、いわばその辺の意思疎通を欠

る、これは極力であつては困る。これは原則とし

ては、ある基地労働者の諸君に対して、どのような意思

疎通をはかるかということであると思います。現

にもう明日に迫つてゐるストライキであります。

明日ということの接点は、私はつまびらかにはわ

かりませんが、まぎれもなくとらえられるところ

で、国会が終わつてしまつてはたいへんだとい

う御決意をしつかり承りたいと思います。

くことのないよう十分ひとつ直ちに、あしたの
きょうなんですが、話し合いをしていただ

○政府委員(島田豊君) そのとおりでございま
す。

上田哲君 了解をいたしました。先ほど來の財政当局の御答弁も含めて、どうかひとつ、ある意味では二十五年間積みに積んできたわが国の一つの何といいますか、苦惱のあらわれでもありますから、この問題についてはひとつ何とかして、職場を返せということがいえない特殊な事情にある、それはまた一つの國益に沿っている立場なんありますから、どうかこれが十二月、風も冷たくなっている正月間近に、政府のあるいは政治の力がいかにも冷たくそこに加わってきたということがないように、そういう問題について、金高でいつたってたいしたことないのですから、払い込んである金もあるわけですから、どうかひとつそういう面については最大限に努力をしていただくということを、あしたになり、あさってになれば、軽々に私どもはこういう話をつらえて皆さん方に意向を問うことができないことになりますので、くれぐれも国会が終わったら妙なことになったということがないように、ぜひこれはお願ひをしておきたいと思います。

防衛庁長官にお伺いをいたしたいのです。昨日米軍の在日基地からの撤退計画の問題をいろいろ縦から横から斜めから、いろいろ伺つたのでありますが、どうも御回答がありませんでした。これはそれなりに唇をかむしかないのでありますし、ようが、同じ答えることができないと言われた内閣委員会の防衛庁長官の答弁と全く同じ日に、つまりのう同じこの参議院の沖繩北方問題特別委員会では、外務大臣がこの問題について意見を表明されておられます。こまかい速記録はこちらの権限外でありますから、事務的に間に合っておりませんが、その大要を述べるならば、愛知外務大臣は、在日米軍全体が相当な縮小計画を考え、事務的に検討していることは事実であつて云々、それ

から途中飛ばしますけれども、二十一日に日米安保協議委員会を開き、米軍縮小計画をハイ・レベ

とを述べております。一体これは愛知外務大臣の勇み足であるのか、あるいはわれわれの情報が

違っているのか、それとも全くほかの理由に基づくのか。あえて内閣不統一なんとすることを大げさに言うつもりはありませんけれども、私どもは内閣委員会というのは防衛問題についての本委員会であると思っております。そこで外務大臣がこのよう答弁をされることが、本委員会で防衛庁長官がら全く言隻句も聞くことはできない、ということは、はなはだ遺憾であると思っております。私はそのこと自体をここで問題にしようとは思いませんが、すでに同じ日に同じ院で、他の委員会で、日米安保協議委員会を構成している一方の閣僚がこういう意思表示をされているということを踏まえて、防衛庁長官から率直に、すでに人口に膾炙しきっている問題ではありますから、こうした問題について、第一に日米安保協議委員会がいつ開かれるのか、そして今まで伝えられるる限り米軍の撤退計画がどのようなものと了知できるのか、またそれに対してもうほんのような見解で交渉に入るのか等々について重ねて御見解を承りたいと思います。

あり、非常に流動的な要素もあり、特に雇用問題についてはわれわれはいま非常に強い主張をして

務的にもまだ部会の意思が一致してないところがあります。そういうところが一致して関係方面で

○上田哲君 そうしますと、主務大臣が外務大臣である、したがつて、向こうが言わない間は、私どもは、それならば同時にスタートということができるんじやないかと思いますが、それは言いますまい。実態的にお伺いしたいが、外務大臣の言われるとおりであるという意味は、今度は米軍撤退計画についての大ワクが出てきたならば、内ワクについては主務官房は防衛庁になるわけですから、防衛大臣にお伺いするわけですが、一言で言えば岩国、佐世保などで在日米軍は来年六月末までに出動部隊はほとんど撤退するというふうに理解してよろしいですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) 内容につきましては、もうしばらく御猶予願いたいと思います。どの地点がどういうふうになるということは、まだいろいろ雇用問題等も控えておりまして、いろいろ折衝しておる最中の要素が多いのであります。

○峯山昭範君 関連で申し上げますけれども、実際問題この今回の基地の問題につきましては、まず相当詳細にわかつて新聞等にも報道されているわけです。それについてのうちからわが同僚議員がずいぶんいろんな方面から質問しているにもかかわらず、一言もお漏らしにならないといふのは、私たち得心がいかないわけです。ただ申し上げられません、また、事務レベルで云々という話では、とてもじやありませんけれども、私たちこの審議の際にあたりまして、全部きまつてしまつて、みんな明らかになつたことを私たちは再度ここでやるということは恥ずかしいですよ。ほんとうのところ、基地の撤退計画というものは全部明らかになつて、それから国民のほとんどが周知の

事実になつてから当委員会でそのいろんな問題を取り上げてやるということとは、全くもつてけしか

か、いきさつはこうであるとか、ある程度の何らかの反応なり、また何らかの資料なり、何らかの

発言があつてしかるべきじゃないか。そういうことが報道されてない新聞なんていま一つもありません。そういうふうな意味からも、きのうからいろいろ基地の問題、あとで詳細やりたいとは思つておりますけれども、一言もはつきりされないと、いうことは、ほんとうに私はいまの大臣の答弁だけでは、とてもじやありませんけれども、得心がいかないんです。こういう問題について審議を進めること自体が私はいかぬと思うんです。大臣どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) きのうもお答えいたしましたが、五月十九日の安保協議委員会でわれわれのほうからその問題を言い出し、そして七月の事務レベルの会議、そして私がレコードに会いましたときの話、それから今度は事務レベルで相当継続的にその問題をやつております。そういう形で流れてきておりまして、やはり外交交渉に類することは、双方の意見が一致してゼットするまでは、やはり公表するのははばかるのが国際信義であります。そういう意味で中身を申し上げることはできないであります。これが一致して公表してよろしいという部会の意見がお互いに確認されればいいと思うんですけれども、新聞はいろいろな方面から取材なさつて発表されることは御自由であります、当局としてはやはりそういう外交上の信義は守らなければならぬ、こういう立場にあるわけであります。

○岩間正男君 関連。大体、防衛庁長官はいま、主務大臣の所管だから言えないと言つておりますが、都合のいいときだけそういうこと言うんじやないですか。この前の濃縮ウランの問題どうした。これはまさに科学技術庁長官のあれは主管だ。ところがあなたはこの前アメリカに行つたとき、もうほんとうに権限逸脱だとわれわれも思つ

はやるんですね。

もう一つお聞きしたいのは、外務と防衛の連絡会議というのがあるはずでしょう。そこでこれは何回いままで連絡会議が行なわれたのですか。そして日米安保協議委員会が持たれる前に事前に打ち合わせをされる、そういうことにしたら、これは主務大臣の所管だから言えないというような形でいま答弁を拒否されているのであります。あなたは都合いいときだけそういうことになる、これは歴然たる今までのあなたのやり方ですね。それはまずいと思う。いま峯山委員からも意見が出されましたように、とにかく新聞上にはもう出ている。そういうものが当委員会であとのほうでしか実際わからないというようなことで、当委員会の審議権というものは非常に薄くなる。こういう点をはつきり踏まえて答えてください。それから、これは事務当局も少しはつきり答弁の中で、何でも秘密主義をとっているんだな。どうもこれはいまの自衛隊の性格そのものが非常にそういうふうに傾いているのに関係して重大な問題だ。答弁を求めます。

○國務大臣(中曾根康弘君) われわれとしては、できるだけ許す範囲内の最大限において当委員会に御報告申し上げたいと思っておりますが、外交交渉に関する部面は、やはり国際的な慣例や信義を重んじなければならぬところがありまして、言いたくても言えないのが非常に残念なのであります。しかし、これを許される環境になればすみやかに報告申し上げたいと思います。

○矢山有作君 中曾根長官にお伺いしたいのですが、防衛庁は外交交渉に関する問題についてだけ口がかかるのじゃないのですよ。この前、第四次防衛力整備計画の発表のときのいきさつを見てみましても、あの発表になる直前の委員会で問題になつたときに、全然内容は言えないということであなたおっしゃらなかつた。ところが間もなしに第四次防衛力整備計画が詳細に新聞紙上に出た。私はその内容がほしい。新聞だけで論議している

と、それはあなたは新聞がかつてに書いたのだと、言つて逃げるから、実際に知りたいと思って、内閣委員会の調査室を通して資料要求をやつた。そうしたところが、半ペラ紙一枚か二枚の第四次防衛力整備計画概要とか何とかいうのを持つてきました。ところが新聞には、日経にしたところで朝日にしたところで、毎日したところで詳細なもののが載つてゐるわけです。どうしてこれが出来ないのだということを何べん防衛当局に交渉したかわかりませんよ。それでも出さない。議院には出さない。最終的に内容は届いたけれども、これは議院に提出はできないというような条件をつけて出します。そのやり方を見ていると、必ずしも私は外交交渉に関する問題だけがかかるのではない。防衛省はすべての問題についてできるだけ国会に知らせないと、立場をとっているのじゃないかと思います。そういうことは許されるのですかね。

あくる日の新聞には——幾ら聞いても黙つておつて、一二、三日たつたら新聞に出る。そういうことがあつたらお互いにあなたも国会に席を置いていいわけでしょう。大臣ではあるけれども、あなたは国会に席を持っている。お互いに国会軽視の風潮をつくっているのぢやないですか。お互いにやない、あなたのほうで国会軽視の風潮をつくっているのぢやないかと思います。そういうような態度を改めてもらわなければならぬと思います。そのときどきの言いわけではすまぬのです。

○國務大臣(中曾根康弘君) いま四次防につきましては、午前中矢山委員から御質問がございましたが、あの日の午後に党の各部会の了承を得て、それで公表するという段取りであったわけです。

党の了承を得ないうちに公表することはできないというのが、われわれの党のたまえでもあります。そういう意味で午前中は申し上げることができなかつた。午後、国防部会その他の了承を得まして、この了承を得ましたから発表したわけであつて、たまたまそういう日程になつておつたので発表できなかつたことはたいへん恐縮に存じ

○矢山有作君 恐縮などという話ぢやないでよ。たとえ党の国防部会に相談できないから発表できないという、それは言い抜けにしかすぎないんじゃないですか。あなた方がやっていることは、すべて公式の場で議論されたときには発表しないで、その発表しない口実は、外交交渉に関係のあるものとか、あるいは自民党的部会に相談をしていないからとか、いろいろなそのときについての都合のいい口実をこしらえられるわけだ。そして一切公式の場であなた方の口から発表をしない。そして新聞を通じてまず出してしまおう。そういうことをやつてるんじゃないですか。そんな都合のいい言いわけは許されませんよ。いいですか。
○上田哲君 私は、各委員からいま鋭い追及がありましたけれども、まあパターんとしまして、新聞には言うけれども国会では言わぬぢやないかといふうにしたくはないです。新聞報道機関といふものは、どんなに官庁が口を閉ざしていても、どういう形ででもそれを取材してそれを書く。閉ざしていれば閉ざしているほど書くということは、それは取材の自由、まさに言論の自由でありますから、これが先行することは私は当然のことだし、そこにやっかみを持とうとは思わない。大いにひとつこれは報道機関の取材の自由を守るのが当然のことだと思います。そこをひとつ間違つていた大いには困ります。

あるし、構想について新防衛力整備計画案という
ことで防衛庁長官が与党である自民党に発表され
たのだから、この時間的な部分については一籌を
輸することはやぶさかではありません。しかし、
それはここまで大きな関心を集めて、ここまで大
きな財政措置を伴うものであれば、可及的すみや
かにわれわれに対しても説明をなさる努力があるの
が、国民的合意とかコンセンサスということばを
口にされる当然な政治的意識、配慮であると私は
思います。それが一つ。

それから百歩を譲るとしても、なぜならば、そ
れは試案であり、党の範囲の問題であるといふこと
とであれば、指をくわえることはしかたがないと
しても、防衛白書は一体どうであります。防
衛白書はまぎれもなく党のために出されたのでは
ありませんまい。間違いなく国民に向かって、あ
の中に書かれているように、国民の理解を求むるた
めだといわれるならば、一体、防衛白書が一般マ
スコミ、その他の報道機関を通じて正規に報道さ
れたそのときに、私たちの手には届いていない。
あくる日にしかわれわれのところには届けられな
かつたということは、どういうことであります
か。枝葉末節をとらえて私は言うつもりじゃない
から今日まで問題にしておりません。しかし、あ
らゆるところで口を閉ざして、ほかの理由がつい
て、国益であるとか外交上の秘密であるとかとい
ならないものであるならば、これはわれわれに對
われるならば、たとえはその一日のズレはどうい
うものでありますかとか、明らかにほかの部分に
は報知されて、そういう全体に報知されなければ
いいのやいの言うことはたいへん次元が低くなるか
ら、あえて問題にいたしませんが、抽象的な御答
弁で精神論で終始されるというのならば、その一
点について伺いたいと思います。

ういう形をとつておったわけです。防衛白書がその後お手元にいくのが遅延をいたしたとしますれば、これはわれわれの落ち度でありまして、今後はすみやかにお届けするように努力をいたします。

○上田哲君 落ち度と言われるのですから、それは追及しません。ただ、もう一ぺん申し上げておきます。四次防の構想については、党に出されるのだから、順序が逆に落ちてくるのはいいと言つてゐるのです。しかたがないと言つてゐるのであります。防衛白書を言つてゐるのは、党のほうへ持つていった分だけおくれたと言つてゐるのぢゃありません。党のほうで、自民党に持つていった分だけおくれたというのぢゃない。報道機関含めて一般的に公知されたその時点よりも一日おくれでなければ内閣委員会の委員であるわれわれの手元に届いていなかつたということなんです。私はそこのところで四次防とは違うのだということを申し上げてゐるので、重ねてこのことを一生懸命強くつゝ気持ちはありませんけれども、そのことはひとつ明らかにしておきます。

施設庁長官私、こんなことは言いたくないのだけれども、そういう広報体制と言いましょうか、周知体制と言いましょうか、ものごとを明らかにしようという態勢が率直に認められないから申し上げる。例として言うが、私がきのうの朝までに資料の提出を求めていた件は何であるか御存じですか。

○政府委員(島田豊君) 承知しておりません。

○上田哲君 見てごらんなさい。施設課長はいませんか。私はおとといの晩、正規に委員部を通じて説明のできる人を呼んでもらいたいと言つて、そうして施設課長が来ました。施設課長に対し、私は正式に施設庁長官に連絡をしてもらいたい。時間を付して、内容について資料の提出を求めた。言つていいじゃないですか。こういうつまらぬことがあるのです。これがいいから、私は根本的に内閣委員会で、国会で問題を明らかにしない姿勢なんだなんて、ということを無理やりに言い

このうち向いて。事務局黙つてはいなさい。いまここで出しなさいなんてつまらぬことを言つてゐるのじゃない。姿勢を言うのだから。ちょろちょろするものが多過ぎるからいかぬ。国会の権威が落ちますよ。こちらの質問の能力も弱いから、データ収集能力も間に合わない部分があるから、肺腑をえぐるような、寸鉄人を刺すような質問ができる。いということは、そっちの責任にはしません。いまわれわれは事務の手不足で、まあ忙しさはある。しかし、そんなところをそちら側の責任にしようとは思わないが、現実に正規の代表を呼んで、時間と力を付して具体的に説明を求める、資料の提出を求めた。出せないならば出せないという返事がくるのがあたりまえでしよう。まるつきりこれを拒否してやろうという腹であつても、そこに当然のルールが存在をし、ルールを守らうとする見識があるならば、出せないということの返事がくるのがあたりまえ。知らないのですか、待つていたのですよ。下世話に言えば、これはなめられた。そうした、そういうことばになつてはいけないから、あなたの誠意が足りないので、どうことばに私は置きかえるが、そういう姿勢が根底にあるから、何を聞こうとわからないのですよ。これは三百議席ですか、国益ですか、それとも、参議院は第二院だとも言うのですか。きょうの理事会で委員長が表明したことばはたいへん抽象的です。しかし、これは与野党一致して、見解を統一したことは、少なくとも同じことを百々聞くから、それでも百々ん答えるべきものだ。国政審議権といふもののこれは権威というものです。衆議院はどうであったか問うところではない。衆議院はどうであったかということになるようなことを聞かなければ、いよいよ努力をするのは、われわれの側の努力です。やるべきだとは十分に思うけれども、そういう形でまかり通ると思つてゐるようなところで、こんな大きな問題を論じられていいものかどうかといふことは私はあるだろうと思います。枝葉末節にわたつて言うほど時間もないし、興味もありませ

ん。だから資料が一日おくれたとか、施設庁長空が、それを了知していなかつたということを大きくあげつらつて審議の引き延ばしなどということをはかるようなけちな根性は持ち合わせておぬ。ただ、そういう小さなところに象徴されるうちに、はなはだあなたの方のところのビューロクムシーは本邦最高の権威の通りやすいと言われている。その防衛庁の施設庁長官のところに、前に、具体的に施設課長を呼んで、名刺をもらって、具体的に、二分や三分じゃありません、一時半にわたつて私は説明を受けた。そこで、これまでだめだ、あれはだめだと言うから、きのうの質問がゆるくなつたかもしれない。そういう配慮の上でこの資料要求は出せるだらうと思つたところが出ないわけです。もう一方の資料は一月たらから出してしまふようということで六ヵ月たつた。防衛庁長官は、ずっと全部そろえるということは無理だらうが——それはそれでいいけれども——そのときははつきり出すと言つたことが二枚舌だ。再答弁は私は別に施設課長官に求めません。それではいけないだらうということはおわかりですね、一言でいいんです。

○政府委員(島田豊君) 私どもとしては、できるだけ資料につきましては誠意を持ってお渡ししているつもりですが、ただいまの問題は内局の施設課長のほうへお見えになつたのでございまして、その内局の施設課長の直接の問題ではないのですね。

○上田哲君 そんなことはわかつていますよ。あなたが施設課長のか防衛庁本庁なのか、それは聞きましたよ。名刺もありますよ、お見せしましようか。

○政府委員(島田豊君) 私が聞いていなかつたのはそういうことでございまして……。

○上田哲君 だからそれはわかつてゐるけれども、そんなことじやありませんよ。施設庁は外局だから、そういう言い方をされるなら、私はもう少しものと言わなきやいけない。簡単でいいと言つたぢやないです。全然関係ないところじやないですか。

あるまいし、それじや何で施設庁のほうから説明者をよこさなかつたか、委員部に答弁求めましょうか。私は何も防衛庁のほうからここまで来てくれと言つたわけぢやない。説明のできる人が来てくれといふことを要求をした。それに対してもあなたはセクションは違うけれども、あなたで施設庁に通るかと言つたら、通りますと言うから、それじやあなたを通じて資料を要求しますということなつたんですよ。実に役人じやないか。
ちょっとばかり縄張りが違うから、だから私は通じてなかつた。そんなことを言つたら内閣はみんなばらばらになるということを言いたいんですか。そういう言いのがれをしていて事がすむと思つてはいけないとということを言つてゐるんですよ。私の言つておることは間違じぢやないでしょ。そういうことはいけないとということをあなたが認めると言つたら議論は先へ行こうと言つているのに、まだそういうことを言つたがるのなら、まだ幾らでもありますよ。

○政府委員(島田豊君) 私が配慮が足りなかつたということを申し上げるつもりはありません。私どもとしては、誠心誠意を持って周到な資料を出しますので、そのことを申し上げたかったわけですね。基本的にわろん誠心誠意、御協力あるいは資料の提出につきましては、できるだけのことをしたい、こういうふうに考えております。

○上田哲君 まだそんなことを言つている。言ひがかりをつけて議論したくないからいかげんにやめさせてください。あなた方がそんな議論を誘発するんだ。時間がもつたいぢやないか。

与党の理事に申し上げるが、こういうことを言つておつたら責任をとりませんよ。まじめな答弁についてきょうも理事会で確認した。会期はあしたの晩まで。これでいいんですか。こんなこと

に時間をかけようとは思っていないんだ。思つてないことはおわかりでしょう。委員長、答弁してください。

○委員長(西村尚治君) 委員長から施設庁長官に申し上げますが、いろいろ出ていること、とにかく最善を尽くして、誠意を持って努力してください、それだけおっしゃってください。

○上田哲君 そんなこと言つてるんじゃないですか。あなたのとばの中で、施設課長が自分で処理できると思ったに違いないからという言い方がいけないと言つてるんですよ。できるはずじゃない。できてないじゃないですか。やる気があればすぐでくる。それはあなた方のフィールドの問題じやないですか。内閣委員が自分の当然与えられた連絡をもらって、正式にこれは何べんも念を押した。私が要求したのに対して、来たのは施設庁長官でなく施設課長が来たのだから、セクションが違うけれども、向こうからの資料を持ってきてもらうように、くどいけれども、これは正式に言つてるんだということを念を押している。

○石原幹市郎君 関連で、先ほどあなたから私の名前が出たから……。

○上田哲君 名前は出さない。

○石原幹市郎君 私のほうに向かれたから、私ちょっとと御答弁いたしますが、施設庁長官も、部内の連絡がなかつたということはまことに遺憾であるというようなことを先ほど来から表明をしておるよう私は受け取つておるんです。だから、そういうふうに言つておるんだから、施設庁長官もその程度で、それ以外のこととはあまりつけぬよ

うに答弁してもらつて、この議事の進行をはかっていただくよろしく協力願いたい。

○上田哲君 時間のむだだったと思ひます。私は、てにをはだけでものを言つてゐるよう、たへんいやな気持ちがしてゐる。私は、その辺のところがどういうふうに突きくづそうとしてもくずせない壁だと思う。こんなところで長広舌をふるつて大演説するつもりじゃなければ、これじゃ国会審議と言えない。こっちも努力するけれども、あなた方も一步踏み込んで固める努力を私は防衛庁長官にこの点特に求めたいと思う。あなたは防衛委員会をつくろうということをしきりに言つておる。私はあるときこれを軍縮委員会といふべきだと思つた。場合によつては安全保障委員会といふような機関が考えられることは、今後の日本の最重要課題と取り組むために十分な配慮、歯どめのもとならば適当であると考えております。ところがあなたがしきりに防衛委員会と言つておるけれども、一体、防衛委員会をつくればこういう情報が出るとでも言つておられます。ところがあなたがしきりに防衛委員会をつくるほうがいいということを申し上げたいのですが、私はここでこちら側の立場を總合的に代表して防衛委員会あるいはそれに類するような委員会をつくるほうがいいということを申し上げたいのではない、このことを念のために申し上げおきますが、お伺いしたいのは、長官の言われる防衛委員会のような機関ができるならば、一体いまこれほど口をかたくしているいろんな問題で、データなり情報なりが、あるいは見解を述べたいのですが、お伺いしたいのは、長官の言ふべきではないという意味があるんですね。それなら言うことはやぶですかそれ以上申し上げない。私はそれ以上申し上げない。しかし、この一点だけははつきり言つておきたい。防衛庁長官の言われる国民的合意を得たいというのは、これから防衛問題の三つの柱の一本の重要なポイントになつてくる。ところがそのため資料の提出を求めて、このように拒まれる。あるいは

り、国会を中心にして答弁するようにしていきたいと心得ております。

○上田哲君 防衛委員会について言つてください。

○國務大臣(中曾根康弘君) 防衛委員会につきましては、私はこれだけ膨大な予算を使い、また国民の関心を呼んでいる防衛庁や、安全保障問題につきましては、やはり国会でしかるべき専門の委員会をおつくりいただいて、勧告し、あるいはその運用について批判をいたくことが、われわれにとつてはありがたいと思ってゐるわけです。

しかし、それがつくれないからといって、発言や資料が影響されるということはいたしません。国会法の命ずるところに従いまして誠実に発言し、かつ資料を提出していきたいと思います。

○上田哲君 もう一言ですか。誤解があるといふ

けないからですが、私はここでこちら側の立場を總合的に代表して防衛委員会あるいはそれに類するような委員会をつくるほうがいいということを申し上げたいのですが、お伺いしたいのは、長官の言われる防衛委員会のような機関ができるならば、一体いまこれほど口をかたくしているいろんな問題で、データなり情報なりが、あるいは見解を述べたいのですが、お伺いしたいのは、長官の言ふべきではないという意味があるんですね。それなら言うことはやぶですかそれ以上申し上げない。私はそれ以上申し上げない。しかし、この一点だけははつきり言つておきたい。防衛庁長官の言われる国民的合意を得たいというのは、これから防衛問題の三つの柱の一本の重要なポイントになつてくる。ところがそのため資料の提出を求めて、このように拒まれる。あるいは

すなはち、昨日、上田委員の質問によつて、米国の方に向むのではないかとの質問に対しまして、中曾根長官は、わが国の核武装は国民のコンセンサスによって決定さるべき旨の発言を行なわれたことは、御承知のとおりであります。このことは、御承知のとおりであります。このこと

は、国民のコンセンサスが許すならば容易に核武装をなし得ることを示し、政府が核武装への志向を表面化してきたことを私は警戒せざるを得ない

のであります。

ここにそのときの速記録を取り寄せてありますので、間違なく私は指摘しておると思いますが、そこで、そういう御所見に對して第一点お伺いします。たとえば国民投票等によつて国民の意思を測定するという方法もないではないと思いますが、いかなる方法でその測定をなさる御所存でござりますか。たとえば国民投票等によつて国民の意思を測定するという方法もないと、非常に前向きの、かつてない、国会の審議上初めての重大的御発言であったよう受け取りますので、この点はきわめて重大でありますので、何を基準とし、いかなる方法によつてそのコンセンサスを実際に適用せんとするならばなさんとしておられるのであるか、これを抽象論ではなくして、あなたの意見をよく聞き、政治が、いわゆるシリアン・ショープレマシーという基礎に立つて判断をすべきだらうと思うのでありますと述べ、次いで、「防衛」というのは憲法や法律に従つてやらなければならぬ、これが第一義です」と、「それと同時に、国民のコンセンサス、国民の大多数の支持というものが基本であります。だから国民の世論や国民の意見というものをよく聞いて、賢明な判断をして」云々と、こういうことをおっしゃつておりますが、私の集約は間違いないと思うんであります。

同時に、国民のコンセンサス、国民の大多数の支持というものが基本であります。だから国民の世論や国民の意見というものをよく聞いて、賢明な判断をして」云々と、こういうことをおっしゃつておりますが、私の集約は間違いないと思うんであります。

す。で、これはどのようにあなたはこれを實際に適用していく場合ですね、このようなコンセンサスを求められる所存でありますか。一方において

○國務大臣(中曾根康弘君) 今までの論議とは別個に、昨日の委員会におきまして、上田委員のわが国の核武装方針をただす質疑に對して、中曾根長官の答弁はまさに重大な内容を含んでいると思われる点がござりますので、この際、理事会の承認を得まして若干の時間をいただいて、政府の姿勢なり長官の御所見をただしたいのであります。

○足鹿覺君 今までの論議とは別個に、昨日の委員会におきまして、上田委員のわが国の核武装方針をただす質疑に對して、中曾根長官の答弁はまさに重大な内容を含んでいると思われる点がござりますので、この際、理事会の承認を得まして若干の時間をいただいて、政府の姿勢なり長官の御所見をただしたいのであります。

憲法を第一義とすると言ひながら、あたかも憲法

をそのままにして、これを隠れみのにしてコンセンサスということによっては核武装もあり得る。こういう大胆にして具体的な御答弁をなされたといたことに對して、私どもは容認できないと思うのであります。その点についてあなたの具体的な、実際に適用をなさる場合にはどういう方法によつてコンセンサスを求められようとしておるのか。私は憲法第九条の現存する限りそのようなことは断じてできないはずだと思うんです。この点をまず明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私は、昨日の答弁で、核武装への志向を持ったことはございませんし、核武装の意思も持っておりません。いまおっしゃいました核武装への志向が表面化したと申されましたが、これは私の考えでありませんので、この点は御了承を願いたいと思います。

それから委員の御質問の中に、アメリカの核抑止力がきかなくなつた場合にはどうするのか、こういうお話をございましたが、私はそれに対しても、その御質問に対しても、私は論理学的に言つたので、政策論として言つたのではないわけです。そのときは憲法や法律その他に従いながらもそのときの情勢で考へるということに論理的にはなるで

しょう。しかし、その場合、やはり法規のほかに国民のコンセンサスというものが非常に重大な要件であると思いますが、私はしかし核武装はどちらません。そのほうが賢明であると思います。理由はこれこれであります。日本の列島の構成とか、そのほかの幾つかの理由を申し上げました。それで私の考えは一貫して核武装を否定している考え方であります。このことはここでもあらためて申し上げておきたいと思います。

○足鹿覺君 上田君の質問は先ほど申し上げたとおりでありますて、長官のこれに対する御答弁は繰り返し上田君の御質問に対する御答弁になつておるのであります。たとえば次に、「しかし、国民の大半の意見、世論というのは、やはり政治としては尊重しなければならない。」、こういうこ

ともおつしやつておられます。つまり、コンセンサスを得るならば、国民がコンセンサスによつて許すならば——かりにこうも解釈できますが、それのコンセンサスといふことを、あなたが許すならばという考え方をお示しになつたから、コンセンサスとはいかなる手段、方法をもつてあなたは測定されますかと、こういうことを伺つておるのです。昨日の前言をおひるがえしになつたということは、私はこれは御反省になつたのか、昨日おつしやつたことを、上田質問との関連については、長い質問でありましたからあるいはお忘れになつておるかもしませんが、ちゃんとここに速記録がありますので、これ以上は申し上げませんが、いかなる方法によつてコンセンサスというものを測定なさるのですか。あなたがこのような大胆な御発言をなさつたということに対しても非常に私どもは重視しておるのであります。先ほども申しましたが、くどくなりますが、国民投票といふこともこれも場合によつてはあり得るでしょう。他に何かお考へになつておるのであります。そうではなくして、憲法をそのままにしておいて、事实上にあなたが既成事實をつくつてきて、ある時期にこれを国民のコンセンサスを得たと理解されるというようなそういう方法ですか。

らばという考え方をお示しになつたから、コンセンサスとはいがなる手段・方法をもつてあなたは測定されますかと、こういうことを伺つておるのです。昨日の前言をおひるがえしになつたということは、私はこれは御反省になつたのか、昨日おつしやつたことを、上田質問との関連については、長い質問でありましたからあるいはお忘れになつておるかもしれません、ちゃんととここに速記録がありますので、これ以上は申し上げませんが、いかなる方法によつてコンセンサスといふものを測定なさるのですか。あなたがこのよしな大膽な御発言をなさつたということに対しても非常に私どもは重視しておるのであります。先ほども申しましたが、くどくなりますが、国民投票といふこともこれも場合によつてはあり得るでしょう。他に何かお考えになつておるのですか。そうではなくして、憲法をそのままにしておいて、事實上にあるが既成事実をつくつてきて、ある時期にこれを国民のコンセンサスを得たと理解されるというようなそういう方法ですか。

一例を申し上げますと、本年の四月十四日の参

べてを否定をされて、そしてさようなことは今後一切考へておらない、かうな先ほどの御答弁と解してよろしいのでありますか。

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕

○國務大臣(中曾根康弘君) きのう私のコンセンサス云々という発言は、民主主義政治の一般論としての立場を援用したのです。それで核武装の問題につきましては、これはきのうもきょうも私は変わつております。私はこれを否定しておるわけです。これは日本列島の構造とか、あるいは第一撃能力が意味がないとか、いろいろ申し上げて、私はそれには賛成していない、否定であります、そういうことも申し上げておるわけであります。そういうことでぜひ御了解願いたいと思います。

○足鹿覺君 速記録は膨大なものであります、否定ということはあなたは明確におっしゃつております。しかし、きょう明確にこれを否定するのだと、しかし国民のコンセンサスを得るならば、というたしがついておるわけであります、そのコンセンサスを得るならば核武装を容認してもいいと、こういう点がひつかかっておるわけなんです。その点についてのあなたの御見解を、私は過去の御発言等を踏まえてお尋ねをしておるのであります。その点については、いま事例をあげましたときには、小型核兵器の保有は法理的には可能だ、いわゆる基本論としては可能なんだ、それはいいのだ。しかし政策姿勢として核装備をしないといふ考え方方に立つておられる。これは小型核兵器に関する予算委員会の論争の中ではあなたが見解を表明しておられる。としますと、小型であらうと大型であらうと、核武装への方向を志向しておられる。そのためのコンセンサス問題は、一歩具体的になつて、ではどうして国民的合意を得るか、こういうことについては民主主義のルールであるから、やはり政治としては尊重しなければならない、こういう御答弁になつてきのうは出てきておる。それを私は言つておるのですが、あなたのいまの、そういうことを言つた覚えはないといふ

田発言においても、法理的には——上田君は論理的大な過去のあなたの発言から見て、そのとおりだ——上田君は憲法の問題として、憲法は憲法だと、しかし政策姿勢としては、国民のコンセンサスを得るならば、これはやれるのだと、われわれがさような印象を受け取ることも決して私はこじつけではないと思うのです。ですから国民的合意ということは、どういう手段方法によって測定をされますかと、もし仮定の上で答えられないなら答えられない、そういうことも具体的には考えておらない、こういうなら御答弁になると思うのですけれども、その点肝心なところをひとつ。

○國務大臣(中曾根康弘君) コンセンサスにわたるところは、私は民主主義政治における一般論として申し上げたので、いまのコンセンサス等に関する具体的なアイディアというのは持っておりません。

○足鹿覺君 あなたは一般論的な形で言つただとおっしゃいますけれども、いま私が指摘いたしましたけれども、上田発言の一一番中心になつた点で、上田委員は二回もこれを確認しておるのです

ね。そうですね、そうです、とあなたは言つておる。だからこれについては私どもはきわめて重大な発言である。いわゆる国民のコンセンサスを必要とお認めになつておるのでから、コンセンサスを得る手段方法は、その測定の方法はどうかと、こういうことを聞いておるのですが、それらも全部何にも考えていない、今後もやらない、こういう御声明ならば、私はこの問題はひとつ一区切りつけて次に行きますが、この点はつきりしていただきたい。

ら、昨日の経緯はまた上田君によつて明らかになつたと思ひますが、あなたは過去においてみずからおつしやつたことについては一言もここでは御弁言をされないということは、非常に日ごろのあなたの態度とは違う。きのうのことばが勇み足であつたと、かように理解もできるかと思ひますが、そういうやりとりは別といたしまして、長官や政府の言う国民のコンセンサスとは、自分に都合のよい解釈で、従来、私が先ほど指摘したような方法でもつて国民を誘導し、そして適当な時期を見えてこれをコンセンサスを得たものなりと、こういう一方的な解釈と進行をはかつてきておられました。たとえば現在の自衛隊の前身であります警察予備隊は、国民のコンセンサスを得て誕生したものですか。そうではないでしょう。あれだけのごうごうたる反対の中に政府が一方的につくられ、そしてこれが漸次警察予備隊が今日自衛隊として東南アジア、大洋州諸国が脅威の目を持ち、アメリカですら日本の軍事大国を警戒するがごとき立場をとるがごとき実態を備えておるわけなんです。

ですから既成事実をだんだんつくって、そうしてその上にこれは国民的合意だと、こういう過去の例から、政府のやり方を見ましても、既成事実をつくつて、あとからいろいろ国民の同意を得たという、そういうやり方をなさろうとしておる実績がありますので、私はこの点についてあなたの真意を伺つたわけなんです。で、コンセンサスの問題は、民主主義のルールに従つて政治一般の問題をもう一要約して述べてもららう。決して政治一般の通念をさしておるあなたの御答弁とは受けとめがたい御答弁であったわけなんであります。それならそれで自分の答弁に遺憾な点があつた

はあえてこれ以上は申し上げませんが、しかし、多くの委員諸公が聞いておられましたが、私のことは独断ではありません。したがつて、この問題で、あなたの昨日、上田君とのやりとりについて、政治通念として民主主義のルールとして一般的に言つたのであるかどうかという点を、いま一回御確認をしておきますが、あれは速記録に載つておることは御否認をなさる、こういうことです。さればいかぬと、こういう政治家としての立場を申し上げておるわけであります」と、あなたはあなたの所信を述べておられますよ。それを中曾根さん、いまの御答弁はあなたの自身もじくじたるものがあるでしょう。私もあげ足をとるなどといふことは、私は日ごろから毛頭そういう考え方を持つております。お互いが虚心たんかいにこういう重大な問題についてはやはりやりとりをするべきものだと、それが国会の国民の信にこたえるものである。国民の疑惑を解くためにもきわめて重大であると考える。また、現在日本が軍事大國化への方向を志向しつつあるという諸外国の誤解も解く道であるかと思うから私は申し上げておるわけです。どうですか、その点は、もう一度。

○國務大臣（中曾根康弘君） 憲法や法律等を守つて政治は行なわるべきでありまして、その点も私は申し上げておるところであります。しかし、民主主義政治というものは、やはり国民世論、国民のコンセンサスというものが基礎で運行されるべきもので、議会政治というものはそれを意味するものだらうと私は思います。そういう考えに立つて、政治家の基本的考え方として、コンセンサスを中心には、民主主義を運用していくという心がまえを私は申し上げたのです。

この核武装に関する問題につきましては、前から議会でも申し上げ、また外にも申し上げておる

○上田哲君　核武装の問題について、この際ひとつはつきりした統一見解とでもいいましょうか。理解の確認をしようじゃありませんか。私は、確かに長官がきのうの御答弁の中で、核武装はいたしませんと言つておられることも確認をいたします。ただ問題となるのは、いま長官が言われたことばそのものをとれば、たつたいま、私は政治家の責任として論理を申し上げたのでありますと、政治家の責任として論理を申し上げるということに、たいへんいま問題が混乱をしてくるパートナーがあるんです。先ほど足鹿委員が言われたように、現に防衛白書その他の最近公刊されていく政府の統一見解の中には、明らかに政策責任、政策意図というものと論理というものが分けて論じられている。私たちは核武装はしないけれども、論理的には——もとと言えば法理的にはこのことはできないことではない。自衛隊の違憲問題もそうです。そういうパートナーが進行しております。そのパートナーが問題なのでありますと、お認めになつて、いまの長官自身のことばの混乱のように、政治家の責任として論理を申し上げたんだということになると、これは混在をしてしまつて、われわれは、いかに長官が政策責任として核武装をしないつもりだ、するのは賢明でないと思うと言われても、私はそう思うけれども、論理はそういつしまうんだからしかたがないんですねが、さなきだに、いわれなきことだと言つたしましたら、それは遺憾に存じます。

いは最近も著名な作家のいろいろな問題も起きたりなどする。こういう現象が起きているときであるし、世間全般が何となくまた古い歴史にさか戻りすることはないだろうかという不安を持つてゐるという状況をうしろにかまえれば、国民のコンセンサスというようなものも非常に不安になつてくる。だからそういう長官の言われる論理といふものと政策責任というものは、どういうことになるのかということをはつきりしておかないと、いかに今日責任ある政治家が、おれはこう思うということをしきりに言われても、私は、先ほどから申し上げておるよう、長官がしないとか、核武装は四次防には入れてないということはここに確認をしております。しかし、あす直ちにそのことをやるとは思っていない。これはまた賢明か賢明でないかということに尽きることのようですが、れども、そは思わないけれども、それならば、それは政策責任としてはつきり追求し切るという姿勢がなければいけないが、そこに論理といふものが出てくると、法理論では認められるが、われわれはしないのだ。しからば政策意図が変わつたら、その論理の帰するところ、政策がまたついてしまうことになるのではないかという不安感がある。これはやつぱり私は明確にしておかなければならぬことだと思うんです。そこでそういう形で、その論理の責任を、私はきのうは政策意図としては長官の言うことはわかる、私が從来言つていることではないかと、皆さんよく知つております。その政策意図の責任論が論理とどれくらいからんで、その論理に対しても責任論をとられるかということを聞きたいわけですから、だから私は、それは政治責任、政策責任というものと論理が混在しているから、論理を聞こうと言つたんですね。さか立ちしておると思う。

はないが、国民の大多数がそういうことを考える場合にはそれが論理だと言わされた。私はそういう論理がわれわれの社会を構成している基本的な原理をくつがえすものであるかどうかについては、基本的な分析と見識が必要だと思っています。例をとらえて簡単に言うならば、ヒットラーは多数決によって多数決原理を葬りました。国会の中での多数決によって民主主義を葬りました。多数決と意図を持つてない、方法論を持つてないと言われたが、そういうコンセンサスというとらえどころのないようなものを下敷きにして、そして国民の大多数の意思ということを、たとえばこういいうシチュエーションの中でとられることによつて、そういう多数決という旗じるしさえ得るならばつぶしてもいいとは言えない原理がある。民主主義といふものは多数決の原理によつてつぶしてはならない、もつと大きな次元の高い原理のはずです。簡単に多数決さえ得るならば、国民の多数の意図があるならばすべてを変えることができるのである。しかし、民主主義といふものが変わるものだ。他的法規は変わるものだ。しかし、民主主義といふものが変わるものだ。たとえば民主主義は軍国主義と対比するようなことばでつかうのですが、民主主義といふもののを廃棄する、あるいは民主主義をやめて専制政権に戻る、独裁政治に戻る、ナチズムに返る、こういふことは多数決ということによってはかられないのであります。その部分はしつかり政策責任、政治責任として分別しておかなきやならないことだ。論理の第一点はそこです。多数決原理あるいは国民的コンセンサスということばによつて及んではならないものがここにある。それは民主主義だといふ点を、しっかりと、まず論理といふジャンルで確認をしていただきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君)　いまの最後の、民主主義の限界の問題であります、これはまあ法哲学の領域で、私はまだよく自分で割り切つて、こ

こで確信のある答弁をするだけの余裕がありません。これは、たとえばヒットラーの場合に、あのとき司法大臣をしていたラートブルフという人が「ラートブルフの法哲学」という本を書いていました。あれによると、ヒットラーは民主主義の街道を通つて民主主義を放逐した。それはちょうどホトトギスがウグイスの巣に卵を生みつけて、そしてウグイスの母親がそれをあつためていると、そつちのほうが先に化して、ウグイスの卵をけ散らしてホトトギスが飛び立つていく、それと同じことだ。あつためて出てきたのは自分の反逆者である、それはヒットラーと同じだと、そういうことをいつて、この経験を民主主義のために忘れてはならない、そういうことを昔読んだことがあります。

これは非常に示唆に富む大事な話であると私は思つてゐるんですけれども、これを一体、憲法制定権力といいますか——憲法制定権力と、それから構成された権力と、二つ憲法上の理論がありますけれども、フランス語でブーケ・アール・コンステティュアンといふことばをつかつています。この憲法制定権力といふものの構造が、どういう程度の権威を持つてゐるか、この点は考えておりません。しかし、政治家としての信念と行動においては、上田委員と同じ考え方を持つております。

○上田哲君　この問題、一言でいいです。一言でいいですが、多数決原理によつて民主主義を否定するふうに思つてゐるが、もう少しこれは深く専門的に研究してみないと、学問的なことはよくわかりませぬ。

○國務大臣(中曾根康弘君)　私はそのように思うのです。しかし、法哲学でそれがどういうふうに解説されるか、もう少しこれはあつてはなりません。しかし、政治行動者としてはそういうふうに思つてゐます。

○上田哲君　法哲学論争ということなら法哲学論の論理の第二点は、核武装しないということには二つあると思います、長官の答弁の中に。從来言

で、政策意図が踏みにじられていく。政策意図が

から回しされていく。政治家の信念や思想はあつたのだけれども、しかし、論理のおもむくところ

そういう形があつたのだということは、まさに長

官が引用された、私自身が指摘をした、ほかならぬ多数決によつて多数決原理を葬つた、民主主義

を葬つたという歴史がこれ示しています。この

場合は、私は論理を優先させではなく、算術的論理です。それは哲学のジャンルじゃありません。その算術的論理によつて多数決さえ——国民の多数の意向があるならば、民主主義も議会もすべて捨て去つて、たとえば軍部独裁、あるいは独裁政治を許してもいいということは、算術的にはありますよ。それは決して法哲学のジャンルではありません。しかも、その法哲学を基底に踏まえて——法哲学が政治原理になると言つてゐるのではない。政治的見識は、法哲学を基底に踏まえながら、政策責任意図として明示されなければなりません。常に論理に引きずられるのではなくて、ゆえなく権威を論理に向かつて払うのではなくて、政治的見識において民主主義を守るのだと。多數決原理のことばのあやつりの中で民主主義といふものを葬つてはならないのだといふことで、政策責任意図が論理を踏まえなければならぬ。あえて法哲学だと言われるならば、その法哲学を政治的見識において踏まえていく、こういう決意を、当代の防衛庁長官がはつきり国会の中で述べられるということがなければ安心ができない。もっと高い法学者があらわれたら民主主義はくつがえされてしまふことになれば、そのときは、まだ勉強が足りないのであります。しかし、政治家としての信念と行動においては、上田委員と同じ考え方を持つております。

○上田哲君　この問題、一言でいいです。一言でいいですが、多數決原理によつて民主主義を否定するふうに思つてゐるが、もう少しこれは深く専門的に研究してみないと、学問的なことはよくわかりませぬ。

○國務大臣(中曾根康弘君)　私はそのように思つてゐます。

○上田哲君　第二点、核武装しないということ

の論理の第二点は、核武装しないということには二つあると思います、長官の答弁の中に。從来言

われてきたことは、一つには、核抑止力をアメリカの核抑止力にたよつて、いられる間はそれでいい

じゃないか——まあことはもうちょっと反射的

な言い方になつています。第一義的には侵略に対する、それが間に合わない場合にはアメリカの

抑止力に依存をする

こういうことになつていて、

ある。もし、そつてあるならば、核抑止力がなく

なった場合には、核武装しなきやならぬといふことになつてしまふではないか。だから核抑止力といふから、わがほうは核武装しないということが一つあります。しかし、そこそそれ以上の高い論理で、簡単に論理として成り立つてゐることは、アメリカの核抑止力のかさのもとで保障されている

ことがあります。この場合にことばのニュアンスは問題でな

い。简单に論理として成り立つてゐることは、ア

メリカの核抑止力のかさのもとで保障されている

から、わがほうは核武装しないということが一つ

ある。もし、そつてあるならば、核抑止力がなく

なった場合には、核武装しなきやならぬといふことになつてしまふではないか。だから核抑止力といふから、わがほうは核武装しないということが一つあります。しかし、そこそそれ以上の高い論理で、簡単に論理として成り立つてゐることは、ア

メリカの核抑止力のかさのもとで保障されている

から、わがほうは核武装しないということが一つ

○國務大臣（中曾根康弘君）論理のことと政策のことと、やはり峻別して考えていただかないと、いけないと思います。いろいろ申し上げることを混消いたしますと、非常に誤解を受けることばになりますので、その点あらかじめ自分としても戒心をして申し上げますが、論理と政策というものを明確に分けておく、意識して分けてお考えいただくようにお願いいたしたいと思うのです。それでいま、じゃあアメリカの核抑止力がきかなくなったり核を持たなきやだめじやないか、持つんだろう、そういう筋の……。

○上田哲君 そうは言つてない。そういう論理にならないかと私は言つている。

○國務大臣（中曾根康弘君）私は、それは必ずしもそうでないと思うのです。それはそのときの客観情勢、国際情勢、相手の出方、そのほかいろんな諸元がかかるつくるので、相手の出方とか、動向というのは、また非常に重要なファクターになります。しかし、一般論としては、われわれは非武装中立論をとつていなければなりません。非武装中立論に現実性があると思つてないグレープであります。それでやはり安全保障の面において均衡論といふものも、すべてではないけれども、非常に重要なファクターをなしておると考えておるグレープであります。そういう面からのアメリカの核抑止力がなくなつた場合に、何らかのささえが要るか、そのささえというものが核によるささえであるのか、あるいはほかに国民的コンセンサスという別の平和的意図とか別のものが出てくるのか、あるいはその場合に国民的コンセンサスはくずれてしまつてまでも、核というものを持つたほうがきくのか、そういうことはきかないと思いますが、そういうような相手の出方とか、客観情勢とか、またいろんなファクターが経済、政治社会的に出てくると思うんです。だから現実論としては、それがすべ論理的にも核につながるという方向には私はいくとは思いません。特にそこに政治の選択という非常に幅の広い、社会的な、また民族心理的な面が開けておるのでありますと、それが

また非常に大事なところである、そう私は思いました。
○上田哲君 論理と政策をしつかり区別しておきたい、そうでなければ間違いが起きるというのでは、私が指摘しているところなんですから、そこで混淆されないように議論をしていただいてこうなんです。第三点は、これはまあ四次防が百六十億ドルでどんどん進んでいく、大体非核武装国でいえばこれはトップに踊り出でるわけですから、そういう形になれば、まあこの差はかなりあるとは思いますけれども、順番からいえば、次はどうなるということは当然出てくるわけです。この論理はこのまま持続していくのか、それとも変更することがあり得るものなのか、その点を伺いたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまの御質問の趣旨がよくのみ込めないのでござりますが、もう一度ひとつ説明願いたいと思います。

○上田哲君 今まで核武装しないということを言っておることの論理の一つは、日本は第二撃能力が持てない長大な地形を持っておる、だから無意味なんだ、こういうわけですね。意味があれば持つかもしれないということになるのかならないのか、論理としてはそういうことがあるわけですね。

○國務大臣(中曾根康弘君) それは軍事的な面の考えでは、あるいはそういう方向に論理は走るかもしれません、やはり政治全般を考えると、それ以外の非常に重要なファクターがそこに重なって入ってまいりますので、私は一般的にわかりやすいように説明するために、よく戦略的には第二撃能力ということで、核武装の問題が論ぜられておるわけです。米ソの間に起きましては、もはや第一撃能力の可能性で問題が煮詰まっているわけ

です。そういう意味で、核武装しても意味がないんだということをわかりやすく説明するために、日本のような場合には、こういう狭小な列島で、これだけ人口が稠密に存在しているところで、そういうものを持っても意味がないんだということを説明する方便として、そういう表現をとっておる。しかし、その問題だけではなくして、戦的な軍事学的な分野だけではなくして、そういう核武装とか何とかいう大きな社会的な問題について、非常に別のファクターがうんと入ってくる。で、そういういろんなファクターを考えながら、われわれはすべてを考える場合に、核武装は賢明でないと、そう考えております。いまの列島のそういう構造の問題はわかりやすく了解していくだくための一つの方便をお考え願いたいと思います。

○上田哲君 では取りまとめます。

これはただ私どものこの核武装ということについての統一的な認識にしておきたいと思うので確認をさせていただくが、基本的にはやはりこの際、確かに長官が再々にわたる論議の中で、特に長官は去年の夏から、はつきりした非核論者になられたというふうにも聞いておるわけですが、そういう経緯も踏まえた上で、いま日本は核武装をすべきではない、四次防にその計画はないということは明言されています。これは確認をします。

しかし、いろいろ、たとえば防衛白書その他の中にも出てきておるよう、政策の意図というものと、論理のおもむくところが区別されで説明されておるところに、非常に私たち不安を持つ。いかに政策意図として、いま核武装をしないと何べん明言されても、その政策意図とはかかわりなく論理が進んでいった場合には、そうでない事態が起つてくるということになるのではないか。これはいままで私たちが非常にきびしい、苦い歴史的経験をなめているのだから、そのところは明らかにされなければならない点だということで見解を統一したいわけです。

いまあげた三点について言うならば、論理としてはやはり非常に不安定なものがありました。第

一の多数決原理によつてでも民主主義だけは保たなければならないのだということは、法哲学のジャンルなんだから、そのことは必ずしも明確には言ひきれないという危惧が残りました。論理としては不安定です。核抑止力の問題は、何も私は核抑止力がなくなつたら核武装すべきだ、それに違ひないなんということを言っておるのでない、論理の話をしているのです。

第二点の問題は、核抑止力がなくなつた場合にも、アメリカの核のかさが衰えた場合にも、われわれは他の方法によつて核武装をしないんだと、この論理をとると言わればよくわかるんだが、そういう論理ではなかつた。したがつて、その部分も不安定要素が残つておる。

第三の問題は、長大な地形かどうかということは、私も例としてあげておるわけですが、長官の言われるのは、第二撃能力として、わが国が核武装することは無益だから持たぬのだ、裏返せば無益でなくなる事態があつたらやる、また、やるべきではなかつたけれども、論理的には政策意図を越えて核武装をするんだという論理は、論理としては予定されることになる。したがつて、この論理が政策に優先をする、こういうことになつていくと、私たちは、いかに防衛庁長官が、あるいは政府が、今日ただいま議事録の上で核武装はいたしません、政策的に賢明ではありません、賢明といふことばを使っておられますから、賢明ではありますんということを再々強調せられ、それを確認するとしても、それはゆかりのないことになつていく。論理のおもむくところ、そうでない形が出てくる。次の政策がそれに乗つていくということを警戒しなければならないということになります。

したがつて、はつきり確認しておきたいのは、その論理と政策の関係でいえば、論理としてはそういう不安定要素が個々にあると、こう言われておるところです。しかし、その論理はあるが、政策意図としては、その論理の上を越えて、政策部分としてそういう論理に引きずられるのでなくし

についてがつちり検討をし、そして私たちのこの審議の中にもいろんな面で反映させてもらいたい、こういうふうに思うのですが、大臣いかがでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) いまの文章にも「國力国情に応じ」ということばがあるのですが、これをつくった当時の文献その他を調べてみますと、国力というふうではG.N.Pとか、その他がありますが、国情という面では憲法とか、あるいは社会保障等の政策、そういうものが込められているのだというふうな説明を聞きました。解釈によっていろいろニュアンスは違うと思いますけれども、やはりほかの国策と調和を保っていくということが非常に大事である、そのように思います。

○峰山昭範君 ほかの国策と調和をはかってい

く、確かに調和は大事だと思う。そのとおりだと思う。ことばの上ではそうかもしれませんけれども、

「國力国情に応じ」、また、ほかの諸政策と

調和を保ちながらと言ひながら、だんだん防衛予

算というものがエスカレートしてくるということ

自体については、私たちは得心がいかないわけです。これから四次防のことについても言いますけ

れども、その四次防自体も、今までの三次防までの予算とはずいぶん違うわけです。要するに五兆八千億という相当たいへんな金額になるわけです。一年間にいたしましても一兆円以上の金額になるわけですね。そうしますと現在の一般予算の伸びというのは一五%くらいですね、年間。それが防衛予算一兆円以上ということは、一八%に当たるわけです。そういう点から考えてみましても、これはただ単に防衛費がそういうふうに膨大に大きくなっていくということは、実際問題、民生とか、そのほかの私たちの生活に密接に関係のあるそういうふうな社会保障までがやはり圧迫されるくる。そういうことはないとは言いながら、いずれにしましても私は公害が出てきていろんな問題がいま社会問題として出てきております。そういうふうな社会保障の面が圧迫されることは間違いないと思うのです。そういうふうな面にわれわれ

はどうしても力を入れていかなければならぬ。社会保障やそういう面が充実してこそ、その上に立つの防衛だと私は思うのです。そういうものを無視しての防衛はないと思うのです。そういう

点で、ただ単に調和とか何やら言いましても、現

実にこういうふうに膨大になってくること自体に

ついては、私たちはどうしても得心がいかないわ

けです。この点についてはどうですか、大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 社会保障費や教育研

究費や公共事業費等にはよく目を配りながら、そ

のバランスを失しないようだ、われわれは政治的

に配慮していく必要があると思います。ただ防衛費

はやはりその客観情勢、国内情勢等によりまして

伸び縮みがあると思うのです。基本方針にもたし

か漸増といふことばが使つてあたると思います。

「漸進的に整備する」、こういうことばが書いて

あります。が、やはり国内外の情勢によつて彈力的

に動き得るものである。そのように思いますが

やはり基本線としましては、社会保障費、教育研

究費、公共事業費等の伸び縮みをよく見詰めなが

ら調整をとる必要がある、このように考えており

ます。

○峰山昭範君 大臣はいま答弁の中に、防衛費は

伸び縮みとおっしゃいましたけれども、今まで

縮みといふものは一つもないんですよ、伸び続け

ておるわけですね。いつになつたら縮む

のですか。縮む可能性というものはあるのですか、大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 目下のところは漸増

の段階でありますけれども、それが将来ある時点

にいけば縮まないとも限りません。それらはやは

りそのときの情勢によつて動いていくものである

と思います。

○峰山昭範君 将来のある時点といまおっしゃい

ましたけれどもね。将来のある時点というのは、

これはもう全くわからないわけですがね。どうい

ういう社会環境の中にあつてこういうときがやつ

てくるのですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) まだ日本の段階では

整備——漸増的に整備するという段階で、これは

過去十カ年における防衛費支出を国際的に見まし

ても、たしかイギリスが十七兆くらいです。それ

から西ドイツ、フランスが十五兆から十四兆くら

い、日本が三兆くらいです。そういうような対比

も考えてみますと、いかんせん日本は非常に蓄積

がございません。そういうような点から、たとえ

ば米軍貸与の艦艇や迫撃砲、戦車等ができるだけ

早く国産にかえていくとか、そういうような意味

でも、現在五〇一五〇くらいの比率ですが、それ

を八〇一二〇くらいの比率に次の防衛計画で持つ

ていくつもりです。そういう整備の段階に現在あ

るのと、それが将来的な段階に現在あるのと、

いふべき縮まないとも限りません。それらはやは

りそのときの情勢によつて動いていくものである

のです。

○峰山昭範君 この辺でいいというその防衛計画

なり、そういうようなものをいま検討さして

いることがあります。これはまた新防衛力整

備計画とは別にやつていらっしゃるんだと私は思

いますが、その検討中といふのは、大体いつごろ

までにできる予定ですか、これ。

○国務大臣(中曾根康弘君) これはいつごろまで

と時期を明言することができないのが残念でござ

りますが、大体輪郭をできるだけ早くくれたら

つくりたい、そういう考え方で努力している最中で

かなければならぬ、そう心得ております。

○峰山昭範君 現在、防衛のいろいろな機材にし

ましても整備中とのことでありますけれども、將

來八〇一二〇にしたいということありますけれ

ども、いま諸外国のいろいろな防衛費の相当な金

額のことをおっしゃいましたけれども、現在の日

本の予算の範囲においては相当なもので、これ

はね。そこで、現在整備中といふからは、これ

はいつまでも整備中といふわけにはいかないと思

うのです。私はね。いつごろまでに整備を完了

し、そして将来はこういうふうにしていくとい

う感じがするわけです。将来ある時点にくれば

けれども、現在この姿を見てみると、このあ

にはまだ五次防も六次防もずっと続いていくよ

うな感じがするわけです。将来ある時点にくれば

缩むということを考えられる。実際問題、いつに

なればその縮むというのがあるのか。ほんとうに

あるのかどうか。実際問題、そういうようなもの

はなかなか出でこないと思うのです、私はね。そ

ういうことについて大臣はいま、将来ある時点と

おっしゃいましたが、どういうところを、どうい

う時点を考えていらっしゃるのか、お伺いしたい

と思うのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) まだ日本の段階では

おっしゃいましたが、どういうところを、どうい

う時点を考えていらっしゃるのか、お伺いしたい

と思うのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) まだ答弁の中、防衛費は

伸び縮みとおっしゃいましたけれども、今まで

縮みといふものは一つもないんですよ、伸び続け

ておるわけですね。いつになつたら縮む

のですか。縮む可能性といふものはあるのですか、大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) まだ日本の段階では

整備——漸増的に整備するという段階で、これは

過去十カ年における防衛費支出を国際的に見まし

ても、たしかイギリスが十七兆くらいです。それ

から西ドイツ、フランスが十五兆から十四兆くら

い、日本が三兆くらいです。そういうような対比

も考えてみますと、いかんせん日本は非常に蓄積

がございません。そういうような点から、たとえ

ば米軍貸与の艦艇や迫撃砲、戦車等ができるだけ

早く国産にかえていくとか、そういうような意味

でも、現在五〇一五〇くらいの比率ですが、それ

を八〇一二〇くらいの比率に次の防衛計画で持つ

ていくつもりです。そういう整備の段階に現在あ

るのと、それが将来的な段階に現在あるのと、

いふべき縮まないとも限りません。それらはやは

りそのときの情勢によつて動いていくものである

のです。

○峰山昭範君 この辺でいいというその防衛計画

なり、そういうようなものをいま検討さして

いることがあります。これはまた新防衛力整

備計画とは別にやつていらっしゃるんだと私は思

いますが、その検討中といふのは、大体いつごろ

までにできる予定ですか、これ。

○国務大臣(中曾根康弘君) これはいつごろまで

と時期を明言することができないのが残念でござ

りますが、大体輪郭をできるだけ早くくれたら

つくりたい、そういう考え方で努力している最中で

あります。

○峯山昭範君 まあ国防の基本方針の問題はそのくらいにしまして、四次防の問題につきましては、先般いろいろ質問ございましたので、できるだけダブらないよう質問したいと思うのです。が、いざれにしましても、この四次防とはおつしやつていらっしゃないので、新防衛力整備計画ということになっています。私の手元にも、ここに来ているのですけれども、これが皆さんにお配りした全部なのかどうか、ちょっとわからぬのですが、いざれにしましても、来年早々から大蔵省との予算折衝が始まつて、そうして来年の夏ごろには国防会議等を経て正式に閣議決定される、そういうぐあいに私は思つているのですけれども、先ほどの国防の基本方針等から考えて、多少若干の変動はあるのではないかと、私自身こういうふうに思つてゐるわけなんですが、そこで、その国防の基本方針等も来年は何とかなるとは私は思うのですが、その新防衛力整備計画がちゃんと立案されるまでの手続といいますか、手順といいますか、プログラムについてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまのは基本方針ですか。

○峯山昭範君 まず一つは基本方針との問題を一つ、それからもう一つは、新防衛力整備計画のプログラム……。

○國務大臣(中曾根康弘君) 国防の基本方針は、今後も継続して検討を加えていくわけであります

が、まあ私の希望としましては、新防衛力整備計画が正式に決定される前後に、基本方針も修正を必要とするところあらば修正をされてしかるべきである、そのように思います。

それから、新防衛力整備計画につきましては、たぶん二月過ぎころから大蔵省との折衝を始めまして、夏前にそれをセッティングしまして、それから、新防衛力整備計画につきましては、いくべきもので、夏ごろには最終的にきめたい、そのように希望を持っております。

○峯山昭範君 まあ国防の基本方針の問題はそのくらいにしまして、四次防の問題につきましては、先般いろいろ質問ございましたので、できるだけダブらないよう質問したいと思うのですが、いざれにしましても、この四次防とはおつしやつていらっしゃるので、新防衛力整備計画といふことになっています。私の手元にも、ここに来ているのですけれども、これが皆さんにお配りした全部なのかどうか、ちょっとわからぬのですが、いざれにしましても、来年早々から大蔵省との予算折衝が始まつて、そうして来年の夏ごろには国防会議等を経て正式に閣議決定される、そういうぐあいに私は思つているのですけれども、先ほどの国防の基本方針等から考えて、多少若干の変動はあるのではないかと、私自身こういうふうに思つてゐるわけなんですが、そこで、その国防の基本方針等も来年は何とかなるとは私は思うのですが、その新防衛力整備計画がちゃんと立案されるまでの手続といいますか、手順といいますか、プログラムについてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまのは基本方針ですか。

○峯山昭範君 まず一つは基本方針との問題を一つ、それからもう一つは、新防衛力整備計画のプログラム……。

○國務大臣(中曾根康弘君) 国防の基本方針は、今後も継続して検討を加えていくわけであります

が、まあ私の希望としましては、新防衛力整備計画が正式に決定される前後に、基本方針も修正を必要とするところあらば修正をされてしかるべきである、そのように思います。

それから、新防衛力整備計画につきましては、たぶん二月過ぎころから大蔵省との折衝を始めまして、夏前にそれをセッティングしまして、それから、新防衛力整備計画につきましては、いくべきもので、夏ごろには最終的にきめたい、そのように希望を持っております。

○峯山昭範君 私は大臣の答弁、さつきもおつしやいましたように、この国防計画というものは、その策定する前に国防の基本方針、その方針に立脚して、そしてこの防衛力整備計画が私は立案されたものだと、これは大臣の答弁です、そのとおりですか、大臣、これ。

○國務大臣(中曾根康弘君) そのとおりであります。

○峯山昭範君 す。ただ現行の国防の基本方針の中にも、最初に、「国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し」ということで、相当な自主性は盛られてあるわけです。しかし、「一、二、三、四項の中に、そういうような意味のものが載つておりませんから、私はそれを修正して付加することが適当であろう、そう考へておるわけです。しかし、国防の基本方針、現行のものを見ましても、そういう精神が盛つてあるのでありますし、必ずしも現在のものが現状に全部不適合であるということではないと思つております。

○峯山昭範君 私はそのとおりだとと思うのですが、まあ私の希望としましては、新防衛力整備計画が正式に決定される前後に、基本方針も修正を必要とするところあらば修正をされてしかるべきである、そのように思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) もちろんそうであります。

○峯山昭範君 そうしますと、その特に第四項日は、今度基本方針の改正等で、先ほど大臣も変更するという、内外の情勢があるということをおつ

しゃいましたけれども、現実にそれは変更されるわけですね。そうしますとそれに基づいていわゆるこの新防衛力整備計画についても修正をする必要がありますと私は思うのですが、この点についてはどうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 現行の国防の基本方針の中でも、いまのようにそういう字句はあるのであります。これを援用して、やはり自主防衛でありまして、これを援用して、やはり自主防衛というところへ重点が来ておるわけであります。この文章全般を総合的に把握しながら国防計画というものは立つていいのでありますから、必ずしも第四項が現状のままだから、次の新防衛力整備計画が策定されないというものではないと思います。

○峯山昭範君 もよとそれでは変えますが、長官はかねがね自主防衛の五原則というのをおつしやつておられます。この自主防衛の五原則といふのを大臣はかねがねおつしやつていることありますので、特別言ひませんけれども、いずれにしましても、「憲法を守り国土防衛に徹する」、それから二番目が「外交と一体、諸国間との調和をはかる」、それから三番目に「文民統制をまつとうする」、四番目に「非核三原則を維持する」、五番目に「日米安保体制で補充する」、こういうぐあいになつておりますけれども、今回の四次防のこの案を見ますと、やはり現在の、従来の国力国情にふさわしくといふこの文言が實際この中に、立案の趣旨の中にもうたわれておりますように、やはり従来の、現在の国防の基本方針といふそれとも、大臣、先ほどおつしやいましたように、この四番目の問題は全然違うと思うのです、まるつきし。事情は変わつてきていると思うのです。そうしますと、現在出しているこの新防衛力整備計画といふものは、やはり現在のこの国防の基本方針に基づいて私は策定されたものだと思うのですが、この点はどうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私は基本的には変わつて、夏前にそれをセッティングしまして、それから、新防衛力整備計画につきましては、たぶん二月過ぎころから大蔵省との折衝を始めまして、夏前にそれをセッティングしまして、それから、新防衛力整備計画につきましては、いくべきもので、夏ごろには最終的にきめたい、そのように希望を持っております。

○峯山昭範君 まあ私は変わつて、夏ごろには最終的にきめたい、そのように希望を持っております。

○國務大臣(中曾根康弘君) そうしますと、その特に第四項日は、今度基本方針の改正等で、先ほど大臣も変更するという、内外の情勢があるということをおつ

しゃいましたけれども、現実にそれは変更されるわけですね。そうしますとそれに基づいていわゆるこの新防衛力整備計画についても修正をする必要がありますと私は思うのですが、この点についてはどうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 現行の国防の基本方針の中でも、いまのようにそういう字句はあるのであります。これを援用して、やはり自主防衛でありまして、これを援用して、やはり自主防衛というところへ重点が来ておるわけであります。この文章全般を総合的に把握しながら国防計画というものは立つていいのでありますから、必ずしも第四項が現状のままだから、次の新防衛力整備計画が策定されないというものではないと思います。

○峯山昭範君 もよとそれでは変えますが、長官はかねがねおつしやつていることありますので、特別言ひませんけれども、いずれにしましても、「憲法を守り国土防衛に徹する」、それから二番目が「外交と一体、諸国間との調和をはかる」、それから三番目に「文民統制をまつとうする」、四番目に「非核三原則を維持する」、五番目に「日米安保体制で補充する」、こういうぐあいになつておりますけれども、今回の四次防のこの案を見ますと、やはり現在の、従来の国力国情にふさわしくといふこの文言が實際この中に、立案の趣旨の中にもうたわれておりますように、やはり従来の、現在の国防の基本方針といふそれとも、大臣、先ほどおつしやいましたように、この四番目の問題は全然違うと思うのです、まるつきし。事情は変わつてきていると思うのです。そうしますと、現在出しているこの新防衛力整備計画といふものは、やはり現在のこの国防の基本方針に基づいて私は策定されたものだと思うのですが、この点はどうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私は基本的には変わつて、夏前にそれをセッティングしまして、それから、新防衛力整備計画につきましては、たぶん二月過ぎころから大蔵省との折衝を始めまして、夏前にそれをセッティングしまして、それから、新防衛力整備計画につきましては、いくべきもので、夏ごろには最終的にきめたい、そのように希望を持っております。

○峯山昭範君 まあ私は変わつて、夏ごろには最終的にきめたい、そのように希望を持っております。

○國務大臣(中曾根康弘君) そうしますと、その特に第四項日は、今度基本方針の改正等で、先ほど大臣も変更するという、内外の情勢があるということをおつ

重要でありますから、それは「外交と一体」という意味の中に入らうことは含まれているだろうと思ひます。

少しずつ少しずつしばらく出している感じです。毎回毎回少しずつふえています。まあそれは公開している機数は減っているなんておっしゃるかも

○ 峯山昭範君 ファントムはそうかもしれません。けれども、護衛艦はどうですか。

○ 国務大臣(中曾根康弘君) 護衛艦にしても同じで

という話をしませんでしょう。そのほかの社会保障費とか教育費とか、そういうものと見合わせてということをおっしゃいます。きょうはGNPを

○峯山昭範君 私先ほど「外交と一体」と言いましたが、大臣、いた。「外交と一体」とは言いましても、大臣、いまた外務省で、この外務省の総予算というものは四百五十億近くですね。それからしますと、この外交と防衛が一体ということに私はなると思うのですが、いろいろな面があると思うのですが、「外交と一体」と言いましても、とてもじゃないけれども、外務省が所管している予算とはもうはるかにこの調和していない、少なくとも。そういうぐあいにも思うのです。

されませんけれども、海上自衛隊の船は着実にふえている、そういうような点から言いまして、國民がそのほんとうの一一番知りたいのは、一体防衛費というものはどの程度まで増加しなければいいのか、それもやつぱり一番知りたいと思ってるんです。実際問題、船がたくさんできたって——言いたくありませんけれども、昔の船艦「大和」とか、いろんな船がたくさんできました。そういうような船が結局は何の用もなさなかつた、結局は攻撃目標になつてペーになつて沈んでしまえばそ

でありまして、防衛力というものは一朝にして整備できるものではないわけです。危機とか、あるいはいまのような脅威というものは突然出てくることもありますし、ある一定の段階を経て出てくるものもありますが、それに対処する防衛力はこつ然とはできないわけであります。やはり當時たくわえつつ、ある程度のランニングストックを持つていて、それによつて末然に抑止力を働かしていくこと、やはり目に見えない大きな機能であると思います。

おっしゃっておりますけれども、私は単純にそういうふうに比較はできないと思うんです、それ自体。私はこういうような問題については、実際問題こういうような護衛艦というものはどのくらいあればいいか、ファンтомという飛行機が一体何機あればいいか、これは私は将来の見通しとともに、やはり防衛計画とともに、どうしても国民が知りたい問題であると思いまして、どの程度までという限度はやはり定めるべきだと思うんですが、どうですか。

それはそれとしまして、まあ実際私もしみじみと思うのですけれども、防衛というのはほんまに高うつく、私はこう思うのです。今度新しく購入するファンтомにしましても、一機二十億円以上でしょう。三十億円近くするはずです。あの護衛艦にしましても一そう二百億近くしますね。こういうふうな、その金額を聞いただけでほんとうに私たちには気が遠くなるような気がするわけです。実際にそれじゃあこれだけの金額をかけて、ほんとうに日本の防衛力といいのはいざというときに役に立つのかどうかたとえばファンтомが、一体どんな事態が起きたときにこのファンтомが活動して、そしてそのファンтомがあれば一体どういうことができるのか、どういう効果があるのか、逆に言いますと、それじゃあファンтомがなければどうなるのか、一つの例です。また、護衛艦にしましても同じです。二百億というたいへんな金額をかけて護衛艦をつくる必要があるのかどうか。私は直接ないとは申しませんけれども、ないとは言いませんけれども、実際にこんなすごい金額をかけて護衛艦をつくる必要がほんとうにあるのかどうか、どういったときにその護衛艦が出動するのか、もしその護衛艦がなければ、一体どういうことになるのか。もつと突っ込んでいきますと、ファンтомは一体何機あればいいのか、護衛艦は一体何そあれればいいのか、この防衛力計画では、

それで終わり、そういうことが実際あるわけです。
そういうような観点から、一体大臣はこういうよ
うな点について、それぞれどういうぐあいにお考
えになつていらっしゃるのか、この点について大
臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私は、国の安全保障
というものはただでもらえるものじやないと思つ
ております。やはり金がかかるものであると思つ
ております。国の安全保障は空氣や水のようにた
だで手に入ると考えること自体が錯覚である。や
はり各国民は嘗々たる努力をして、血と汗と涙の
中にみんなその国を守つておるわけであります。
日本も同様なことであると思うんです。それで
ファンントムがどういう機能を持つかというお話を
ございますが、もしこれがなければ、領空侵犯で外
国の飛行機が日本の国内あるいは領空に入つてしま
ても、何らなすところがない、そういう形になり
ます。やはりファンントムが出ていて、識別線の
中でその外国の航空機と接触していくところに外
国の飛行機は帰つてしまいますが、行つてしまいま
す、本国へ。そういうような情勢を見ましても、
やはり當時そういう努力をしながら、日本の周辺
における安全を維持しておかなければならぬわけ
であります。各国がそういう努力をしていく以上、やはり日本も分相応に努力をしていくべきで
あると思うわけであります。

○峯山昭範君 大臣はそうおっしゃいますけれども、私はそうは思わない。国民が実際問題、これだけのすごい金額がかかるわけですね。確かに防衛はただで、日本の安全はただというわけじゃないとおっしゃいますけれども、確かにそうかもしませんけれども、それじやただでなければ、一体どの程度まで出せばいいのか、どの程度まであればいいのかというのが、やっぱり国民の知りたいところだと思うのです。この点についてどうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) いままでは大体GNPの〇・八%前後という形できてまいりました。昭和三十年代の初期においては、これが一%から一・三%程度以上まで高くなつたこともあると思いますが、大体その後〇・八%程度に落ちついておるわけです。これはほかの経費等々と比べてみ、また外国のそういうことに対する負担と比べてみると、まあまあ國民もがまんしていただける線ではないかと、そう考えて、大体この水準でているわけであります。

○峯山昭範君 私は、ファンタムが何機あればいいか、護衛艦が何艘あればいいか、それはGNPの〇・八%でいまとてきた、将来は一%ぐらいい——それではすまないと思うんですよ。中曾根長官になる前の大臣はGNPということをしょっちゅうおっしゃいました。長官はなかなかGNP

○國務大臣(中曾根康弘君) ある前提条件のもと、こういう条件が続く限りこの程度、そういうようなものはいまつくるように一生懸命努力しているところであります。

○峯山昭範君 いまつくるように、ある前提条件を設けて、そしてつくるように努力しているということであります。これもいつまでにできるかというと、そういうことは言うことはできないと大臣はおっしゃるかもしませんけれども、やはり私は、そういうような問題については国民にちゃんと教える、ある程度明らかにするというふうによつて国民も安心すると思うんです。現在の情勢では、どこまでエスカレートするかわからぬいという状況では私はやはりましいんじやないか。実際問題としてそう思ふんです。こういう点についてもよく検討して、早急にそういうような問題をちゃんとやつてもらいたいと思います。

さらにもう一言この問題について聞いておきたいのであります。國の防衛はただではできない。外国からの脅威は、やはりこういうぐあいにファンтомなり、いろんな優秀な飛行機なり軍艦なりを買つて——まあ軍艦と言つていいかどうかわかりませんけれども、そういうものを購入して、当然國の防衛というものを、安全というものをはかつていかなければいけないと、こう大臣はおっしゃると思うんですがね。実はこういうふう

○**峯山昭範君** ファントムはそうかもしれません。けれども、護衛艦はどうですか。

○**國務大臣(中曾根康弘君)** 護衛艦にても同じでありますて、防衛力というものは、一朝にして整備できるものではないわけです。危機とか、あるいはいまのような脅威というものは、突然出てくることもありますが、それに対処する防衛力は、つ然とはできないわけであります。やはり、常時、たくわえつつ、ある程度のランニングストックを持つていて、それによって、未然に抑止力を働かしていく、ということも、やはり目に見えない大きな機能であると思います。

○**峯山昭範君** 大臣は、そうおっしゃいますけれども、私は、そろは思わない。国民が、實際問題、これだけのすごい金額がかかるわけですね。確かに防衛は、ただで、日本の安全は、ただ、というわけじゃないとおっしゃいますけれども、確かに、そうかもしれない。せんけれども、それじゃ、ただでなければ、一体どの程度まで出せばいいのか、どの程度まであればいいのか、というのが、やっぱり、国民の知りたいところだと思うのです。この点についてどうですか。

○**國務大臣(中曾根康弘君)** いままでは、大体 GNP の〇・八%前後という形で、きてまいりました。昭和三十年代の初期においては、これが一%から一・三%程度以上まで高くなつたこともあると思いますが、大体その後〇・八%程度に落ちついておるわけです。これはほかの経費等々と比べてみ、また、外國のそういうことに対する負担と比べてみると、まあまあ、國民もがまんしていただける線ではないかと、そう考へて、大体この水準できているわけであります。

○**峯山昭範君** 私は、ファントムが何機あればいいか、護衛艦が何そあればいいか、それは GNP の〇・八%で、いままで、将来は一%ぐらいい——それでは、すまないと思うんですよ。中曾根長官になる前の大臣は、GNP ということをしよつちゅうおつしやいました。長官はなかなか GNP

という話をしませんでしょう。そのほかの社会保険費とか教育費とか、そういうものと見合わせてということをおっしゃいます。きょうはG.N.Pをおっしゃっておりますけれども、私は単純にそういうふうに比較はできないと思うんです、それ自体。私はこういうような問題については、実際問題こういうような護衛艦というものはどのくらいあればいいか、アントムという飛行機が一体何機あればいいか、これは私は将来の見通しとともに、やはり防衛計画とともに、どうしても国民が知りたい問題であると思いまして、どの程度までという限度はやはり定めるべきだと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) ある前提条件のもとに、こういう条件が続く限りこの程度、そういうようなものはいまつくるように一生懸命努力しているところであります。

○峯山昭範君 いまつくるように、ある前提条件を設けて、そしてつくるように努力しているということであります。これもいつまでにできるかというと、そういうことは言うことはできないと大臣はおっしゃるかもしませんけれども、やはり私は、そういうような問題については国民にちゃんと教える、ある程度明らかにするというふうによつて国民も安心すると思うんです。現在の情勢では、どこまでエスカレートするかわからぬいという状況では私はやはりいんじやないか。実際問題としてそう思ふんです。こういう点についてもよく検討して、早急にそういうような問題をちゃんとやってもらいたいと思います。

さらにもう一言この問題について聞いておきたいのであります。國の防衛はただではできない。外国からの脅威は、やはりこういうぐあいにファンタムなり、いろんな優秀な飛行機なり軍艦なりを買って——まあ軍艦と言つていいかどうかわかりませんけれども、そういうものを購入して、当然國の防衛というものを、安全というものをはかつていかなければいけないと、こう大臣はおっしゃると思うんですがね。実はこういうふう

な、国の安全を守るため膨大なお金を使って飛行機なり護衛艦を買っておるわけです。この購入した護衛艦なり、また飛行機なりといふものは、当然国民の税金で購入し、防衛庁としてもその保管をまかされておる以上は、責任を持つて保管をし、そろそろそれに対しても責任を持つて管理する義務が私はあると思うんです。この点はどうですか。

○國務大臣（中曾根康弘君） 国民の貴重なる税金によつてつくつていただいた防衛力は、やはり責任を持つて大事に管理していかなければならぬものであると思います。

○峯山昭範君 そのことはいま大臣の答弁を聞いておきました、その点についてはあとでそのほかの問題を取り上げて具体的に話をしたいと思います。

それから、もう一点あります、四次防の重点目標の一つであります沖縄の防衛のことにつきまして、この整備計画の概要の中には、いろいろ私も読んでみたんですが、私のいただいた範囲内では「沖縄の施政権返還に伴い、同地域に所要の防衛力を配備する。」という、一行ちょっとの文章しかないわけですが、先般からの大臣の国会におけるいろんな答弁から総合いたしますと、陸上では千百人、海上では七百人、航空で千四百人、合計三千二百人を沖縄に配備したい、そうして四次防中にはその二倍を沖縄に配備する、そういうふうな答弁があるわけがありますが、この四次防計画の中には詳細にそれがうたわれてないわけであります、実際問題として——まあ四次防といつていいかどうかわかりませんが、この新防衛力整備計画に関連して、これは一体どういうぐあいになつておるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員（宍戸基男君） 沖縄の防衛計画につきましては四次防の中に含めて考えております。で、先生先ほどおあげになりましたような数字を含めて四次防の中に考えております。つまり、当初は陸海空合わせまして三千数百人程度を展開し

たい、さらに逐次増強しましてその倍くらい、六千人程度のものを配備いたしたい、かように考えておりまして、それは四次防の中に含めておりまます。

○**峯山昭範君** この問題についてもあとでまたちょっと触れたいと思うのですが、この沖縄の問題につきましては、沖縄の米軍基地等の問題がずいぶんあるわけです。先般の、昨日、きょうの委員会と統一して基地問題が相当問題になりましたけれども、本土の基地が整理されようとしておりますが、沖縄の基地の整理については全く何ら触れられていないわけあります。そういうふうな本土におけるいろんな基地の問題のしわ寄せが沖縄のいろんな基地の問題になってくるのじやないか、こういうぐあいに心配しているわけですが、ここら辺のことについてはどういうぐあいにお考えですか。

○**政府委員(宍戸基男君)** 沖縄の基地の状況につきましては、大体米軍が現在どの程度いるかという情報をもとにしながら将来の沖縄計画を立てております。わがほうが、先ほど申し上げましたような数字の部隊を展開するに必要な施設が当然要るわけですから、それについて所要の折衝を現在米軍としていると、こういう状況でござります。

○**峯山昭範君** その問題はそれくらいにしまして、先ほどの日本の航空機等の問題についてお伺いしたいと思いますが、日本の航空機製造界ですか、航空機産業界ですかに占める自衛隊の役割りというものは相当大きなものがあると思うのです。

そこで、現在日本における航空機メーカー、それぞれ幾つかあると思うのですが、そこでほとんど防衛庁の航空機等の製造並びに修理、オーバーホール等が行なわれておると思うのですが、その修理、オーバーホールの現状ですね、これはどういうぐあいになつてているのか。たとえば全部を言つてもらわなくてもけつこうです。特に F-104 J 並びに F-86、YS-11、C-46、これらの飛行機は何というメーカーでオーバーホール並びに修理を行

なつてゐるのか、お伺いしたいと思うのです。
○説明員(蒲谷友芳君)　ただいま御指摘のF 104 J
と86 F、これは三菱重工が行なつております。そ
れからC 46は新明和工業が行なつております。Y
S 11も新明和が行なつております。
○峰山昭範君　それではいまそれぞれやつてある
修理、オーバーホールに対して、今度は修理、
オーバーホールと分けますとたいへんでしょうか
ら、それぞれ三菱並びに新明和の年間契約、総合
計でけつこうです。防衛庁関係の飛行機を含めま
して、契約はどのくらいになつてあるのか、お伺
いしたいと思います。
○説明員(蒲谷友芳君)　ちょっとといま資料を持つ
ておりますので、至急調査いたします。
○峰山昭範君　資料に基づかないでけつこうで
す。概略でけつこうです。何億というくらいで
けつこうでござりますからお願ひします。
○説明員(蒲谷友芳君)　手元に資料がありません
ので、もう少しお待ち願いたいと思います。
○峰山昭範君　じゃ、契約金額等については後ほ
どいついていただくとしまして、それじゃ、航空機の
故障の状況というのはどういうぐあいになつてい
るのか。特にF 104 Jと86 Fについて、最近の故障
の状況並びに修理、オーバーホール等の状況はど
うなつてあるか、お伺いたいと思います。
○説明員(蒲谷友芳君)　ただいま詳細な資料を
持つておりますが、104だけの資料がありますの
で申し上げますと、三十八年から四十五年度まで
に十七件の事故が起きております。これは墜落事
故でございますが、大体各年一件、多いときには
六件——四十二年度でございますが、現在までに
F 104 Jは十七件の事故を起こしております。
○峰山昭範君　これは年度別に件数言つてみてく
ださい。

○峰山昭範君 いまの合計十七件でございます
が、これは104ですね。
○説明員(蒲谷友芳君) はい。
○峰山昭範君 この十七件は、これはオーバーホール、修理ですか。これは何ですか。具体的に教えてください。
○説明員(蒲谷友芳君) そういう分類をしておりませんが、いままでの事故の結果を原因別に見ますと、機材の欠陥によるものというのが五件、操縦者のミスと思われるものが五件、落雷によると思われるものが三件、原因不明というものが現在三件ございます。その他調査中一件、そういうことでございます。
○峰山昭範君 そうしますと、昭和四十二年の十月二十一日、三菱重工の小牧工場で修理が終わった104Jが墜落事故を起こした。で、この104Jの損害賠償が問題になつてゐると思うのですが、私はこの中で特に、防衛省当局もこの事故についてその調査を完了していると思うのですが、この事故の経過並びにその処置についてお伺いしたいと思います。
○説明員(蒲谷友芳君) 事故の概要を申し上げますと、これは防衛省と三菱重工との航空機の修理業務契約によりまして、三菱が修理したものを作内飛行試験中に、いま御指摘の昭和四十二年十月二十一日に墜落事故を起こしております。
で、その内容は、この飛行機が五回目の試験飛行に飛び立しまして、着陸するため、名古屋の飛行場に着陸するコースに入りましたところで約三マイルの地点にきたときに、地上の管制塔から、86Fが現在着陸地点に入つてくるので待避をしろという命令を受けまして、離脱しまして空中を回りまして二回目の着陸姿勢に入りました。入った段階で着陸する予定でコースに入るためには、百八十度の旋回をしたところで機速が急速に下がりまして、機首が上がり、失速をしまして墜落しております。機体は大破しまして炎上し、パリオットは死亡しております。このような事故でございます。

それからこの事後処理でございますけれども、これは防衛庁としましても、航空自衛隊を中心としまして事故調査委員会をつくりまして調査いたしました。会社側としましても事故調査を行なつたので、細部についての検討の問題がございますけれども、今までのわれわれの調査結果でございますけれども、パイロットが死亡しておりますし、また機体が破壊して炎上しておりますので、細部についての検討の問題がございますけれども、今までの検討の結果では、パイロットの操縦ミスではなかろうか。ということは、第一回目の着陸に向かいまして脚をおろしまして、それから待避を命じられまして、脚を上げたままで旋回をしたと、それが失速の理由ではなかろうかというふうな航空自衛隊の見解になつております。で、その場合に、いまの脚を上げるということが注意書に書いてございます。その関係で、この脚を上げたままで旋回したのがどういうような技術的なミスになるかという問題の検討がござります。もう一つは、いまの三菱との修理契約、これは大体こういうような I.R.A.N の場合の修理契約でございますけれども、試験飛行中の場合には、故意または重大な過失による事故があつた場合には会社側が責任を負うと書いてございます。それで、いまの指令書に基づきます脚上げのままの旋回が、技術的にいって重大な過失かどうかという問題。もう一つは、その技術行為と、今度は契約に基づく故意または重大な過失というものの法的な解釈の問題、これとがどうかみ合はかといふことで検討を進めております。で、現在では法務当局の意見なども聞きながら、最終結論を出すために努力しております。

た。今回のこれは明らかに防衛庁自体が——一つは航空機事故の場合、非常に事故の原因を明確にするのはむずかしい、このことはよくわかつていません。それは民間のそれぞれの事故でも非常に結論が出るのがおそい。またその事故の原因というのにはわからない。しかしながら、今回の場合は、修理が終わっての飛行中の事故でありますし、しかもその脚を上げるのを忘れた。これは契約書でいう重大な過失ではないかもしません。また重大な過失かもしれません。これは防衛庁自身も検討中らしいのですが、テストパイロットであれば——きょうは源田さんお見えになつておりますけれども——テストパイロットであればあるほど、そういうミスがあつてはならないというのがパイロット仲間の原則らしいですね。これは重大な過失になるというのですよ。防衛庁自身もそういったような判定をほばしていらっしゃるわけですね。にもかかわらず、三菱に対して何らの請求をしてないというの、私は非常に遺憾だと思うのです。私も事故が起きてからもう三年以上たつて、民法上の時効の年限を過ぎておるわけです。過ぎてもまだいまだけ結論を出していくないというの、私は非常に遺憾だと思うのです。私はきょうこの委員会にくるまで、すでにこの事故の結論は出して、そして何らかの処置をしているのであろうと思っていましたけれども、いま装備局長の話によりますと、いまだに結論を出していない。こんなばかなことは私はないと思うのです。どうですか、大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) 債務不履行の場合の損害賠償は五年であります。
○峯山昭範君 こういうような問題は早急に結論を出して、そして大臣が先ほどおっしゃいましたように、その財産を守るというような面からもがつちりやつてもらいたいと思うし、現実にもしもこれがはつきりしないならば、先ほどその三菱重工との契約金額等出てまいりませんでなければども、これは確かにそういうような面考えてみますと、防衛庁とこういうような三菱重工との長い間の癒着がこういうような問題を起こすのじやないか。そういうふう見られたら困るわけです、現実の問題として。先ほど大臣は、そういうふうな請求をするためにいま準備を進めているということではありますから、当然近いうちに、その時効がくるまでに――時効はあと二年近くあるわけですがれども、それまでにすることありますから、私はこの質問はこれで引き下がりますけれども、いずれにしても、こういうようなことがあってはならないと私は思うのです。しかもこれだけじゃなくて、全部で十七件も事故が起きているわけです。その一つ一つについて私たちに全然明らかにされてないわけです。この一機四億か五億する飛行機ですね、私は非常に重大な問題だと思うのです。F 104 Jだけを取り上げてみてもこんなにたくさん飛行機が――まあ私は先般墜落事故のときに、金沢等の事故が起きたときに質問しましたら、前の長官は、日本は最も件数が少ないのだ、ドイツではもっとよけい落ちておると、こんなことを言いましたけれども、少ないとが多いとか、よそと比較して言つてもらつたら困るわけです。ドイツと日本では状況も違うわけです。そういう点から考えてみても、この問題一件だけではありますせんけれども、そのほかの面に関しましても相当慎重に取り扱い、かつ、三菱との交渉も全力をあげてやつていただきたいと思うのですが、大臣どうですか。

○峰山昭範君 それからもう一点お伺いしておきたいのですがね、三菱との契約で、こういうふるな場合、重大な過失と、こうなっているのですね。ただ過失があつただけではそのメーカーは補償する必要はない、損害賠償する必要はない。重大な過失というのは一体何ですか、これ。ただパイロットがその脚を上げるのを忘れた、これだけではそれが重大な過失であるか、また普通の過失であるのか、この判定むずかしいと思うのです、実際問題ですね。そういう点からいきましても、この財産を守るという点からいきましても、故意または重大な過失でなくて、やっぱり過失ですね。重大というのは、その辺の区分がどういうふうになつてているのか、そちら辺のところはどうですか。

○説明員(蒲谷友芳君) 重大な過失ということは、現実にはそれぞれの事例によつて判定づけられると思います。そしてどうして重大かということが契約にある、契約できめられますけれども、一般の契約では重大な過失になつております。テスト飛行中のものだけについて特に重過失といふことを入れております。この問題はいろいろ検討しておりますが、現実にテスト飛行には相当な危険が伴う。この場合にわれわれの計算では、もし単なる民法七百九条のような規定になりますと、当然相手方は保険をかけざるを得ない。保険をかけた場合に、いまのこういうテスト中の保険料と事故の起きている量から見まして、重過失に限つてとつたほうがはるかに安いという判定で行なつております。だから一般契約では重過失ではございません。テスト飛行中のものだけに限つて重過失の規定が入つております。

○峰山昭範君 私は、そういう装備局長の話は逆だと思うのですよ。テスト飛行が危険であればあるほど、その保険もちゃんとかけてちゃんとやるべきだと思うのです。テストパイロットであればあるほど、それ以上に注意を払うべきだと思うのです。普通では簡単なミスであつても、一般的の飛行では簡単な過失であつても、テストパイロット

それからこの事後処理でございますけれども、これは防衛庁としましても、航空自衛隊を中心としまして事故調査委員会をつくりまして調査いたしました。会社側としましても事故調査を行なつたので、細部についての検討の問題がございますけれども、今までのわれわれの調査結果でございますけれども、パイロットが死亡しておりますし、また機体が破壊して炎上しておりますので、細部についての検討の問題がございますけれども、今までの検討の結果では、パイロットの操縦ミスではなかろうか。ということは、第一回目の着陸に向かいまして脚をおろしまして、それから待避を命じられまして、脚を上げたままで旋回をしたと、それが失速の理由ではなかろうかというふうな航空自衛隊の見解になつております。で、その場合に、いまの脚を上げるということが注意書に書いてございます。その関係で、この脚を上げたままで旋回したのがどういうような技術的なミスになるかという問題の検討がござります。もう一つは、いまの三菱との修理契約、これは大体こういうような I.R.A.N の場合の修理契約でございますけれども、試験飛行中の場合には、故意または重大な過失による事故があつた場合には会社側が責任を負うと書いてございます。それで、いまの指令書に基づきます脚上げのままの旋回が、技術的にいって重大な過失かどうかという問題。もう一つは、その技術行為と、今度は契約に基づく故意または重大な過失というものの法的な解釈の問題、これとがどうかみ合はかといふことで検討を進めております。で、現在では法務当局の意見なども聞きながら、最終結論を出すために努力しております。

た。今回のこれは明らかに防衛庁自体が——一つは航空機事故の場合、非常に事故の原因を明確にするのはむずかしい、このことはよくわかつていません。それは民間のそれぞれの事故でも非常に結論が出るのがおそい。またその事故の原因というのにはわからない。しかしながら、今回の場合は、修理が終わっての飛行中の事故でありますし、しかもその脚を上げるのを忘れた。これは契約書でいう重大な過失ではないかもしません。また重大な過失かもしれません。これは防衛庁自身も検討中らしいのですが、テストパイロットであれば——きょうは源田さんお見えになつておりますけれども——テストパイロットであればあるほど、そういうミスがあつてはならないというのがパイロット仲間の原則らしいですね。これは重大な過失になるというのですよ。防衛庁自身もそういったような判定をほばしていらっしゃるわけですね。にもかかわらず、三菱に対して何らの請求をしてないというの、私は非常に遺憾だと思うのです。私も事故が起きてからもう三年以上たつて、民法上の時効の年限を過ぎておるわけです。過ぎてもまだいまだけ結論を出していくないというの、私は非常に遺憾だと思うのです。私はきょうこの委員会にくるまで、すでにこの事故の結論は出して、そして何らかの処置をしているのであろうと思つていましたけれども、いま装備局長の話によりますと、いまだに結論を出していない。こんなばかなことは私はないと思うのです。どうですか、大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) 債務不履行の場合の損害賠償は五年であります。
○峯山昭範君 こういうような問題は早急に結論を出して、そして大臣が先ほどおっしゃいましたように、その財産を守るというような面からもがつちりやつてもらいたいと思うし、現実にもしもこれがはつきりしないならば、先ほどその三菱重工との契約金額等出てまいりませんでなければども、これは確かにそういうような面考えてみますと、防衛庁とこういうような三菱重工との長い間の癒着がこういうような問題を起こすのじやないか。そういうふう見られたら困るわけです、現実の問題として。先ほど大臣は、そういうふうな請求をするためにいま準備を進めているということではありますから、当然近いうちに、その時効がくるまでに――時効はあと二年近くあるわけですがけれども、それまでにすることありますから、私はこの質問はこれで引き下がりますけれども、いずれにしても、こういうようなことがあってはならないと私は思うのです。しかもこれだけじゃなくて、全部で十七件も事故が起きているわけです。その一つ一つについて私たちに全然明らかにされてないわけです。この一機四億か五億する飛行機ですね、私は非常に重大な問題だと思うのです。F 104 Jだけを取り上げてみてもこんなにたくさん飛行機が――まあ私は先般墜落事故のときに、金沢等の事故が起きたときに質問しましたら、前の長官は、日本は最も件数が少ないのだ、ドイツではもっとよけい落ちておると、こんなことを言いましたけれども、少ないとが多いとか、よそと比較して言つてもらつたら困るわけです。ドイツと日本では状況も違うわけです。そういう点から考えてみても、この問題一件だけではありますせんけれども、そのほかの面に関しましても相当慎重に取り扱い、かつ、三菱との交渉も全力をあげてやつていただきたいと思うのですが、大臣どうですか。

○峰山昭範君 それからもう一点お伺いしておきたいのですがね、三菱との契約で、こういうふるな場合、重大な過失と、こうなっているのですね。ただ過失があつただけではそのメーカーは補償する必要はない、損害賠償する必要はない。重大な過失というのは一体何ですか、これ。ただパイロットがその脚を上げるのを忘れた、これだけではそれが重大な過失であるか、また普通の過失であるのか、この判定むずかしいと思うのです、実際問題ですね。そういう点からいきましても、この財産を守るという点からいきましても、故意または重大な過失でなくて、やっぱり過失ですね。重大というのは、その辺の区分がどういうふうになつてているのか、そちら辺のところはどうですか。

○説明員(蒲谷友芳君) 重大な過失ということは、現実にはそれぞれの事例によつて判定づけられると思います。そしてどうして重大かということが契約にある、契約できめられますけれども、一般の契約では重大な過失になつております。テスト飛行中のものだけについて特に重過失といふことを入れております。この問題はいろいろ検討しておりますが、現実にテスト飛行には相当な危険が伴う。この場合にわれわれの計算では、もし単なる民法七百九条のような規定になりますと、当然相手方は保険をかけざるを得ない。保険をかけた場合に、いまのこういうテスト中の保険料と事故の起きている量から見まして、重過失に限つてとつたほうがはるかに安いという判定で行なつております。だから一般契約では重過失ではございません。テスト飛行中のものだけに限つて重過失の規定が入つております。

○峰山昭範君 私は、そういう装備局長の話は逆だと思うのですよ。テスト飛行が危険であればあるほど、その保険もちゃんとかけてちゃんとやるべきだと思うのです。テストパイロットであればあるほど、それ以上に注意を払うべきだと思うのです。普通では簡単なミスであつても、一般的の飛行では簡単な過失であつても、テストパイロット

がやる場合はこれは重過失になる、私はそう思うのです。実際に専門家の方々はそういうふうに主張しておりますね。ということは、逆に言うと、装備局長は今回の脚を上げたのを忘れたというのことは、これは重大な過失であるとは思わないということなんですか、この点どうですか。

○説明員(蒲谷友芳君) 現在のこの三菱が行ないました104の事故につきましては、いまの脚上げが重大であるかどうかについては、現在検討中であるということであります。大臣は前向きで考えますと言つておりますが、今までの経過を申し上げますと、大体すべての航空機は定期なり、あるいは部分的な修理に入りまして、相当なテスト飛行を行ないます。その中でテスト飛行中にと、いうか、その間に起きました事故、これは墜落だけではございませんが、この種事件は三件ございます。毎年相当行なっておりますので、その全体を考えまして、いまの試験飛行中のすべてに損害賠償をかける、その場合の損害賠償代金をわれわれが払うという場合との見合いで見ますと、どちらをとるかという問題がござります。現在としましては、テスト飛行中のものは重過失ということで契約をしましたほうが、はるかにわれわれの支出が少ないという計算をしておるわけでございます。

○峯山昭範君 次に私は基地の問題について二、三質問をしていきたいと思います。

基地の問題につきましては、先般同僚委員からずいぶん詳細にありましたので、一つだけダブル質問をしたいと思うんです。基本的な姿勢といったしまして、国内にある基地につきましては米軍から返還されるであろうということはほぼ、幾らか返還されるであろうということを私は重点として考えるべきである、そういうふうなことを私は思っています。そこで私は、少なくともいろいろ事情はあるうと思いますが、可能な限り民間への移管ということを私は考えるべきである、そういうふうに私は思っています。そりでないと思うんです。そこで私は、少なくともいろ

ぞれ個々の問題になりますが、いずれにしましても、三沢にしましても厚木にしましても、板付にしましても、それぞれ自衛隊と民間とのどちらが専用するかということは、それぞれ問題になる点だと思いますが、大臣どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 将来返還になりますときには、日本の安全保障上の必要性、それから民間の御要望、そういうものを勘案して、私としてはできるだけ民間の要望も取り入れて処理していきたいと思います。

○峯山昭範君 民間の要望を取り入れるとおっしゃつておりますが、確かに私は民間のほうでももうそれぞれ地方議会で議決をしたり、または町

村会で議決をしたりして、もう一生懸命に、その基地が返つてきましたらぜひとも公園なり、または住宅なり、そういうようなものに使わしてもらいたい、それこそ一日千秋の思いで待つていてるところが非常に多いわけです。そこで、これは大臣がお答えになりませんでしたけれども、まず一つ

は、安保条約の安保、何ですか、日米安保協議委員会ですか、これがきのうは大臣申し上げられたといふことで、外務大臣の範囲だということでお答えにならなければなりません。まず一つは、もう外務大臣おっしゃつておりますので間違いないと思いますが、そこではどういうものがテーマで、二十日に開かれるそうであります。これが安全部長官おつしやつておりますので間違いないと思いますが、そこではどういうものがテーマで、二十日に開かれるそうであります。これ

は、先般運輸委員会、または予算委員会等でも問題になつておりますが、防衛省では自衛隊専用の飛行場にしたい。また運輸省では民間で使いたいという意見が出でているようですが、この点については大臣、どういうようにお考えですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは返還になつた上の話であります。返還になりましたならば自衛隊の飛行場にして、自衛隊で管理して、そして必要に応じて運輸省の民間飛行機も使わせる、こういう形にしたいと思います。

○峯山昭範君 いまの全く逆の考えは成り立ちま

せんかね。運輸省で管理して、必要に応じて自衛隊が使う、これはどうですか、大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) 遺憾ながらそういうわけにまいらない情勢です。日本の海上自衛隊の航空勢力の展開等考えてみますと、やはり厚木は非常に重要な場所になるだろうと思います。

○峯山昭範君 大臣、これだけ基地が返還されま

が、米軍が、有事駐留というのは大臣は、私はどちらだとおっしゃつておりましたけれども、有事再使用といいますか、そういうことになるとだんなつてくるような形態ですね現在ですね。先日の衆議院の内閣委員会でもこの問題がいろいろ出ておりますが、いずれにしましても、米軍と現在の地位協定並びに安保条約等では、そういうふうな範囲からみ出されるのがやっぱり出てくると思います。そこでやはり有事に際して、いわゆる有事支援というか、とにかく米軍が一時的に言つてくる、そのとき使うというような意味から、やはりそれに備えて、やはり協定もしくは文書といますが、そういうようなことをそういう形で約束をすると、そういうようなことが合わせしているんだろうと思います。まあいろいろな情勢判断からしますと、ニクソン・ドクトリンの実施に伴う国際情勢であるとか、アメリカ側の考え方とか、そういうものがやはり議題に出でるのではないかと思ひます。

○峯山昭範君 そこです。一つはその厚木の飛行場の問題であります。この問題につきましては、先般運輸委員会、または予算委員会等でも問題になつておりますが、防衛省では自衛隊専用の飛行場にしたい。また運輸省では民間で使いたいという意見が出でているようですが、この点については大臣、どういうようにお考えですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは返還された位協定の運用によつてそれはできると思いまして、特別の約束のようなものは必要ないと私は思ひます。

○峯山昭範君 これだけ米軍基地が返還されるであろうということは、もう昨日の委員会からこれにはもう明らかであります。そうしますと、私は四次防のこの原案が現在できておりますけれども、四次防自体にも相当影響を与えてくるんじゃない

か。大臣はこの四次防の原案をつくられるときに、すでにこれだけの基地が日本に返還されるであろうということを見込んだ上でこの四次防の原案と

いうふうなことを見込んでこの四次防の原案とすけれども、その計画を立てるときに、これだけの基地はもうほとんど日本にある米軍基地がほとんど返還されるであろうということを見込んでこの四次防自体を考えられたのかどうか、この点どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) ある程度の米軍勢力が日本に常時いるとなるということは頭に置いていますが日本に常時いるとなるということを見込んでこの四次防もできております。

○峯山昭範君 大臣のその答弁、非常に抽象的でわかりにくいのですけれども、ある程度というこ

とは、一つ一つ今までの調子で返されてもある程度だと思うんです、私はね。しかしながら、現在いろいろいちまたに報道されている内容を見ますと、ある程度じゃないわけですね。ある程度というのをオーバーして、もうほとんどとなるのじやないかと実際思っているわけですが、そうしますと、ずいぶんいろいろな面変わつてくると思うんですね。ある程度ということは、百二十幾つの基地のうち幾つくらいを見込んで考えておられたのか、ある程度というそのある程度とくらべて、これから四次防の終わるころにはどの程度になるであろうとお考えか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君)

航空基地あるいは米海軍の根拠地等が彈力的に使用される段階に至るであろう、そして當時は駐留しないという形がある程度現出するであろう、そういうことは頭に置いてつくつてあり、しかしこの管理費をどういうふうに分け合うとかなんとかという点は、向こうとの折衝の問題で、その点で予算の増減というような問題が多少は出てくるかもしません。また、雇用問題で、それがどの段階でどの程度出てくるかということも、これはそれが出てこないとわからない情勢でありますから、ある程度の予算の問題も出てくるかもしれません。が、しかし、一般的に次の五ヵ年計画全般というものを想定してみた場合に、航空兵力及び海上兵力のある程度のものが常時駐留せず、そういう形に移るであろうということは予想して対処してあります。

○峯山昭範君

といふことは、私はいま大臣の答弁によりまして、ある程度の管理費の増等は、これは修正の必要があるかもわからないということは、四次防自体も修正があり得るのじやないかと、こういうぐあいに私は理解しておきたいと思います。

さらにもう一点、基地の問題で先ほどもちょっと触れましたけれども、これだけ本土の基地の整理縮小ということが大々的に報道され、国民もす

いどんの人が国内の基地がなくなるということは程度だと思うんです、私はね。しかしながら、現

在

いどんの人が国内の基地がなくなるということは理解していると思うんです。そういうふうな中には、今度の日米安保協議委員会等でも私は問題にありまして、沖縄の基地が縮小されるという話は逆に考えると、本土の基地の縮小のしわ寄せが沖繩の基地の強化をはかつた。沖縄の基地が逆に強化されるのじやないか、こういうふうな非常に心配な問題があるわけですが、これらの点について

は、今度の日米安保協議委員会等でも私は問題に

なると思うんです。こういう問題についても当然

私はそういうふうになつたんではまずいと思う

です。ここら辺のことについて大臣はどういうふうにお考えか、お伺いしておきたいと思いま

す。

○國務大臣(中曾根康弘君)

私はアメリカへ参りましたとき、レアード国防長官に對して沖縄の問題についても言及してまいりました。いずれ将来段階的に沖縄の米軍基地についても整理統合を促進していくべきものであるというふうに考えております。

○峯山昭範君

防衛庁の給与の問題で、これは大臣にお伺いしたいのですが、まず、実は防衛庁の給与の問題を種々検討しておりますが、私は非常に矛盾している点が出てまいりましたので、矛盾しているというよりも、防衛庁が外に公表していることとずいぶん違うわけです。その点について

大目にお伺いしたいのですが、自衛隊の皆さんを募集するとき、募集要項並びにビラ等にいろいろ印刷をいたしております。それを実は私きょうここで見本を持ってきませんでしたけれども、自衛隊に入る皆さんは衣食住、まあ住のほうはいろいろ問題がありますが、大体無料であると、衣食住は全部ただであるというふうな感じの募集要項になつております。これはどうですか。

○政府委員(江藤淳雄君)

現在の防衛庁職員給与法におきまして、二十条なり二十二条、二十二条

の内容につきましては、別段間違っているとは考

えておりません。

○峯山昭範君

いま人事教育局長さんおっしゃいましたように、確かに食料費等は無料というこ

とになつております。しかし、その内容を見てみますと、そうじやないでしよう、これ。食料費は

給料から引いてるわけでしよう。これ、食料

費の経費の四分の三を本人負担分として控除した額を俸給月額と、こういうふうにしてあるわけで

しょう。どうですか、この点。

○政府委員(江藤淳雄君)

自衛官のうち、曹士につきましては、當内におきまして食事な

り、あるいは被服というものが支給されておりま

すので、それを前提にしまして、自衛官の給与は

一体どの程度であるべきかということを考えて給

与表をつくつておるのでございまして、あらかじめ給与表をきめまして、それから糧食費を引いて

いるといふようななかつこうにはなつていないので

ございます。

○峯山昭範君

いづれにしても、これ、あなた方は無料だと言つていますけれども、そうじやない。ちゃんと引いている。一日当たり曹士の場合、

今回のあれによりますと、糧食費として一日当た

り二百七十四円から三百九十八円に引き上げられ

て、それを計算して七千三百三十円を引いている

わけです。當外に住んでる人はそれを當外手当として支給している。そうでしょう。

○政府委員(江藤淳雄君)

自衛官の給与といふものは、本来、自衛官特有の俸給表をつくれば非常にいいでござりますけれども、なかなかそれは具体的には困難である。したがいまして、これに

は金額というものは糧食費のほうに予算追加計上

いたしますが、それで一月以降における隊員の糧

食費について、質の改善なり、あるいは一部買

いだめ等をしまして、その経費はすべて隊員の糧食

費に還元されるという程度の措置は十分に講じて

ございます。

○峯山昭範君

私は納得できませんね。何でかと

いうと、それじゃ逆に五月から今まで差額の分

は、一緒にまとめて隊員のために使うとはいま

して、それも五ヵ月なり六ヵ月なり使つてし

まつたら、がくっと落ちるわけですね、いろんな

面で。今度はまたなくなりますよね、差額の分だ

け。おかしいですよ、どう考えたって。ですか

ら、ほんとうはこういうのは本人負担とするなら

本人負担でもいいと思う。それならそれで本人に全部支給して、食べた分だけあとで徴収する、そうするのがあたりまあだと思うのです。そうでないと、これはビラは間違いますよ。募集のときのビラは間違いますよ。そうじゃないですか。あなた一生懸命答弁しておりますけれども、徴収しているということを一生懸命言つておられます。

るといふことを一生懸命言つておられるだけですよ。給与表の体系上おかしいと思うのですけれども、さかのぼってなんて大体できないですからね。どうですか。

○政府委員(江藤淳雄君) ビラの内容は決して間違っているとは考えておりません、と申しますのは、自衛官に入りました場合には給与は二万五千円で、その場合には別に糧食等は無料で支給されておりますと、いふような表現で出しております。一方、もし中における糧食費なり、あるいは被服の支給、住居手当等が、実質的に換算しますれば、本俸は二万五千円であるけれども、実質的には何万円になりますという二つの表現でやつておりますので、内容そのものが誇大広告であるとは考えておりません。

○峯山昭範君 私はそれ自体ほんとうはおかしいと思うのです。そこであなた、おかしいことばかりなんですよ、これは、実際問題は差額をいただいてから給料から食べなかつた分もさかのぼつて徴収するわけですから、これはそういうことをやめるわけにいきませんか。それだけだとえば隊員にしても公務員にしましても、差額をもらうといふのは非常にうれしいですね。ところが食べて、もいひいのに差額を引く、いふのはちょっとおかしいと思うのです。あとでいろいろ品物で卵や何なりをもらうと思うのですが、そんなことをするよりも、それだけの分は自衛隊の曹士の人たちに上げるのがあたりまあだと思うのですが、大臣、これは。

○政府委員(江藤淳雄君) わが国の自衛官の給料なり諸外国における軍隊の俸給の立て方がどうあるべきかということにつきましては、諸外国も非常に悩んでいます。実際に基本給を

きめまして、プラス糧食手当、プラス住宅手当といふような形式のことも一つの考え方でございますけれども、何しろ自衛隊というものは体力を常にお保つなければならない。そこで、各人の好みに保つしなければならない。そこで、各人の好みのものを食べる、あるいはそういう手当を出しえますけれども、意外に日本の制度

に保持しなければならない。そこで、各人の好みのものを食べる、あるいはそういう手当を出しえますけれども、何しろ自衛隊というものが体力を常に保持しなければならない。そこで、各人の好みのものを食べる、あるいはそういう手当を出しえますけれども、意外に日本の制度

に保持しなければならない。そこで、各人の好みのものを食べる、あるいはそういう手当を出しえますけれども、意外に日本の制度

題としてありますよ。いまの理屈というのはこればかりです。だから私はもっと、これは給付表自体が絶対おかしいわけです。ですからこれは抜本的に考え直す必要があると思う。江藤さんは給付の専門家ですから、あなたにかないませんけれども、あなたのほうが詳しいはずです。いずれにしても、もっと抜本的に考え直す必要があると思うのですが、どうですか。

○政府委員(江藤淳雄君) 先ほど申しましたのは、自衛官の給与表はどうあるべきか、糧食との関係に悩んでいるわけでございますけれども、一応現在の制度でこのまま進むとしまして、なお本質的に

のほうがいいという意見も多分にあるようですが、いまして、われわれといったしましても、たいへん悩んでいるわけでございますけれども、一応現在の制度でこのまま進むとしまして、なお本質的に

のほうが高いということでございまして、自衛隊の中におきましても非常に重労働を要するようなものにつきましては、これはもちろんカロリーを加算してございまして、それは加給食の経費として国が別個に負担しまして、約六億円余りの予算が計上されています。そういうものはもちろん非常に

常にカロリーが高いわけでございますが、最低の三千三百カロリーという隊員のカロリーに比べまして、防衛大学のほうは三千三百九十カロリーと

いうことで予算を組んでおります。

○峯山昭範君 私はあんまりこういう問題をそ

突っ込む気はありませんけれども、実際問題これ

はおかしいと思う、考えてみれば、江藤さんも自分でおかしいと思うながら言つていると思うのですけれどもね。

それから、いま防衛大学の問題が出てきましたから、これも一言言つておきたいのですが、防衛大

学の学生に対する学生手当ですね、これもちょっとおかしいよう思う。これはやはり現実の問題とおかしいよう思つてます。江藤さんも自分でおかしいと思うながら言つていると思うのですけれどもね。

それから、いま防衛大学の問題が出てきましたから、これも一言言つておきたいのですが、防衛大

学の学生に対する学生手当ですね、これもちょっとおかしいよう思つてます。江藤さんも自分でおかしいと思うながら言つていると思うのですけれどもね。

○峯山昭範君 そなばかなことはないですよ。

○政府委員(江藤淳雄君) 自衛官の場合は、十八歳から二十二歳という年齢で、しかも非常に勉強もしなければならないということがございまして、やはりカロリーにおきまして若干差をつけられる必要がある。そこで防衛大学校のほうは幾分カロリーが高くなっています。

○峯山昭範君 そなばかなことはないですよ。

○政府委員(江藤淳雄君) 一般的の曹士の皆さんはおかしいですよ、それは、防衛大学校の人は

よい食べさす必要がある、一般曹士の皆さんは

そうじゃないというのはおかしいですよ、どう考

えても、防衛大学校の人より一般の曹士の皆さん

のほうが肉体労働的にたいへんなことが現実の問

は思うのですね。そうしますと奨学金という考え

方に立ちますと、当然私は防衛大学の学生が防衛大学を卒業して防衛庁に残れば、そのお金は返さなくてもいい、奨学金みたいな性格にして、やめることはそのお金を返すべきである、こういうようないい考えも成り立つのじゃないかと思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(江藤淳雄君) 防衛大学校というものは、これは組織内教育でございまして、まず自衛官として採用し、学生はすなわち隊員でございまして、それで実際の将来の幹部自衛官となるべき

人は、これは組織内教育でございまして、まず自衛官として採用し、学生はすなわち隊員でございまして、それで実際の将来の幹部自衛官となるべき

いろいろ配慮をいただきました感謝にたえないところでございます。いまの賞じゅつ金につきましても、来年度は一件五百万くらいに上げたい、いまは百二、三十万くらいになつておりますのを五百万程度まで持っていくように予算要求その他で努力している最中であります。

初めに総務長官にしぼつて質問いたしますが、
公務員制度審議会のことについてお伺いしたいと
思うんです。

去る十月の十七日ですか、「公務員等の労働関係の基本に関する事項について」という佐藤総理の答申を出して第二次公務員制度審議会も終了したわけであります、ちまたの報道によりますと、第三次公務員制度審議会は人選困難によつて、いつもスタートするめどもつかわからぬい。そういうふうなことがいわれておりますが、実際問題、これからいろいろ質問したいと思うんですが、この第三次公務員制度審議会等についてはどういうぐあいに考えていらっしゃるのか、いつごろ発足のめどが立つのか、そういう点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君)　これは、實際の議論をざつくばらんに申しますと、經營者側の委員もあるいは中立側の委員の皆さんも、もううんざりしたという意見等もありまして、三次の公務員制度審議会はごめんだという声が相当強かつたわけです。しかし、やはり最終答申の中に見られますように結局両論併記、あるいは議論が平行線のまままで終わつた形で二次が終わりましたので、これでは何としてもやはりあと味の悪いしり切れになるわけでありますから、私のほうでいろいろとお願いをいたしまして、三次を踏み切るということにして、第三次公務員制度審議会というものを発足させることを始めたわけです。そのあとは、たゞいま御承知のような国会の環境もございまして、私のはうからさらに委員等の新しい選任等について、組合の関係の方はわりありい選任は機関で

選任されればよろしいから簡単であります、が、それの中立あるいは經營側代表等についてでは、やっぱりそれをお願いをしなきゃなりませんの、で、容易にうんと言つてもらえそうにありませんが、何とか情熱を傾けて、引き続きできるだけ同じ人が就任していただけるように努力をしてみるつもりでございます。なるべく早くやります。

○**峰山昭聰君** なるべく早くということですございまが、臨時国会もあしたで終わりまして、大臣も非常に忙しかったと思ふんですが、多少また手をもすいてくるんじやないですか。忙しいとは思ふんですけれども、早急に人選をして、特に今回の第二次の両論の併記という形で、実際問題これは何ともしようがないわけです。実際問題、公務員の団結権、交渉権、争議権というものは非常に重大な問題でありますし、やはり何らかのめどを立てないと私はいけないと思いますが、この点についても早急に発足させて、審議を始めらるるようになりたいと思います。

思うんですが、すでに人事院も設けられて相当長期間たちます。また、人事院勧告の問題も、ようやく二十数年にしてことしから完全実施ということになるわけであります。公務員の給与、すなはち賃金というものは、少なくとも使用者と労働者という両方が対等の立場で、やはり団体交渉によつてきめるというのが一応は原則である。しかし、公務員についてはそれを対等の立場でやるんではあるが、その労働基本権というものが制約されておりますから、そのかわりにいわゆる代償として人事院が設けられている、そういうふうになりますが、ことしからようやく完全実施になりました、そこで公務員の給与に関連いたしまして、政府としましても、普通なら労使間で決定される給与の制度については、すでに人事院がてきて相当期間たちました。また、ことしもちょうど完全実施といつける区切りに私はきていると思うんです。そこで、少なくとも、この第3次公務員制度審議会において、いわゆる給与体

○國務大臣(山中貞則君) 一応いまのところ、労働基本権について公務員制度審議会で審議してもう一步前進した制度と、まあ現在の私は人事院制度も一応前進した制度とは思っておりますが、あと一度審議会に諮問をして、そうして何らかのまたもう一步前進した制度というものを絶えず検討をやってみるべきじゃないか、こういうぐあいに思ふのですが、この点どうでしよう。

僕の全般的なあり方に於いても、やはり公務員製度審議会に諮問をして、そうして何らかのまたもう一步前進した制度といふのを絶えず検討をやってみるべきじゃないか、こういうぐあいに思ふのですが、この点どうでしよう。

僕は、たゞいまして、別段議題外だな議論が出るわけございませんし、それらの間において基本的な問題もありませんし、それらの間において基本的な問題もあり、あるいは給与に関する議論等も当然出るわけありますから、それらの問題等は私たちも逐次参考に供するつもりであります、直ちにこれを始め、あるいはまた労働基本権といふ問題を、直ちに給与に関する議論等は人事院を廃止して、その質、内容等についての議論がこれから中心になると思うのですが、そういうものは少しく、人事院勧告の給与が、本年から初めて、われわれにとつては申しわけない記録であります、原則どおり実行するということにきましたという画期的な年がことしでありますので、基本的な議論で、もう少し、人事院勧告が行なわれれば政府は完全実施をするものであるといふ慣行が樹立され、その質、内容等についての議論がこれから中心になると思うのですが、そういうもので運営していくほうがよろしいのではないか。でないと、せつかく一生懸命努力しておられます総裁以下、また自分たちの存在そのものがありますから、意欲をそいでもいけませんので、そこ吹っ飛ぶような議論が始まることになりますと、せつかくいま縋ついたばかりのところで、やりたい仕事を一ぱい持つておられるようありますから、意欲をそいでもいけませんので、そこらのところは適当に勘案しつつ、必要なことは必要なこととして検討していくという配慮をしてまいりたいと思います。

○峯山昭範君 次に、いま新聞等で相当問題になつております所得政策の問題について、大臣の所見をお伺いしておきたいのであります。されにしましても、先般、佐藤総理も経團連の評議委員会で所得政策の問題を言いましてから相当議論になつております。やはりいざれにしましても、この所得政策という問題は、給与担当大臣である山中長官の考え方どのは、非常に重大だと私は思うのですが、現在の段階で所得政策の導入についてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、まず大臣のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) 所得政策の入口は国家公務員給与からではないんですね。これはやっぱり生産性の範囲内における賃金値上げというものを政策的に誘導していくかどうか。そのような政策を立てるかどうかの問題であります。でありますから、その結果あらわれたものが、人事院勧告と民間給与との比較という意味で、間接的に国家公務員には、結果、何かが変化があれば、その中身に及んでくるという形であるう思います。ですから、現在の国家公務員給与について、現在民間においての方策としても、民間の慣例としても、所得政策というものが日本において定着どころか、緒にもついていない段階において、給与の担当大臣としては、この所得政策が国家公務員給与にもたらす影響というものについては、いまのところ考へる必要のない範囲であると思つておるわけでござります。

○峯山昭範君 民間におきましても、大臣も新聞等でお読みのとおり、民間、自分のところでつくつた調査委員会でも所得政策を導入することはよくないといふ結論が出ているわけですね。そういうような観点に立つて考へてみると、私は、総理大臣がこの経團連の会合で火をつけているわけです。現実の問題です。それ自体私は、實際は政府自身がもつと物価政策といいますか、そういうようなものに積極的に取り組んでもらわないといけないのじやないか、それがまず第一だと思うのです。

です。大臣は、そういうことは、もう物価政策についても政府としても相当やっていると、こうおっしゃるかもしれませんけれども、実際問題として、この所得政策の問題については、欧米諸国でもいろいろ調べてみますと、相当、この所得政策をやつて失敗している例がずいぶんあるわけです。そういうような点から考えても、私は賃金制度の中に所得政策自体を導入することはやはりよくなかったと思うのです。いま大臣がおっしゃいましたように、所得政策を導入することは考えていなかったということがあります、いずれにしても、こいつをうなづいていたいと思いますが、やはり慎重に政府としては取り扱っていたみたい、こういうぐあいに思うのですが、大臣どうですか。

○國務大臣(山中貞則君) イギリスはいわゆる所得政策で結果として失敗した、アメリカは生産性のワク内において労働者の賃上げといういわゆる政策を掲げたのですが、これも実際は破綻を來しました。いわゆる所得政策と、いうものはいま経済理論上あり得る一つの理論では確かにありますけれども、現実に採用してその国がそれらのガイドボストによって成果をおさめたという国はないということを考えますときに、一つの当面の論争点ではあろうと思います。ことに物価問題等に関連をして、中小企業等そのまま製品に転嫁せざるを得ない、製品に上乗せせざるを得ない人々の立場に立つてみれば、かといって、求人難の折から大企業の待遇を著しく下回る条件で人を雇うこともできないという苦境等もあるうと思いますから、なお議論は続くと思いませんけれども、しかし、日本はまだ学説的にも、あるいは政治の運用の面でも定着した段階にきておりませんので、閣議でも議論は行なわれておりますが、これを閣議で決定して推進するというところまでいっておりません。したがつて、私としては國務大臣の立場で言いますならば、給与所得政策といふものはもう少し慎重に検討を要する必要があるのではないかというふうに思つておるわけでございます。

○峯山昭範君 総務長官けつこうです。
人事院総裁に質問したいと思うのですが、初めに、人事院勧告始まつて以来、ことしは完全実施であるわけですが、今日まで人事院も完全実施ということをただ一本にしぼつて、それこそ公務員給与と、いうのは民間給与とバランスをとる、そういうふうな民間給与との比較ですね、そちらに基づいていわゆる民間追従主義と言えど大臣は評価したいとは思うのですが、そこで、この実施というふうなことは、民間給与と、いわゆる民間給与との比較ですね、それが評価したいとは思うのですが、そこでは、民間給与を上回っている職種が幾つかあると思うのですね。これは実際問題、給与のあり方の根本的な問題として私はお伺いしたいのですが、そういうふうな公務員のほうが上回っている職種というのは、これはいろいろ理由は私はあると思うのですが、何といいますか、ここにも出ておりますが、それは、やはり配慮の結果やつたのでありますから、だんだん上回った配慮をするものがよけいになってしまつて、いまのようなお話をしますと、今度は比較するようなものがないというふうなことにもなつてしまります。やはりわれわれとしては、一応、べたで比較した上で、この中でさらに部内の立場からの配分をきめていく、そういうたてまえでありますことを一応申し上げたいと思います。

○峯山昭範君 しかし、通常民間におきましては、いわゆる生産性の向上する職場といいますか、そういうところで働いている人たちは賃金はどんどん上がつてきますね、実際問題としまして民間給与が公務員より低い、先ほど言いました教育職とか、医療職の中の看護婦とか、こういうふうなものは別にして、いわゆる何といいますか、こういうふうなものは切り離して、そして行(一)、行(二)の比較を中心にして勧告をやり直すべきじゃないか。もつとわかりやすく言いますと、いわゆる職種別の給与は正といいますか、そういうようなものを考えるべきじゃないかと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもが官民比較のたてまえを堅持しておりますのは、かねがね申し上げておりますように、やはり納税者を含む国民大衆の御納得を得るものでなければならぬ、したがつて、民間の水準をとらえて、せめてここまで合われていただきたいという立場でつづつときておるわけでございますが、その場合に、ことしの場合で言えば一二・六七という全体の格差の問題が一つあります。それから第二には、今度は内部での配分の問題がござります。内部での配分の問題に

つきましても、民間の動向は十分把握しつつありますけれども、しかし、これはまた公務員部内のそれぞれの特殊性がござります。あるいはそれぞれの職種の重要性、特殊性といふものもござりますからして、その辺のあんばいは、これはもう当然いたさなければならぬ。その結果、御指摘のように、人事院は現在までいろいろやつてこられたと思うのですが、その努力を私たちは評価したいとは思うのですが、そこで、この実施というふうなことは、民間給与と、いわゆる民間給与との比較ですね、そちらに基づいていわゆる民間追従主義と言えど大臣は評価したいとは思うのですが、そこでは、民間給与を上回っている職種が幾つかあると思うのですね。これは実際問題、給与のあり方の根本的な問題として私はお伺いしたいのですが、そういうふうな公務員のほうが上回っている職種といふのは、やはりわれのやはり配慮の結果やつたのでありますから、だんだん上回った配慮をするものがよけいになってしまつて、いまのようなお話をしますと、今度は比較するようなものがないというふうなことにもなつてしまります。やはりわれわれとしては、一応、べたで比較した上で、この中でさらに部内の立場からの配分をきめていく、そういうたてまえでありますことを一応申し上げたいと思います。

○峯山昭範君 しかし、通常民間におきましては、いわゆる生産性の向上する職場といいますか、そういうところで働いている人たちは賃金はどんどん上がつてきますね、実際問題としまして民間給与が公務員より低い、先ほど言いました教育職とか、医療職の中の看護婦とか、こういうふうなものは別にして、いわゆる何といいますか、こういうふうなものは切り離して、そして行(一)、行(二)の比較を中心にして勧告をやり直すべきじゃないか。もつとわかりやすく言いますと、いわゆる職種別の給与は正といいますか、そういうようなものを考えるべきじゃないかと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ、総裁のおっしゃることもよくわかる、ですけれども、確かに私は民間の、公務員より低い職種の給与といふのは、公務員給与を基準にしてやつぱりきめていると思うのです。ですから、毎年、人事院が幾ら調査をして、その公務員より低く出てくるのは当然だと、思うのです、実際問題としてですね。そこで、先ほどもちょっと言いましたように、現在やつてあるところの行(一)、行(二)ですね、その給与表を基準にして、

なつてゐる行(一)、行(二)というのを中心にして、そして官民格差を比較して、そしてその格差を是正しながらそれを基準にしてそのような職種ごとで、いわゆる給与表をつくるというのは、私は一つの方法だと思うのですが、これはどうですか、総裁。

○政府委員(佐藤達夫君) 官民比較のたてまえといふのも非常に厳格な、私どものやつております。いろいろな嚴格な方式からだんだんゆるやかな方式にいたりますし、あるいは場合によつたら、日本のごく一流の企業を比べるべきではないかという議論にもなると思います。さらにそれから先に行きますと、もうそういうものにかかわりなしに、公務員独自の給与制度を設定していいのではないかというところまでつながります。私ども一番その底辺に当たります一番手がたいところからいまやつておるわけあります。これは経済情勢、一般的の賃金情勢等の変化に応じてわれわれは気楽に勧告ができるような世間、社会になつてほしいとは思いますが、現在のところでは、先ほど申しましたようなたでまえからいまの手がたい方法でやる。ただし、その段階のあれとしては、周囲の情勢の変化に伴つて、だんだんと、たとえば行政(一)だけを基本に比べるという方式も考えられましたし、大企業と比べるということも考えられましよう。これは将来の問題としては私は否定できないことだとは思います。現在の段階としてはいまの手がたい方式でやらしていただき、こういうことでござります。

○峯山昭範君 いろいろありますけれども、委員長から時間を制限されましたので、ちょっと質問者としては……。

まず、今回の法案の中で、またちょっと観点を変えて質問したいと思うのですが、人事院規則に譲るというようなのがずいぶん多いわけです。その中で相当たくさんありますので、もうすでに人事院としてはこの人事院規則というのはできてい

ると思うのです。そうでないと実際問題として給与をもらうほうとしては——もう支給もできませんし、何もできませんから、人事院としてはできていると思うのですが、その中でまず一つは、問題の調整手当ですか、調整手当のあれはいわゆる特甲地ということにしたのですか、あれはどうですか。総裁、きまっていますか、もう。

○政府委員(尾崎朝夷君) 調整手当の今回八%地域につきましては、人事院規則で指定いたしました。というふうにお願いしているわけでございますけれども、私どもとしましては、八%地域といしましては、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府または兵庫県に属する地域の現在の甲地を八%にいたしたいというふうに考えております。

○峯山昭範君 そうしますと、現在の甲地を、いよいよ八%の地域でございます。

○峯山昭範君 甲地、乙地とあるでしょう。もう一つのやつは、八%地域ですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 甲地、乙地、非支給地といふ区分でござりますけれども、甲地につきましては、たてまえとして六%でございますが、その中で一部の地域を八%を支給するということになつてゐるわけでございます。

○峯山昭範君 それではいま大阪府の現在甲のところを八%という話がございましたが、そこでちょっと申し上げますが、これから言う市は何%ですか、一べんお伺いしておきたいのです。藤井寺市、羽曳野市、松原市、これは何%ですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) お答えいたします。

現在八%に入つておりますので、八%地域ではございません。

○峯山昭範君 これは総裁、もう非常に矛盾しているわけですよね。いま私が言いました市というのは、今回支給することになつてゐるところの富田林のほうがずっとといながなんです。松原市とか、藤井寺市とか、羽曳野市のほうがずっとと大阪

市寄りで一番発展しているところなんです。そういうところは全然なし。六%でもない。三%でもない。そうして富田林市は八%、私は、もらうのはいいですよ、よけいのほうがいいですけれども、これはおかしいじゃないですか。こういうよなきめ方、こちらのところはもうあまりこまかいことを言うと、またいろいろあれですけれども、これはほんとうにもつと検討すべきだと思うのです。こんなばかなことないです。これは現在でもおかしいわけです、すでにもう、攝津市といふのがあるのですよ。吹田と茨木の間にあります。ところが、その攝津市はない。ゼロです。吹田と茨木に支給されるのが八%、六%でも三%でもない。隣の市は八%で片方はゼロというのはほんとうにおかしいと思うのですよ。こちらの基準はやはり人事院としてもっと抜本的に考え方直すべきだと思うのですが、これはどうですか、総裁。

○政府委員(佐藤達夫君) おっしゃることはよくわかります。ただ、現在の調整手当ができますときの大体の両院の内閣委員会の御決議の趣旨もありまして、一応從来の暫定手当の支給地を基礎にして、ということです。たてまえとして六%でございますが、そこそこ一応われわれも検討はずつと続けておりますけれども、今までにはその趣旨に沿つておりましたところを、この一応われわれも検討はずつと続けております。なお、しかし、官署指定の方法が別にござります。あるいはまた今回は旧市町村によつておりましたところを、ことしの五月現在の市町村の区域に広げましたので、その点の変化はございましたけれども、なおあと三年ぐらいのめどをつけまして、われわれとしては、さらに検討を続けてまいりたいという気持ちであります。

○委員長(西村尚治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西村尚治君) 速記をつけて。

○峯山昭範君 総裁、この問題は非常に私は大事だと思うのです。国会の決議があるかもしれませんけれども、国会の決議も私はこういうぐあいに新しい時代に改める方向には何らやぶさかでない

のです、実際問題として。ですから、これは三年とくろは全然なし。六%でもない。三%でもない。そうして富田林市は八%、私は、もらうのはいいですよ、よけいのほうがいいですけれども、これはおかしいじゃないですか。こういうよなきめ方、こちらのところはもうあまりこまかいことを言うと、またいろいろあれですけれども、これはほんとうにもつと検討すべきだと思うのです。こんなばかなことないです。これは現

在でもおかしいわけです、すでにもう、攝津市といふのがあるのですよ。吹田と茨木の間にあります。ところが、その攝津市はない。ゼロです。吹田と茨木に支給されるのが八%、六%でも三%でもない。隣の市は八%で片方はゼロというのはほんとうにおかしいと思うのですよ。こちらの基準はやはり人事院としてもっと抜本的に考え方直すべきだと思うのですが、これはどうですか、総裁。

○政府委員(佐藤達夫君) それから——もう片方から時間をおいてもらいたいと思います。まだ官署指定といふ問題については、まだ検討を開始して、どうかすみやかにやつてもらいたいと思うし、また官署指定といふ問題については、もう片方から時間をおいてもらいたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) なお十分検討を続けてまいりたいと思います。

○峯山昭範君 それから——もう片方から時間をおいてもらいたいと思います。まだ官署指定といふ問題については、まだ検討を開始して、どうかすみやかにやつてもらいたいと思うし、また官署指定といふ問題については、もう片方から時間をおいてもらいたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやることはよくわかります。ただ、現在の調整手当ができますときの大体の両院の内閣委員会の御決議の趣旨もありまして、一応從来の暫定手当の支給地を基礎にして、一応從来の暫定手当の支給地を基礎にして、ということです。たてまえとして六%でございますが、そこそこ一応われわれも検討はずつと続けておりますけれども、今までにはその趣旨に沿つておりましたところを、この一応われわれも検討はずつと続けております。なお、しかし、官署指定の方法が別にござります。あるいはまた今回は旧市町村によつておりましたところを、ことしの五月現在の市町村の区域に広げましたので、その点の変化はございましたけれども、なおあと三年ぐらいのめどをつけまして、われわれとしては、さらに検討を続けてまいりたいという気持ちであります。

○委員長(西村尚治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西村尚治君) 速記をつけて。

○峯山昭範君 総裁、この問題は非常に私は大事だと思うのです。国会の決議があるかもしれませんけれども、国会の決議も私はこういうぐあいに新しい時代に改める方向には何らやぶさかでない

のです、実際問題として。ですから、これは三年とくろは全然なし。六%でもない。三%でもない。そうして富田林市は八%、私は、もらうのはいいですよ、よけいのほうがいいですけれども、これはおかしいじゃないですか。こういうよなきめ方、こちらのところはもうあまりこまかいことを言うと、またいろいろあれですけれども、これはほんとうにもつと検討すべきだと思うのです。こんなばかなことないです。これは現

在でもおかしいわけです、すでにもう、攝津市といふのがあるのですよ。吹田と茨木の間にあります。ところが、その攝津市はない。ゼロです。吹田と茨木に支給されるのが八%、六%でも三%でもない。隣の市は八%で片方はゼロというのはほんとうにおかしいと思うのですよ。こちらの基準はやはり人事院としてもっと抜本的に考え方直すべきだと思うのですが、これはどうですか、総裁。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやることはよくわかります。ただ、現在の調整手当ができますときの大体の両院の内閣委員会の御決議の趣旨もありまして、一応從来の暫定手当の支給地を基礎にして、一応從来の暫定手当の支給地を基礎にして、ということです。たてまえとして六%でございますが、そこそこ一応われわれも検討はずつと続けておりますけれども、今までにはその趣旨に沿つておりましたところを、この一応われわれも検討はずつと続けております。なお、しかし、官署指定の方法が別にござります。あるいはまた今回は旧市町村によつておりましたところを、ことしの五月現在の市町村の区域に広げましたので、その点の変化はございましたけれども、なおあと三年ぐらいのめどをつけまして、われわれとしては、さらに検討を続けてまいりたいという気持ちであります。

○委員長(西村尚治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西村尚治君) 速記をつけて。

○峯山昭範君 総裁、この問題は非常に私は大事だと思うのです。国会の決議があるかもしれませんけれども、国会の決議も私はこういうぐあいに新しい時代に改める方向には何らやぶさかでない

うことも考えられると思うのです、実際問題としてね。こちら辺の考え方についてはどういうようになります。いろいろしゃるか、この二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 法律の文面では五十六歳以上と切つておりますけれども、いまおことばりありましたように、当面五十八、ものによつては六十ということを考えておりますが、これは申すまでもありませんが、法の実施による急激な衝撃を緩和するためということでありますと同時に、いまお話しのように周囲の情勢の変化というものが今後ござりますから、両々相見合わせまして、そして酷なことにならないようについて気持ちで臨んでおります。

だけの額が節約できるのですか、実際問題として。これはほんとに私はこの点をお伺いしたいと思うのです。私が聞いている範囲では、高齢者の延伸で六億ぐらい節約できるという話を聞いているのですが、まあそちら辺のところはどうか知りませんが、あとで正確に教えてください。六億円くらいと私は聞いているわけです。しかし、今回期末、勤勉手当で〇・〇九ヵ月分ですか、削っていますで。〇・〇九ヵ月分切り捨てられているでしょう。これは実際問題、計算してみると三億七千万です、これ。こういうようなところは、二年かけると六億以上になりますね。そういうところを相当なお金がばっさり——まあ昇給延伸では六億円節約して、こういうふうなお金ではばさっと切っている。私たち、公務員の皆さんもこの点については非常に納得できないと思うのですよね。こういう点については、総裁、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 高齢者問題について
は、おそらく私の説明が非常にへたでありますた
めに真意がおわかりいただけないんじやないか
と、まあきわめて残念に存ずるわけであります。
いまの、たとえば節約というおことばがございま
したが、われわれはそんなことによつて四億か五

億くらいの程度のお金の節約のためにやろうといふ気持ちは毛頭ないわけです。これはたびたび申上げたと思いますけれども、官民の格差を比較いたします場合に、高齢者の分は公務員のほうがずっと高くなつておる、民間のほうがずっと低くなつておる。そのために、官民比較のたとえば二・六七%というようなものにそれが影響してマイナスの要因に働いておるということでございます。たとえばこの高齢者の問題を報告書に出しましたのは去年でございますが、去年は一〇・二でありますけれども、これは一体一けたか、二けたかといふことは、たいへんな、これは公務員組合の諸君についても重大な関心事でございましたし、また、われわれ人事院におきましても、一けたか、二けたかということは重大な関心を持つてその結果を見ておつたのです。そういう場面にならうとして、こういうマイナス要因というもののためにはせつかくの全体のペーセンテージが損にならう。たとえば、一けたでとどまるか、二けたにならうかというような境目のところが、こういうところによって出てくるのじやないか。まあ今日のところは別として、今後の問題を考えますと、少なくとも〇・三か、〇・四くらいはマイナス要因になつてくるわけです。そういう点を早いうちに手を打つて、全体の公務員の給与が損にならないよう、ここで手を打とうということがわれわれの気持ちでございまして、したがいまして、いま経費が余るということはあり得ないんで、これは全体の格差がそれだけよけい出ますから、そしてそのよけい出した格差を今度は若い人たちに、働き盛りの人たちのほうにそれを回すのであって、たとえば四億円浮いたとしても、それがそのまま浮くのじやなしに、若い人たちの俸給のほうにそれが及んでくる。全体の公務員の給与が沈むことをここで防ごうということありますので、口がへたで、説明がまた十分でないためにおわかりいただけないのは非常に残念に思います。

いかぬことがある。昇給って何ですか。昇給の意義ということについて、総裁、教えてください。公務員の皆さんのが昇給しますね、毎年ね。どういう場合に昇給するのですか。昇給の意義について教えてください。
○政府委員(佐藤達夫君) 昇給ということは、どういう理由によってそういう制度があるのかと、そういうことでござりますけれども、まあ大体三つあげることができますのは、だんだん勤務年数が経過していきますと、それだけその人の能力なり何なりが向上していく、その向上に見合って給与も上げていく。それからもう一つは、だんだん年数がたちますと、いふと、若い人が入って、だんだん結婚をし、子供が生まれるということになつてまいりますと、やっぱり生活上の負担もだんだん増していくんだろう。それからもう一つは、昇給については、勤務成績が悪くては、これは昇給させるわけにはいきません。良好な成績でお勤めになった人への一種の励みを与えるといつては語弊がありますが、そういう面と三つあると思います。

そこで、高齢の方々の不満を見ますと、これは一般的の問題なんでございますけれども、一般的の問題としてみると、高齢——ある程度の年齢になりますというと、何と申しますか、勤務の能力とも頂点にお達しになるであろう、あるいは生活関係の負担も、だんだん子供さんが大きくなられて樂におなりになるだろう。一般の原則としてそういうものがだんだん向上していくというその向上度として、民間においては五十六歳なり何歳以上の人には昇給停止、あるいは昇給延伸という形をとっている事業体が八〇%くらいになっている。やつぱり昇給理論から申しますというと、そういう筋というものがあるだろうということをわれわれは基礎にもいたしておるわけでございます。
○峯山昭範君 総裁ね、私はぜひとも一ぺん総裁に、昇給延伸をされた人たちの悲痛な声というのを聞いてもらいたいと思う。そこへ一ぺん行って

総裁説明してくださいさい。あのね、いま総裁は、年もいつて子供たちも大きくなりまして働きに行きましてというお話をございましたけれども、現在の昇給延伸される年齢の人たちの子供が、実際に学校を卒業して社会に出て働いているかといふと、そうじゃない、まだ高等学校や大学へ行つている人たちがずいぶんいる。そのためには昇給延伸されるということは、非常にそういう人たちにとっては、これから生活のいろいろな面でやはり日ごろその勤労意欲というものをそぎますよ、このままじゃ。またいま総裁は、昇給の意義について話されましたけれども、一般職給与法八条の六項には、「職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができます」と、こうなっていますね。これは逆に言いますと、昇給延伸させるということとは、要するに、十二ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務しているわけです、みんな。そういうことはできないと思うのです。はじめに働いている人が——中には悪い人もいるかもしれませんけれども、もっと逆に言うと、勤務成績が悪くなれる以外は、これは昇給させなきゃいけないわけですね、実際問題。民間との給与を比較してどうのこうのという話もござりますけれども、そういう人たちは、まじめに働いて、それで勤務能力もだんだん下がってきてよほよほになつてだから昇給延伸というなら意味はわかりますけれども、現在のこの年齢ではどうですか。総裁自分とよく考えてください。ほんとうにびんびんしていますよ、みんな。実際問題こういう方々が昇給延伸されるということとは非常に——いま五十六歳でしょう。五十六歳、六十歳といいますと、びんびんしていますよ、ほんとうに。そういう方が実際問題こういのですよ。何もお年寄りの分をへずつていかな由が薄弱だと思うのです。若い人にと言いますけれども、若い人は若い人でもっと国が上げればいいのですよ。

くともいいのです。

まあいろいろあると思いませんけれども、いずれにしても、こういうような観点から考えて、総裁は、まあほんとうにわれわれはこの制度というの——まあ人事院総裁はほんとうに一生懸命やっているということは私はわかります。ほんとうに総裁にかわる人事院総裁はなかなかこれからは出でこないのじやないかと私は思うのですけれども、実際問題、この問題はこれはえらいことです

うでしようかね、これは。
○政府委員(佐藤達夫君) いまおあげになりましたよなお氣の毒な方々は、えてして中途採用者において多いということも大体の見当はつきますので、今回の実施にあたりまして、私どもはやはりこれらの在職者の方々の調整というような点もあわせて、できるだけ衝撃の少ないようという配慮は十分しておりますけれども、何ぶんにも忠ならんとすれば孝ならず、どうしても公務員全体の船が沈むことを防ぐためには、こういう高齢の方方にについては少しは——たいてんなきつとがまんだろうと思いますけれども、がまんをしていただけたい。これは私どもほんとうに人からにくまれるようなことをしでかしまして、何も好き好んで、私個人のことを考えれば、こんな人のいやがることをやらなくてもいいと思いませんけれども、しかし遠い将来を見通して公務員全体の利益ということを考えたならば、ここでやはり思い切ってこの措置をとつていただきたいと思います。

○委員長(西村尚治君) ちよと速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(西村尚治君) 速記始めて。
○峯山昭範君 もうこれ以上、私もさんざん言われてやめざるを得ませんけれども、ほんとうは、総裁、これからうんといろんな問題を聞きたいと思っておりました。特に給与のあれですね、予告

編がありますね。予告編。予告編というのはこれ

はいかぬと思うんですね。これはいかぬわ。ほんとうにいかぬと思うのですけれども、去年とことしと、えらい——何でこんな予告編をやるようになつたのですかね。これはほんとうによくなつたのですかね。これはほんとうによくないと思うんです、私はね。これはもうどう考へても、私は人事院の性格——私たちは人事院に何もワクをはじめたり、いろいろしたいとは思いませんけれども、こういう点が出てくるとどうしてもやつぱり人事院にも一言かつちり言つておきたいというの予告編を実施するということはないとは思うんですけれども、この点はどうですか、総裁。

○政府委員(佐藤達夫君) これは参考資料にもつけておりますとおりに、民間における場合を見ますと、いかにも頭著な階層別の扱い方の差異というものを見せておる、これは一体どういうことでしょうという現実をやはりお目にかけまして、いや、民間はそれでいいのだ、公務員の場合は性格がこうこうで違うので何も見習う必要がないというのか、あるいは、なるほどそれは一つの理屈があるやはり民間のほうが筋が通っているということになるのか、そういう意味で虚心たんかいにこれは問題を投げて、そして御批判なり、お教えを受けて、まだこれは来年までのぶんこの委員会も機会がござりますでしょうか、その際に十分にいろいろの御意見を聞かしていただきたい。そういう意味で、予告編とおっしゃいますけれども、問題提起編というようにひとつお考えただきたいと思います。

○峯山昭範君 もうこれで終わります。総裁も予告編問題提起編を出されてついぶんなりました。ついぶん委員会等にも出られていろいろ意見も聞かれたと思うんです。民間と公務員とは私はたとおりだと思うんです。そういう点から見まして、やはりこの点については慎重にやつていただきたい。そしてまた、総裁が前段に言われたとおりだと思うんです。そういう点から見まして、やはりこの点については慎重にやつていただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申します。

○定員管理と行政機関については、わがほうの守備範囲でございます。

の問題についても相当いろいろなところでいろいろなことを言われたと思うんです。そういうこと

も考え方として、大体の意見というものは出てきていたりは思いますが、そうすると、いまいうことになると思いませんが、そうすると、いまでここできめられておるよう、行政改革本部についての総裁の心境をお伺いして、私の質問は終わりにしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 十分御意見を拝聴しながら、私ども自身も研究を進めてまいりたいと思います。

○片山武夫君 今度の給与法案に対しまして、人

事院総裁と行政管理庁長官にちよとお尋ねしたい

いと思います。

今回の給与改定法が今度は完全実施、こういうことに決定を見ました。この決定をするときにつまりして、これは八月の閣議ですが、このときにありますとおりに、民間における場合を見ますと、いかにも頭著な階層別の扱い方の差異というものを見せておる、これは一体どういうことでしょうという現実をやはりお目にかけまして、いや、民間はそれでいいのだ、公務員の場合は性格がこうこうで違うので何も見習う必要がないというのか、あるいは、なるほどそれは一つの理屈があるやはり民間のほうが筋が通っている

といふことになるのか、そういう意味で虚心たん

かいにこれは問題を投げて、そして御批判なり、お

教えを受けて、まだこれは来年までのぶんこの

委員会も機会がござりますでしょうか、その際に

十分にいろいろの御意見を聞かしていただきたい

○政府委員(尾崎朝夷君) 個人個人について調査は非常に困難でございますけれども、いま御指摘のような、たとえば五十五歳定年の企業をやめます。そして別の会社に行くといったようなケー
スがあると思います。そういう関係も、無期限雇用として採用されて、つとめておりますれば、私どもとしては調査いたしておるわけでございます。そういう関係で両方が特に違つてゐるとい
うことではないと思っております。

○片山武夫君 その点は、私はもう少し十分に調
査をして、的確な官民比較をやつてもらいたい、
こういう希望を持っているわけなんですが、どの
程度精密にやられているか、そういうところに疑
問がありましたので、実はお伺いしたわけであります。これが相当私は調べ方によつては違つた
結果が出てくるのではないか、こういう感じがし
ます。

次に、住宅手当の問題なんですが、今度新しく
これはつくられた。これはけつこうなことだと思
いますが、先日、総務長官は、住宅手当は時期尚
早であったと、こういう発言をされている。私は
逆に、これはおそ過ぎたと思うのです。というこ
とは、これはもう政府の住宅政策の貧困からきて
いる、最大の原因は。したがつて、私はこれはお
そ過ぎたと思うわけなんありますが、これは見
解の相違だからここで論議はいたしません。た
だ、この具体的な内容として持ち家四七%、その
他これは親戚の間借りというのですか、これが二
一%、六八%が対象外になつてゐる。この持ち家
の人たちは、これは私はいろいろな条件があると
思うのです。親譲りのただの家に住まつておると
いう人、これは少ないんじゃないかな。自分でため
て、まだ月賦を払つてゐる人もあるであらうし、
あるいはいろいろそういうった経費のかかつて、いる
人もあるだらうと思う。むしろ借家住まいをして
いる人よりも、経費はよけいかつてゐる人もあ
るであらうと思うのですが、そういう人たちの分

析がどの程度されたか、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) かねがね住宅手当を早く支給するように勧告しないかと、いうお話が当委員会においても出たと思いますが、從来出ておりました。そのたびごとに民間とのバーセンテージの問題も申し上げましたけれども、これを踏み切るについては持ち家の人のどうするとか、なかなかやむづかしい問題をだんだんとこの際解決しようと、いうことになりますと、借金をして、そして家を建てた人、同時に今度は自分の給料から、つめに灯をともすようにして貯金をして、そして家を建てた人、いろいろバラエティーがございまして、これはとても踏み切れるところじゃない。したがって、やっぱり早いほうがいいだろうということにわれわれとしては決断をいたしまして、今回の当面の趣旨は、公務員宿舎、安い家賃で公務員宿舎に入つておる人と、そうでない人とのバランスをまず調整しなきゃならぬということから踏み切ったわけでございます。なお、いまお話をようやくな問題は、かねがね私どもも念頭に置きながら、むずかしい問題だなあという気持ちでいるわけですがございまして、なお今後はそれはもちろん研究をするつもりであります。

○片山武夫君 特にこれは負担の重い人は結局のわゆる借金でうちを建てた人、月賦、年賦、そういうもので支払っていく人、こういう人たちは、特に私は考えてあげねばならぬと思うのですが、そういう点について今後私は十分配慮していただきたい。先ほど申し上げました高年齢層の人たちの問題についてもそうだと思います。

最後に、五十六歳ではあるけれども、当面八歳だ、こういうふうにしておられるようありますけれども、この五十六歳に引き直すのはいつからとの予定なんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 実施時期を来年の四月一日からとお願いしておるわけでございます。

○片山武夫君 それは五十八歳でしょう。五十六歳というのは規定をつくるわけですね。当面は五十八歳だ、こう言っておられるんだけれども、いわゆる五十六歳にするのはいつごろか。当面といふのは、一体どのくらいの期間があるかといふことをお尋ねしておる。私はそれを特にやる場合に、先ほど申し上げました官民の比較という原則は確認したいと思います。その上に立つて、五十五歳以上の人たちのいわゆる給与関係、特に再雇用、こういったような人たちを除外した継続されておる人たちの比較ということが、これが私は正しいんじゃないかと思うんですが、そういう面について私は十分な配慮をお願いしたい、こう思います。

○政府委員(尾崎朝夷君) 失礼いたしました。当面は、勧告はそういう時期を考慮しまして、五十八歳からということに考えておりますけれども、今後それをどう変更していくかという問題については、さらに十分検討した上でございませんと、非常に大きな制度変更でございますから、そういう意味で今後十分検討するということにいたしたいと思っております。

○片山武夫君 ちょっといまのお答え、ふに落ちないんですね。当面五十八歳からだ、当分やつていくんだということでしよう。まだ五十六歳に下げるのはいつかわからぬということですね、そういうふうに聞いたんですけど。

○政府委員(佐藤達夫君) 法律上は五十六にいたしましたけれども、急激な変化を避けますために、五十八歳からまず出発しよう。その急激な変化というのはいつまで続きますか、それは今後の先のことのございますが、大体の御趣旨によれば、あまり早く五十六にするなどいう御趣旨だと思いますので、私どもはその趣旨をよく承つて措置をいたします。

○岩間正男君 時間がないので、できるだけ簡潔に答弁を願いたいと思う。

まさに国会も年末風景に入っているわけで、これも日本の歳末風景だというふうに考えるわけで

す。ことしは人事院の勧告が一応時期的には五月からやつたということで、最近は、イチヨウ並木

す。ことは人事院の勧告が一応時期的には五月からやつたということで、最近は、イチヨウ並木が色づいて寒もやが出てくる、そういうところを赤旗があまり動かなかつた。しかし、だから要求がないのかというと、そういうことじゃないと思うんですね。したがつて、大体、人事院勧告が出てから、今度支給を受ける公務員労働者の要求が統一的に出されたと思うんです。これは総理府の長官、それから人事院におそらく出されたと思うんですけれども、この要求はどんなものが出て、また、どのような今まで団体交渉をやって、その要求を受けとめたか、これを先にお聞きしたいと思います。

○**國務大臣(山中貞則君)** 私は御承知のような性格でござりますので、なるべく時間があり次第たくさんの人たちとお会いするようになつております。したがつて、それぞれ団体を結成しておられます公務員の方々等ともお会いをいたしておりますし、私がいないときは副長官、人事局長等が絶えず会うようにいたしておるわけでございますが、その要求の中身については間違つてはいけませんので、人事局長から説明をさせます。

○**政府委員(栗山廉平君)** 勧告が出ましてからすぐ八月の下旬に国家公務員の共闘会議から要求書が出ておりまして、上厚下薄の勧告だという内容を言っております。それからなお定員削減の計画に反対である。それからなおさらには具体的な項目としまして、まず第一に団体交渉で賃金は決定するという原則で行なつてくれといふことが一つ。それから二つ目は、最低六千円をはじめとする種種のこまかい問題といいますか、具体的な問題が六、七項目ほど出ております。一番目に合理化反対ということで、定員削減云々の問題を取り上げております。それで、最後に退職手当の問題で、これを引き上げるようとに、ごく簡単に申し上げますとこういったような内容でござります。

○**岩間正男君** それでどうですか、これは総務長官にお聞きしますけれども、いまの要求というものはどういうふうに考えられますか。

○国務大臣(山中貞則君) 公務員の給与は団体交渉によつてきめるべきものであるということについては、人事院の存在の意義の問題等もござりますので、それを原則どおり了承というわけにはなかなか一朝一夕でまいりません。しかしながら、その他の内容については、やはり給与担当の者として謙虚に耳を傾けたつもりでありますし、退職金等の問題については、具体的な検討をも指示しておる次第でございます。

○岩間正男君 これにからんだ人員整理の問題はどう考えておられますか。

○国務大臣(山中貞則君) 私は給与担当大臣として人員整理ということはもちょっと妥当ではないと思いますが、再来年以降も三年間一定率以内のいわゆる欠員不補充等を内容として、実質首切りの生じない範囲内における削減計画を立てたといふことについては、これは給与担当大臣の立てたことでございませんで、いわゆる行政管理庁長官たる荒木大臣のお立てになりました案が、それが閣議決定になったということでございます。

○岩間正男君 実は当委員会で人事院勧告が出たときにあなたに聞きたかったんですが、実は経団連が、この勧告が出たときに、政府にかれらの勧告みたいたいものを出したわけです。結局これは民間との関係で当然これに対しても、今度の人事院勧告は非常にこれは厚きに過ぎる、したがって、民間と同じように同時に行政整理、こういうものをからませてやるべきだと、こういうたしか勧告を出したわけです。これは問題になつたわけですね。私はこの問題を、あなたが今までたびたび言つておられますように、あくまでもこれは完全実施する、この問題と行政整理というものをからましやならぬ、しかも、何かあいくちを擬すようなかつこうで公務員の権利を一部そういううかつこうで制限しながら、こんな勧告を出すということは今後望ましいことではない、前例としては非常にまずいじやないかと、こういうふうに當時人事院総裁にも私はお話ししたはずですね。そのところ、あなたのこれは意見を聞くことができなかつたとき、あなたは意見を聞くことができなかつた。

た、きょう聞かしてもらいたい、どうです。

○国務大臣(山中貞則君) あるいは経団連でなくして日経連がそういう意見を公表したということではあります。しかし、私の場合にはそれには反駁されましたが、確かにその立場からいうと、このことが前提でありますから、民間において、たとえば電機産業等が、今日の状態はすでに天地の差を環境として迎えておりますけれども、その

等を、またある意味においては、中小企業の給与等においては、非常にいろいろ分野を残すような傾向もあったと、そういうことも私は個人としては見ておられます。したがつて、日経連がどういうことを言いましょうと、それは政府の姿勢に何も制肘を加えるものでないし、また、給与担当大臣として、民間の給与の実態というものに對して国家公務員が沿うべき基準を定めるわけでございますから、まず政府にものを言うならば、みずからが姿勢を正してからものを言つてもらいたいと私は思うわけです。なお、一緒にして、からました形で閣議決定をしたことについては、私自身も一緒にしてもらいたくない気持ちはございました。しかし、同じ日にきめるわけでございますので、行政管理庁長官の御主張というものが閣議で決定された場合には、結局は一緒にきめてしまつたということになるわけでございます。

○岩間正男君 われわれは非常に奇異な感じを持つた。あそこに山中長官がいたのかいないのか。いま聞いてみると、いられたということでありますけれども、ああいうかつこうで私は出すべきじゃないと思うんです。まずはいいんです。これは前例となるべく、ああいうかいつこうで私は出すべきじゃないことを盛んに人事院総裁は言つてゐるわけですが、そのうちでやはり上厚下薄だ。そういうふうに公務員大衆に与えておると思つたが、第一は上厚下薄の問題、それから高級官僚を優遇する問題、第二は非常に冷酷な高齢者の昇給延伸の問題、第三には中だるみ、それから昇給の頭打ちその他の問題が出されているわけですが、そのうちでやはり上厚下薄だ。そういうふうに公務員大衆に与えておると思つたが、それで今度の改定の趣旨によると、「初任給および世帯形成時等に対応する職員の給与の引上げを軸として、中位等級以下の職員の給与改善に重点を置く」としてますが、実際の中身はそうならないと思うんですね。今回の諸手当その他を含めた全体の引き上げは、これは一二・六七%ということになつています。そうして金額にして見ると、八千二十二円、ところが五等級相当以下の圧倒的多数八三・九%の一般の国公労働者の引き上げ額は平均六千六十九円にしかなつてない。また俸給表の改善だけで見ますと、これは一〇・七%、金額にして平均が六千九百五十三円。そこで本俸の改善額六千円以下とい

すけれども、これは明確にしておく必要がある。この間、人事院勧告は完全実施せざるとしょつちゅう言つていた。こういう立場からいうと、こんなものを見つけるのはまずいんです。こういうことをやるべきじゃない。そして、いかにも政府の姿勢というものが非常にきたなく映つた。そして公務員に与える影響というものは非常に私は悪かったと、こういうふうに思つてます。この点どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 行政管理庁長官を呼んでいただきたいと思います。

○岩間正男君 まあいいですわ。時間ないらしいから。何せきょうは、これは総務長官も人事院総裁も歌よみなんだが、憶良の歌、「それその母も吾を待つらむぞ」早く俸給袋持つてきてと待つておる。だから、いいです。長官はまたあとでやるから。わかるでしょう、あんたたち。これわからぬと、おかしな歌よみだ。そういうことで次の質問に入りますが、やはりはつきりこれも公務員共闘からも出ておると思つた場合には、結局は一緒にきめてしまつたということになるわけでございます。

○岩間正男君 われわれは非常に奇異な感じを持つた。あそこに山中長官がいたのかいないのか。いま聞いてみると、いられたということでありますけれども、ああいうかいつこうで私は出すべきじゃないことを盛んに人事院総裁は言つてゐるわけですが、そのうちでやはり上厚下薄だ。そういうふうに公務員大衆に与えておると思つたが、それで今度の改定の趣旨によると、「初任給および世帯形成時等に対応する職員の給与の引上げを軸として、中位等級以下の職員の給与改善に重点を置く」としてますが、実際の中身はそうならないと思うんですね。今回の諸手当その他を含めた全体の引き上げは、これは一二・六七%ということになつています。そうして金額にして見ると、八千二十二円、ところが五等級相当以下の圧倒的多数八三・九%の一般の国公労働者の引き上げ額は平均六千六十九円にしかなつてない。また俸給表の改善だけで見ますと、これは一〇・七%、金額にして平均が六千九百五十三円。そこで本俸の改善額六千円以下とい

うのが、これは行(一)では実に九万五百十人、これは行(一)全体の三七%になつてゐるわけです。行(一)では二万六千八百三十一人、これは行(二)全体の四四%という高率になつてゐるわけですね。このように俸給表全体から見ますと、これは三一%、つまり三分の一近くが引き上げ額が六千円以下なんですね。これに対して次官の今度の月額引き上げ額は、これは九万七千七百円、こういうことになりますと、金額では全く二十倍のことがあります。この問題はこの前も論議されましたが、これはこの差額というものは決して上厚下薄でないということは弁明されておるのでありますが、現実にこういうことが起つておるのであります。私はこの差額の問題は、これは非常にまあこの点は何と言いますか、非常に寒々としたものであります。もう一つの問題は、これでやはり職制が強化され、官僚の支配機構というものが非常に性格的に変わつてくるのではないかという点が私は重大な問題だというふうに考えておるです。この点、そういう影響というものは見のがしがたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) これらの引き上げのバランス関係等については、すでに御説明いたしましたように、いま最後の最も重点を置かされました。そのため、今まで最も重要な点を置かれていましたが、そのうちでやはり上厚下薄だ。そういうふうに公務員大衆に与えておると思つたが、それで今度の改定の趣旨によると、「初任給

および世帯形成時等に対応する職員の給与の引上げを軸として、中位等級以下の職員の給与改善に重点を置く」としてますが、実際の中身はそうならないと思うんですね。今回の諸手当その他を含めた全体の引き上げは、これは一二・六七%といふふさわしいものであるということを前提にして承つておりますので、私のほうからあえて逆に疑問を呈したり、それに筆を加えようとしたりすることは、ここ当分は慎まなければならぬ立場にあります。ふさわしいものであると想つておられる方の御説明を私もそのとおりであります。

○岩間正男君 ばかりにすなおな形で言つておられるのですが、そこはそうではなくて、やはりはつきりしてほしいと思うのです。とにかくこの上厚下薄の問題を呈したり、それに筆を加えようとしたりすることは、ここ当分は慎まなければならぬ立場にあります。ふさわしいものであると想つておられる方の御説明を私もそのとおりであります。

薄の問題というのではないいろいろな問題を投げかけていると思うのです。こういうやり方ではまあ戦後最高のベースアップだ、こういうことを言つて、一般の公務員労働者は欣然としないものを持つてゐるだらうと思います。「俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して」きめられると、こういうふうに国家公務員法の第六十四条一項ではうたつておるわけです。ところが、これはどうですか。労働者の生活状態というのを考えれば、まあ消費者物価は政府の当初予算では四・八%の上昇を見込んだなどと言つておるが、この十月で昨年同期に比べると八・四%という数字を示しておる。実際消費物価に至りますというと、これはもう一二・二%です。こういう何が出でいるわけです。そうすると、これはやはり今度の引き上げは今までに比べれば幾ぶんましめだということは言えると思ひますけれども、基本的にはやはり公務員労働者の生活をはつきり確立すると、そういう方向にはこれは行つていないのでないか、こういうふうに思ひますが、この公務員労働者の生活の実態を調査するというふうなことが必要じやないかと思うのですが、これはいろいろな形でやられていることがあります。それとも給与局はどうなのですか。

○岩間正男君 とにかくまあ今度の給与改定でいろいろな問題がどれほどこれは影響を受けるのかということを、これは追跡調査でも何でもする必要があるのでないかと思うのです。これは二

年前、私はここで問題にしたことがある。実際、公務員労働者の行(一)では四〇%以上、四五%以上くらいがやはり生活は赤字です。そこで、これはも、一般的に公務員労働者は欣然としないものを持てども、まあ初任給の問題に移りますが、何でまかんつているかといふと、アルバイト、その次には借金、その次には実家の仕送り、こういふ形が出てゐる。調査なのです、国公共闘の調査です。行(二)に至つては八〇%近く。そういう中で実はいま足元はどうなつてゐるか。これは総理府長官御存じかどうかわかりませんが、あなたのところの統計局の足元で若い青年の労働者が暮らせない。そこで、仕事が終わつてから、アルバイトで清掃の仕事を、何人かでこれは力を合わせてやつておるという実態が、當時、二年前に私はこの給与の審議でこの問題を持ち出したことがあります。これは御存じですか。

○國務大臣(山中貞則君) 国公共闘の皆さんと自分で調査された資料も私いたきました。それも拝見いたしましたし、そのような具体的な例についてもかかわらず、国家公務員に対する志望者の数が相当減りつつある傾向、さらにまた一番の働き盛りの諸君が国家公務員のいすに未練もなく背を向けていく傾向、このような問題は非常に重大な問題でござりますし、やはり国家公務員の質の維持ということは日本国全体の行政の能率を高からしめるために不可欠のことありますので、それらの点は今後も十分実態等を把握しつつ、それらの事態を望ましくない方向にこれ以上向かないよう努力すべき責任が私もあると存じます。

○岩間正男君 しかし、これは格差は認められておられるのだが、将来どうするつもりですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 格差というのは一流企業との格差を比べればこれは遺憾ながらそれには及びませんけれども、われわれの勧告の基礎にありますけれども、中にはやはり憶良時代の貧窮

はそういうふうに考えられますか。

○國務大臣(山中貞則君) そういう例もお話を承りまして、やはり公務員としてるべき正常な姿ではないということについては、山上憶良を例に出されると、まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二万八千円程度、こうなると官民の格差といふものはこれは初任給でだいぶ開いておりますが、これはいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 局長のかわりにお答えいたしますが、初任給の格差は、いま山中長官も言われましたように、われわれ人間の採用の面で重大関心をもつて臨んでいます。いいところを見ればまだ幾らでもいいところがあります。

○岩間正男君 それでもわれわれのうらやむような初任給を公社の中でもわれわれのうらやむような初任給をおきめになつたところがありますが、これはわれわれも官民比較のたまえから、そういうワクを越えるわけにはいかないということで今回の勧告であるわけですが、これは今回の勧告としては、その諸般の情勢のもとでは非常に奮発した初任給であるという自信を持っております。

○岩間正男君 しかし、これは格差は認められておられるのだが、将来どうするつもりですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 格差というのは一流企業との格差を比べればこれは遺憾ながらそれには

薄といふ形は少し違うでありますよ。しかしながら、テレビもがたがたするぐらいのものは持つておるでしようから、それは形は違いますよ。しか

し、あの時代と同じようなやはりこういう形の生計があるので、公務員の足元にもそういうものが

あるのだということ、これはどうでしょう。これ

したけれども、だからそういう形でこういうもの

の方向にいくのだということではこれはまずいで

すね。この問題はあとでやりますけれども、その

辺は、まああんまり、説明だけはうまくやつたと

いうことじやまざいんですな、実態がこれに関連するわけですから。さらにまあ、どうです、今度

の人事院勧告で、「指定職員の給与についても民間企業の役員の給与を考慮して改善を加える」

こというふうに考えて次第でございます。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○岩間正男君 まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

ですけれども、公務員は四千円アップ、月額が二

万八千円程度、こうなると官民の格差といふもの

はされると、まあ初任給でだいぶ開いておりますが、これ

はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まあ初任給の問題に移りますが、

これは民間と比較してみても、民間は五千円アップして月額が三万円前後ということになつたわけ

○岩間正男君 まあこの点は、われわれ承服したいのです。非常にまあ、そういういろいろな説明をされておるわけですね。「民間における特別給の支給割合には、職務の段階等に応じて相当の差異があることが明らかとなつたので、一般職国家公務員におけるこの種給与のあり方にいて、今後さらに検討する必要がある」と述べて、特別手当についても、この支給率についても、結局は格差がつけられる。こういうことになりますね。だから、単にこれは本俸だけじゃなくて、あらゆる手当についてもそういうことなりますから、この差、いうものは非常に大きくなるのですね。だから、こういうかつこうになりますと、結局はこの指定職、いうものは非常に重きをなしてくる。大体やはりそういう格づけがなされれば、それだけ非常にやはり職場における支配の力といふものは強くなる。そのことは非常に私は大きいと思うのですが、どの辺くらいまで、これは指定給に今後考えておられるのですか。いまのところは、次官、局長、だんだんこれを及ぼしていくんじゃないですか、課長——どうなんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 指定職につきましては、民間の同等の職務内容と申しますが、こういう関係を突き合わせながら検討をしてきておるわけでございますけれども、つまり現在は次官、長官、それに準ずる職といふ形で指定職申を考えておりまして、これらの職員には、いわばそれがついても同じ給与という形で、一官一給与制といふ形を考えておるわけでございます。それで、それに次ぐ職として、たとえば局の次長あるいは府の部長、そういう職がございます。課長の上にそういう職がございますけれども、そういう関係を考慮いたしますと、民間のいわば部長兼任重役、そういう感じにならうかと考えますので、そういう関係の指定職乙という適用も考慮しておるわけでございます。

○岩間正男君 一つのところを突破されると、次の次はそれをだんだんと適用していく全

体の比重が変わつてくる。非常に大きいですから、その突破口として重大だ、性格に変化を及ぼす、その端緒として問題にしておる。この背景は単純な問題ではない。諸外国の例を見ても、これは一が九四倍、これに対してもうかうかと云つて、それが完全にいうには言えないのですが、次官の高卒初任給に対する倍率を見たのですが、アメリカでは九・二〇倍、フランスが七・六六倍、西独の場合は一・一・六九年現在、西独は七〇年現在であります。これが見ただけでありますけれども、我が国はいま開き過ぎている。こういうことです。これはあなたの方のほうの資料で見たのです。

○政府委員(尾崎朝夷君) 次官と高卒の初任給といいますか、学卒の初任給と対比いたしまして各國の倍率がどうであるかというお話をございましたので資料を提出したのでござりますけれども、イギリスでは十五倍、ドイツでは十二倍というところがござりますが、一方、アメリカでは九倍、フランスでは約八倍という形になつております。しかし、この関係は、いずれにしてもそれぞれの国のいわゆる賃金形成、賃金決定におきましての特殊性をそれぞれ持つておりますけれども、日本には、今度の勧告におきましては一・三・九倍という形になつております。しましてやや高目になつておりますけれども、指定職俸給表がつくられました三十九年の場合には、一・四・九倍という形になつております。特に今年を非常に高くしたというわけではないのです。

○岩間正男君 時間もないから深追いをやりませぬけれども、とにかくこの格差の問題というのは非常に公務員に対する影響を与えているという点を、これは明確にしなければならぬと思う。もう一つは、高齢者の昇給延伸の問題ですが、この問題を論ずるにあたつて、やはり日本の社会保障、これとの関連で論ずる必要があるのじやないかと思うのです。民間との関係でということをしょつちゅう言うのですが、そのところは民間の端緒として問題にしておる。この背景は単純な問題ではない。諸外国の例を見ても、これは一が九四倍、これに対してもうかうかと云つて、それが完全にいうには言えないのですが、次官の高卒初任給に対する倍率を見たのですが、アメリカでは九・二〇倍、フランスが七・六六倍、西独の場合は一・一・六九年現在、西独は七〇年現在であります。これが見ただけでありますけれども、我が国はいま開き過ぎている。こういうことです。これはあなたの方のほうの資料で見たのです。

○政府委員(尾崎朝夷君) 次官と高卒の初任給といいますか、学卒の初任給と対比いたしまして各

國の倍率がどうであるかというお話をございましたので資料を提出したのでござりますけれども、イギリスでは十五倍、ドイツでは十二倍というところがござりますが、一方、アメリカでは九倍、フランスでは約八倍という形になつております。しかし、この関係は、いずれにしてもそれぞれの国のいわゆる賃金形成、賃金決定におきましての特殊性をそれぞれ持つておりますけれども、日本には、今度の勧告におきましては一・三・九倍という形になつております。しましてやや高目になつておりますけれども、指定職俸給表がつくられました三十九年の場合には、一・四・九倍という形になつております。特に今年を非常に高くしたというわけではないのです。わいがられまして光榮の至りですが、これは人事院總裁より各党の方々に繰り返し説明があつておるところございましょう。したがつて、私もその内容については、逆に都合の悪いところは民間と比較しないという恣意的な作業も人事院はいたしましたが、確かにこの格差の問題というのを、これは人間の年齢構成から見てどのような重責を公務員とするかという問題、これが心理的に非常に映つてくる、われわれの頭にぱっと映つてきます。したがつて、そういう中で日本の社会保障がどうなるか、これが完全に理解できることでございませんか。社会保険が行なわれるならば、私はこのような問題もずいぶん性格が変わつてくると思います。ところが、これはほんとははずしておいて、そこだけの問題をやるわけですね。こういう点はどうなんですか、もっと総合的にこういうところは、とにかく生きているのは一人の人間なんです。そ

うして全体なんです。その上に立つてこういうものを見ていかないと、説明は非常にぐあいのいいところだけを抽出して悪いところは捨てる。こういうかつこうでこのよな議論をなされていることが多い、説明でも何でもそうです。どうもわれわれ納得がいかないので、こういう点については時間の関係から多くは触れませんが、この点は一体どうなんでしょうか、どういうふうに判断しているのか。これは人事院總裁とそれから總理府總務長官の見解を伺つておきたい。

○國務大臣(山中貞則君) たいへん岩間さんにおかれわれはそう思つておる。あなたがやつぱり責任者だと、あなたのはうから。あなたがやつぱり責任者だと、われわれはそう思つておる。

○國務大臣(山中貞則君) たいへん岩間さんにかわいがられまして光榮の至りですが、これは人事院總裁より各党の方々に繰り返し説明があつておるところございましょう。したがつて、私もその内容については、逆に都合の悪いところは民間と比較しないという恣意的な作業も人事院はいたしましたが、確かにこの格差の問題というのを、これは人間の年齢構成から見てどのような重責を公務員とするか、想像することは容易にできることでございませんか。それらの方々がこのようなことで急に昇給延長等の対象になる、自分自身がなるということについての受けらるれ衝撃は私もよくわかる次第でございます。今国会の衆參両院の議論を通じて、それらのところについて経過的な措置等を講ずるについて人事院のほうで配慮をするということを申し上げておるようでござりますので、それらの点に人事院の配慮を私も望みたいと考える次第でございます。

○政府委員(佐藤達夫君) この延伸措置は、まず第一に、これは定年制とは全然違います。また定年制の代用品でもございません。早く追い出して出たがつて、社会保障の問題と直接のつながりはございません。ということになりますが、いま總務長官も申しましたように、また、私もたびたび申しておりますように、その辺についてのいろいろな配慮をしておる。たとえばベースアップは、これは完全にかかりますから、そういうような意味で行つてもらおうという策でもございません。し

ておるいろいろな点で配慮をしておるということを申しておきます。

○岩間正男君 まあ先ほども話しが出ましたけれども、その人の立場に立つてもう一歩考えてみる必要があるのですね。ひざ突き合わして話してみたらどうです。そういうわけにはいかぬです。よやつぱり、これは寒々としたものを持つてゐる。からだの中を風が吹くという、そういう感じを持つてゐますよ。こここのところはしつかり——どうも、この国会の答弁というやつはきめられていて、どうも実態から遠いことが多いので、われわれは納得しないのです、そういうことで。それからもう一つ、これは最後に、きわめて時

間がないが、お聞きしますけれども、人事院の性格についていろいろ論議されてきた。諸外国の例

を見ても公務員の争議権を奪っているといふようなどころはないわけです。労働三権といふものも、もっとこれは確立する方向にはつきりしていなければならぬ。団交で給与をきめる気持ちはないといふようなことも言っておられますけれども、まあ人事院の代償措置によつて実は公務員の基本的な権利が奪われたために、それから二十何年、どれだけ一体不利なところに追い込まれたかということは、これは追跡調査をやれば明白に出てくる数字ですよ。そういう点から考えますと、私はこういう点については十分にこれは考えなければならないんじやないか。この公務員法が制定された時代はちょうど片山内閣時代でありまして、そうして米占領軍がいたときです。われわれはこの公務員法に反対した、これに対しても、大きな問題はどこだったかというと、そこだった。つまり、戦前のいわゆる官吏というものは全く権力の支配のもとに、これはもう何でも従つていた。右を向けてと言えば三年でも右を向くということに追い込まれた。これがどんなにやはり戦争を誘発する大きな原因であつたかというと、そこまでです。そういう点から言えば、ほんとうにやつぱり公務員の権利を守るということ、そうして生きがいのある、やりがいのある、大衆に責任を負つた、国民に責任を負つた、そういう立場でやはり胸を張つて仕事をしてもらいたいというのがわれわれの考え方ですね。ほんとうに平身低頭、そういうものだけが立身出世をするような最近の風潮というものは、これは必ずしもいとは言えないと思う。そうして、これはその国の盛衰にも関係があることなんですね。まさにそこなんです。そういう点から言えど、はつきり見識を持つたそういう政策とえますと、公務員の争議権をこの代償機関によつて、そうして完全に実施されない今まで二十年かが暮れて、ようやくいまごろ完全実施がどうと、いうが、これは時期的な完全実施にしかすぎない。しかも、もうはつきり四月から実施するといふことを要求している内容については、もうきょうは

触れませんけれども、たくさんあるわけでしょう。そして格差がひどいのですから、同じ一%の期末手当に対する増額を見ましても、一方はこれは四万円ももう、そういうときに一方はわずかに三千円しかもらえない、そういう労働者がいるんだということをはつきり考えてみると、そういうものは同じような気持ちでいられるかどうか、やはり最低生活の保障ということが非常に立場をとらなきゃならぬと私は考える。ところが、最近はまさにこれはさか立ちの方向に動きつつあるという現実を否定することはできないだろう、こういう点についてこの給与の問題は單なる給与の問題じゃない、これは生活を保障し、ほんとうに国民のためのそういう奉仕ができるかどうかというところに基本を置かなきゃならぬ、最近はこれは様子が変わってきますよ。この点について私はやっぱり警告をせざるを得ない、その上に立つて今度の、いまの問題をやはり根本から考え直す必要があるんじゃないのか、つまり公務員労働者の基本的権利は回復されるべきである、そう思う。これは人事院總裁に言つたら、あなたのこれは何の問題になりますからね、人事院要らない、こういうような議論にもだんだんつながる、そういう意味を持つものですから、これはやはり山中長官にお伺いしたほうがいいと思いますね。どうでしょうね。

親切に、そうして行政の能率をあげていくといふことだ。うと私も思つております。しかしながら、基本的に、ただいまもお述べになりましたように、人事院は要らないという議論に立つには、完全実施ということが前提になりますと、人事院といふものも案外捨てがたい味を持つておるものであるとざいますので、いま少しくあたたかい目で人事院制度といふものを見守つていただきたいという気持ちもしてならない次第でございます。

○岩間正男君　いまの総務長官のことばに加えなぐちやならないのは、憲法を守るのか、その立場に立つのかどうかという問題が一つ抜けていますよ、いまの御答弁に。それからあたたかい、親切なといつても、非常に頭が低いだけで親切でない公務員も生まれつつあるようと思つのです。そうでしょう。面從腹背ということはある、そうでしよう。あなたの御答弁に。これからあたたかい、親切なといつても、非常に頭が低いだけで親切でない公務員も生まれつつあるよう思つのです。そうなくて、ほんとうにやはり基本的にこれはどこを貫くのか、やはり一国の平和の問題であるし、そがあるから笑つて、だから、そういう形じやいう点について、公務員がはつきり見解を持つていることは当然ですよ。これがだんだん暗箱の中に入つて行つてだんだんわからなくなつてきているところがある、こここのところが問題なんですから私はそのことを付加しておきたいと思います。時間がきたから、今度はそれじやあ防衛府長官にお聞きをしたい。いわゆる三島事件ですが、どうも防衛府長官深入りしている点があつたんじやないかというふうに思つのですが、あなた、反省としてはどう思つておられますか。

○國務大臣(中曾根康弘君)　何ら深入りしておりません。関係はございません。

○岩間正男君　三島との関係ですね、これは、三島はけしからぬ、こういうことを言われたわけで

すけれども、その前の様子を見ているとだれでもこれはそう思っている。ちょっと深入りじゃないですか、どう思われますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 深入りはもちろん、関係ございません。私個人は三島君と会ったのが三回しかありませんが、そのときも一つは座談会であり、もう一つは研究会であり、あとは講演会で、一人で差しで話したということはございません。しかし、彼の文学や書くものは非常によく読んで注目しておりました。それから自衛隊自体といたしましても、向こうから特にクーデターを起こそうというような考えで深く入ってきて、その目的で接触したという事実はいままでの調べでは全然ございません。自衛隊との関係も、普通の体験入隊との関係という面はございますけれども、思想的その他の問題で特に関係はございません。

○岩間正男君 この体験入隊、過去に例がないようなことをやつたのですが、これはどういうような反省を持っておられるか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 三島事件にかんがみまして、体験入隊の基準その他について適当な反省を加え、検討を加えて、そして再びああいう事件を起こさないようにいろいろ手当をしたいと思つております。

○岩間正男君 結局、三島はだいぶ看板として利用されたでしょうな。充足率が非常に悪い、どうしてももっと有名人を持つてきて盛んに宣伝しなければならない、そういう形でこれは自衛隊が利用した面もある。これは否定できないと思うのですが、どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) むしろああいう楯の会を練成したりするために自衛隊が利用されたという感じは私らはしている。われわれが彼らを利用したという面はあまりないと思います。

○岩間正男君 持ちつ持たれつでしよう。あなたそういう口をぬぐうよな答弁をされないほうもいいと思うんです。これは現状をみんな見ていると思うんです。だから、ここへ来て口をぬぐうと

いうことは非常に優等生のやることで、優等生じゃだめなんです。もう少しここのところどうでござる。そこでお聞きしたいのですが、三島事件で自衛官の意識はどんな影響を受けたと考えておられるか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その後の調査を見ましても、ああい現代の民主主義的な平和的な秩序を直接行動で侵害するというやり方については考えも行動も同調できない、そういうのが圧倒的多数であります。

○岩間正男君 その後何か調査をされましたか。

○國務大臣(中曾根康弘君) あの事件直後、すぐ各部隊に命じて動向を調べさせましたし、その後約千人ばかりのものについて個別調査等によって意識調査をしてみたその結果で九十数%、一〇〇%近くのものがあの行動については反対の意思表示をしております。

○岩間正男君 何かあなたの訓示のようなもの、出たのですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) あの事件直後に私は全部隊に訓示を出しまして、自衛隊における教育によって法秩序を破壊することが民主主義を暴力によって法秩序を否定することであり、政治上の問題では政治家の手にゆだねることこそ民主政治の原則であろうと述べまして、その点を強く訓示したのでございます。

○岩間正男君 三島は、憲法改正のためにクーデターを起こすべきだというので、あのような一つの突破口を自分の自殺というかつこうでつくつたと、こう言われておるわけすけれども、そうすると、ここに三島の反革命宣言というのがござります。この中で、「文化防衛論」、この中にある官、どういうふうに考えられるか。「暴力的手段たると非暴力的手段たるとを問わざ」、こう言つてゐます。あなたこの前も何か共産党のことについて言われたが、これはそう思うのですね。だから、こ

とは、いわゆる民主連合政権(容共政権)の成立およびその企図を含むことはいうまでもない。なぞと述べて、民主連合政府にむき出しの敵意を示してあるわけです。これに書いてあるわけです。これはこういうような見解について、常日ごろ憲法擁護ということを口にしておられる中曾根長官は、この考えについてどうお考えになりますか。これがどういうもののかよくわかりませんが、けさほど上田委員の御質問に関連しまして、ホトトギスがウグイスの巣に卵を産んで、それをウグイスがせつせと卵をかえして、ホトトギスの卵が先にかえつて、ウグイスの卵をけつ散らかして飛び立つていつた。つまりヒットラーのような全体主義というものが、民主主義の街道をたどつてそうおりませんが、日本の憲法では思想の自由は保障されておりますから、そういう思想を持つたり、そういう著述をしたりするということは思想の範囲内では自由であると私は思います。ただ暴力的な行動によつて法秩序を否定するというようなことは、たとえどんな有名人であろうと一般の市民であろうと法の前には平等でなければならぬ、そう思います。

○岩間正男君 ここで、時間の関係もあるから、民主連合政府については共産党の綱領でも読んでください。わが党が明確にこれは出しておりますからね。とにかく民主的な諸党が力を合わせて、そうして統一戦線をつくる、その上に立つて議会で多数をとる、そうして古い政権をたおす、そうして新しいそのような真に民主的な政権を打ち立てて、そういう構想ですね。それから日本の政治の現状はこのままじゃいかぬ、どうしてもこれはかかね。とにかく民主的な諸党が力を合わせて、そうして統一戦線をつくる、その上に立つて議会で多数をとる、そうして古い政権をたおす、そうからぬことをどこをさして言うのかわからぬけれども、はつきりいま私の言った議会制民主主義の立場に立つてそしして多数をとる、そうしてその上に立つて政権だということをこれは限定して言つているのだから、これについてあなたはいま何だかそんなおかしい言い方を言つてゐるわけですね。それはあなたの中にそういうものが残つてゐるのですかな。だからそういうことを何だか言いつたくなる。私は、いまここでこれは一つの政党の性格を出している。そうしてこれに対しても反対をした場合にそういうのをつくるのに対しても反対をし、とにかく共産主義のそういうやり方についてはもうあくまでも反対するんだ、「暴力的手段たると非暴力的手段たるとを問わざ」、こう言つてゐるのですから。こういう立場ですか。これじゃ反共主義なんだ、何でもかんでも。これをあなたとられるのですか。どうですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) やはり日本の憲法の範囲内で思想の自由あるいは表現の自由といふのは許されておりますから、その範囲内のことではあるならば、これはわれわれもその自由について認めなければならぬ、そう思います。

○岩間正男君 共産党が日本の憲法の上に立つてやついることは明らかだ。ここで時間もないと

ころでいろいろの文献をあげてやる気はあります。これは明白な事実で、われわれは天下の公党として現在戦っている。ことに腐敗堕落の政治、その機関紙に連載した「よい中隊の育成について」と題する訓話の中で、「ここにございます。陸将は富士学校の校長時代のことですが、こういうふうな富士学校の校長があつたわけですね。こういうようなものは非常に「ともにマスコミ(一部)」、これもカッコして一部、「もこれにはいる」、こういうふうに述べているんですが、こういうふうな富士学校の校長が社会党(一部)」、カッコして一部と書いてある。「ともにマスコミ(一部)」、これもカッコして

そこで、お聞きしたい。元自衛隊幕僚長の杉田陸将は富士学校の校長時代のことですが、その「機関紙に連載した「よい中隊の育成について」と題する訓話の中では、「ここにございます。自衛隊の「敵」として総評、日教組、共産党、社会党(一部)」、カッコして一部と書いてある。「ともにマスコミ(一部)」、これもカッコして

そこで、お聞きしたい。元自衛隊幕僚長の杉田陸将は富士学校の校長時代のことですが、その「機関紙に連載した「よい中隊の育成について」と題する訓話の中では、「ここにございます。自衛隊の「敵」として総評、日教組、共産党、社会党(一部)」、カッコして一部と書いてある。「ともにマスコミ(一部)」、これもカッコして

○岩間正男君 これは共産党と言つたけれども、「総評、日教組、共産党、社会党（一部）」と、こうなつてゐるのです。これはそういう言い方しかやいけません。このことばについていま聞いている。これもそうですか。総評とか、日教組とか、社会党、こういうような進歩的な革新勢力と言われるような、そういうのに対しては、こういふようないわば反共的な思想を持つておつた、これが富士学校の校長だった。彼はまた治安行動草案をつくったわけでしょう。そうですね。治安行動草案を私は九年前に委員会で明らかにしたことがありますが、あのとき全国に三千部ばらまいたのは杉田陸将じやないですか。そこらにおいてはなつてゐる人はわかつてゐる。どうです。

○国務大臣（中曾根康弘君） あの草案も日の目を見ないで……。

○岩間正男君 あれをつくったのはだれですか。——これですね。

○国務大臣（中曾根康弘君） 調べてみます。よくまだ私存じません。

○岩間正男君 そうですね、同じだ。まあそれだけ確認しておく。

それじゃ、この雑誌「論争」の中で、一九六二年五月号ですが、ここにこれござります。当時の防衛庁教官伊藤皓文という人が、「日本の防衛はどうするか」、「防衛に関する五つの解答」という論文、この中身ですね。「共産主義政党といえども、合法的手段によつて、すなわち現憲法の原理である自由民主主義、議会主義の原則によって国民の総意を代表して政府を結成するならば、自衛隊は、政治的中立の原則と合法かつ正当な命令への服務規律にしたがつて、この政府の下に防衛に参加するであろう」という見解を述べているわけですが、長官もこうお考えになりますか。

○国務大臣（中曾根康弘君） 自衛隊員も自衛官も公務員でありますから、憲法を守らなければなりません。憲法の範囲内のことであるならば、われわれはその憲法のおきてややり方に従うべきであると思ひます。

○岩間正男君 あれをつくったのはだれですか。——これですね。

○国務大臣（中曾根康弘君） 調べてみます。よくまだ私存じません。

○岩間正男君 そうですね、同じだ。まあそれだけ確認しておく。

それじゃ、この雑誌「論争」の中で、一九六二年五月号ですが、ここにこれござります。当時の防衛庁教官伊藤皓文という人が、「日本の防衛はどうするか」、「防衛に関する五つの解答」という論文、この中身ですね。「共産主義政党といえども、合法的手段によつて、すなわち現憲法の原理である自由民主主義、議会主義の原則によって国民の総意を代表して政府を結成するならば、自衛隊は、政治的中立の原則と合法かつ正当な命令への服務規律にしたがつて、この政府の下に防衛に参加するであろう」という見解を述べているわけですが、長官もこうお考えになりますか。

○国務大臣（中曾根康弘君） 自衛隊員も自衛官も公務員でありますから、憲法を守らなければなりません。憲法の範囲内のことであるならば、われわれはその憲法のおきてややり方に従うべきであると思ひます。

○岩間正男君 これは確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣（中曾根康弘君） そういふような政府ができるとは考えておりませんが、しかし、論理的には法のもとに、法に従つていくというのがやはり公務員の立場でありますから、そう一般論としては民主的手続、秩序として教えている次第であります。

○岩間正男君 こういう見解があるわけですね。まあ今度の三島事件のときのことを話します。

○国務大臣（中曾根康弘君） 赤旗の調査がどういふ手続でどういう条件下に行なわれたかは知りませんが、おそらくそういう人々は民主連合政府

ができたら自衛官を辞職して故郷へ帰るんじやないか。自衛官である限りは、やはり合法的に成立した政府については政府の命令を守つてやる、憲法、法律の命ずるところに従つて職務を忠実に実行するというのがその職責であると思います。

○岩間正男君 そういう意識の者がいるということが非常に大きな問題じゃないでしょうか。私はそう思ひうんです。自衛隊の構成、そして自衛隊の意識状態がどうか、ここんところが非常に重大な

ことです。東京の市谷三十二普通科連隊に行って、これを聞いたんです。「もし、共産党が主張している

ことをやつたわけですね。事件後二週間たった八日

まことにこれぞやつておられます。こういうことを聞いたんです。

○岩間正男君 私は天皇陛下の皇室を守るのが軍人だと思います」、そうして、さらに、三島の行動に対しましてこれは聞いたわけですが、「なんらかの形で三島の行動に「共感をおぼえる」、こう回答した者

が八人のうち佐官が一人、尉官が二人、曹が三人、士が二人、こんなにいるんですね。まあ六割

がこれに共感の姿を、三島に対する共感の気持ちがあらわしています。全体これ調べたのは、防衛

本庁五人、市ヶ谷幹部学校、普通科連隊の計十三人です。自衛隊員佐官が四人、尉官が三人、曹が四人、士二人に對して調べたところが、六割がそ

ういう条件で、どういう手続で行なわれたか、よく見ないと正確な判断ができないと思うんです。

○国務大臣（中曾根康弘君） その赤旗の調査がどういふ手續で行なわれたか、よく見ないと正確な判断ができないと思うんです。

○岩間正男君 まあこういうとき、民間の民主的な一つの調査機関でもつくって、そして正確にやついくのが一番いいですね。そう考えます

か。そうして、実際客観的につかんだらしいので

は、圧倒的多数は三島君のあの直接行動を是認し

ておません。中には、武士道というけれども、ああいうものがほんとうの武士道だろうか、自分

の武士道を立てるために入門道を踏みにじつ

が従つておりますか。あなたの、いまの長官の答弁のように、合法的につくられた憲法に従つてで

きたその政権、これについてはどんな政権だろうが、中立の立場から公務員として当然これに従わなきやならぬ、こういうふうにこれは言われたわ

けであります。これがどうでしよう、あなたの、これはどうでしよう、あなたの、これはどうでしよう。

○岩間正男君 いま教育されている、率いていられる自衛隊員が金部そういう形で教育されておりますか。また、ど

ういうことを全部徹底しておりましようか、どうでしよう。

○国務大臣（中曾根康弘君） そういふような政府ができます。ところどころでどうでしよう、これに従つておきますか。あなたの、いまの長官の答弁の指揮下にも従わなきやならないということ、それはどうお考へになりましよう。いまの、これは

長官の、当然憲法によつて成立したそういう政府に對して、当然公務員として中立の立場をとる、それに対し共感を覚えると、こう言つていい。こ

れは言うまでもなく憲法を改正するためにクーデターを起こす、そういう演説をしたわけです。そ

ういうよくな彼の主張をやつたわけですか。また、この点はいかがでしよう。

○国務大臣（中曾根康弘君） 赤旗の調査がどういふ手続でどういう条件下に行なわれたかは知りま

せんが、おそらくそういう人々は民主連合政府ができたら自衛官を辞職して故郷へ帰るんじやないか。自衛官である限りは、やはり合法的に成立した政府については政府の命令を守つてやる、憲法、法律の命ずるところに従つて職務を忠実に実行するというのがその職責であると思います。

○岩間正男君 そういう意識の者がいるということが非常に大きな問題じゃないでしょうか。私はそう思ひうんです。自衛隊の構成、そして自衛隊の意識状態がどうか、ここんところが非常に重大な

ことです。東京の市谷三十二普通科連隊に行って、これを聞いたんです。「もし、共産党が主張している

ことをやつたわけですね。事件後二週間たった八日

まことにこれぞやつておられます。こういうことを聞いたんです。

○岩間正男君 私は天皇陛下の皇室を守るのが軍人だと思います」、そうして、さらに、三島の行動に対しましてこれは聞いたわけですが、「なんらかの形で三島の行動に「共感をおぼえる」、こう回答した者

が八人のうち佐官が一人、尉官が二人、曹が三人、士が二人、こんなにいるんですね。まあ六割

がこれに共感の姿を、三島に対する共感の気持ちがあらわしています。全体これ調べたのは、防衛

本庁五人、市ヶ谷幹部学校、普通科連隊の計十三人です。自衛隊員佐官が四人、尉官が三人、曹が四人、士二人に對して調べたところが、六割がそ

ういう条件で、どういう手続で行なわれたか、よく見ないと正確な判断ができないと思うんです。

○国務大臣（中曾根康弘君） 他に御発言もないようすから、三案に対する質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もな

いようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西村尚治君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○足鹿覺君 私は、ただいま可決されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、公明、民社、共産の五党共同提案にかかる附帯決議案を提出いたしました。

一、高年齢職員の昇給延伸に対する附帯決議(案)

まず、附帯決議案を朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、高年齢職員の昇給延伸について、該当職員の採用その他の実情にかんがみ、その実施に当つてはその処遇に急激な変動を来さないよう適切な配慮を加えるべきである。

なお、国家公務員の退職手当の改善についても速やかに検討することとし、その際右の事情をも十分考慮するよう要望する。

一、人事院は、その性格の特性にかんがみ、制度の改正等に当つては慎重に配意し、国家公務員の利益保護のため一層の努力を払われるよう要望する。

右決議する。

この附帯決議案の趣旨は、すでに審議を通じて明らかと思われますが、今回の高年齢者職員に対する昇給延伸措置の実施にあたりましては、経過措置として、現に該当する職員については採用及びその他の実情等を十分に配慮して恩情ある措置をすべきものと思うのであります。

また、国家公務員の退職手当につきましても、退職後の公務員の生活の実情にかんがみまして、すみやかにその改善を検討する必要があると思う

のであります。

なお、この際、ただいま申し述べました高年齢者に対する昇給延伸措置の事情も十分考慮するよう要望するものであります。

さらに、人事院におきましても、その性格の特性にかんがみ、国家公務員の利益保護のため格段の努力を払われ、その期待にこたえられるよう強く要望するものであります。

以上が提案の理由であります。

○委員長(西村尚治君) 別に御発言もないようですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよ

く要望するものであります。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(西村尚治君) 別に御発言もないようですが、足鹿君提出の附帯決議案の採決を行ないます。

○委員長(西村尚治君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(西村尚治君) 全会一致と認めます。

よつて、足鹿君提出の附帯決議案の採決を行ないます。

○委員長(西村尚治君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(西村尚治君) 全会一致と認めます。

もつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

一、退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(第四三六号)(第四五〇号)

一、旧軍人等に対する恩給待遇の改善等に関する請願(第四三七号)(第四三八号)(第四四五号)

一、元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願(第四六九号)(第五四〇号)(第五四三号)(第五七二号)(第五七三号)(第五七四号)(第五七八号)(第六七八号)

一、公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願(第四六七号)(第四六八号)(第四九〇号)(第五七一号)

一、公務員の定年制反対等に関する請願(第四六五号)(第四六六号)(第四九〇号)(第五七〇号)(第五七一号)

一、公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願(第四六七号)(第四六八号)(第四九〇号)(第五七一号)

○委員長(西村尚治君) 多数と認めます。よつて、両案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

午後五時三十九分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

十二月十六日本委員会に左の案件を付託されました。

一、退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(第四三六号)(第四五〇号)

一、元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願(第四六九号)(第五四〇号)(第五四三号)(第五七二号)(第五七三号)(第五七四号)(第五七八号)(第六七八号)

一、恩給年金改善に関する請願(第五一〇号)

一、共済年金等の増額等に関する請願(第五二六号)(第五三二七号)(第五八三号)(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)(第六〇五号)

一、恩給年金改善に関する請願(第五一〇号)

一、財務局の熊本市存置に関する請願(第五八一号)

一、横田基地の超大型輸送機の飛行中止に関する請願(第六八八号)

一、国家公務員の権利回復に関する請願(第五五〇号)

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第四四〇号)(第四七一号)(第四七二号)(第四七三号)(第四七四号)(第四七五号)

一、退職公務員の医療制度等に関する請願(第五五二号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五四二号)(第五五七九号)(第六〇〇号)(第六一一号)

一、靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(第四四九号)

一、退職公務員の医療制度等に関する請願(第五五二号)(第五五一号)

一、公務員の賃金引上げ等に関する請願(第四六三号)(第四六四号)(第四七七号)(第四七八号)(第四八九号)(第五三七号)(第五五八号)

一、公務員の医療制度等に関する請願(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)(第五五九号)

一、靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(第四四九号)

一、退職公務員の医療制度等に関する請願(第五五二号)(第五五一号)

一、公務員の賃金引上げ等に関する請願(第四六三号)(第四六四号)(第四七七号)(第四七八号)(第四八九号)(第五三七号)(第五五八号)

○委員長(西村尚治君) 佐藤人事院総裁。

○政府委員(佐藤達夫君) 人事院といたしまして

も、御決議の趣旨を十分尊重してまいりたいと思ふ

請願者 鳥取県倉吉市新町三丁目 会見八

第四三六年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 山口県吉敷郡小郡町山手下 三輪
紹介議員 満夫 謙吾君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四五〇号 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三六六年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三六七年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三六八年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三六九年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七三年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七四年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七五年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七六年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七七年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七八年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七九年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇〇年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇一年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇二年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇三年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇四年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇五年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇六年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇七年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇八年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七〇九年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一〇年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一一年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一二年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一三年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一四年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一五年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一六年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一七年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一八年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七一九年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二一年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二二年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二三年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二四年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二五年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二六年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二七年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二八年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二九年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇〇年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇一年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇二年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇三年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇四年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇五年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇六年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇七年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇八年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇九年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇〇年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇一一年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇二二年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇三一年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇四年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

第三七二〇五年 昭和四十五年十二月四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者 稔夫外七千五百四十二名

紹介議員 千穂外七百四十九名	二、一三八、山崎茂見外三名
この請願の趣旨は、第一号と同じである。	紹介議員 劍木 亨弘君
第四三七号 昭和四十五年十二月四日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 岩手県岩手郡零石町一四地割字下 長根三七ノ一 築場市郎左エ門	第四八六号 昭和四十五年十一月七日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 鹿児島県日置郡松元町直木五、五 四六 二木栄藏
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	紹介議員 川上 為治君
第四三八号 昭和四十五年十二月四日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 茨城県水戸市新原一ノ一六ノ五五 佐藤文蔵	第四九三号 昭和四十五年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 岩手県江刺市藤里字前村三一 菊 池貞固
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	紹介議員 増田 盛君
紹介議員 中村喜四郎君	この請願の趣旨は、第五号と同じである。
第四四五号 昭和四十五年十二月四日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 岩手県和賀郡江釣子村上江釣子二 〇ノ一七〇ノ一 高橋直之進	第四九四号 昭和四十五年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 今泉肇
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	紹介議員 井川 伊平君
紹介議員 増田 盛君	この請願の趣旨は、第五号と同じである。
第四四六号 昭和四十五年十二月四日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 東京都保谷市東伏見一ノ一七ノ二 紹介議員 安井 謙君	第四九五号 昭和四十五年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 青森市長島一ノ五ノ四 三浦武太 紹介議員 津島 文治君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五号と同じである。
第四八〇号 昭和四十五年十二月五日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 茨城県結城郡千代川村原九一 一 紹介議員 中村喜四郎君	第四九六号 昭和四十五年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 （三通） 請願者 岩手県上閉伊郡宮守村字下鱒沢一 多乙彦 紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	第五三三号 昭和四十五年十二月九日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 新潟県中頸城郡吉川町字原之町 藤野大吉 紹介議員 塚田十一郎君
第四八〇号 昭和四十五年十二月五日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 茨城県新治郡桜村 中泉良 紹介議員 中村喜四郎君	第六一二号 昭和四十五年十二月十一日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 請願者 茨城県新治郡桜村 中泉良 紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五号と同じである。
第四九六号 昭和四十五年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 （三通） 請願者 岩手県上閉伊郡宮守村字下鱒沢一 多乙彦 紹介議員 岩動 道行君	第五四二号 昭和四十五年十一月九日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 （三十九通） 請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷三、三六五 木下久一 紹介議員 谷口 康吉君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五号と同じである。
第四九六号 昭和四十五年十二月七日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 （三通） 請願者 岩手県上閉伊郡宮守村字下鱒沢一 多乙彦 紹介議員 岩動 道行君	第六一二号 昭和四十五年十二月十一日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 （三十九通） 請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷三、三六五 木下久一 紹介議員 谷口 康吉君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五号と同じである。
第七五〇号 昭和四十五年十二月十一日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 （四通） 請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町大字原田	第七五〇号 昭和四十五年十二月十一日受理 旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願 （四通） 請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町大字原田
この請願の趣旨は、第五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五号と同じである。

請願者 埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲二一
紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六八号 昭和四十五年十二月十一日受理

旧軍人等に対する恩給待遇の改善等に関する請願
(五通)

請願者 山形市緑町四ノ二五ノ五 伊藤静

子外四名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六四〇号 昭和四十五年十二月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 高知県南国市黒改田三一九 山岡
美代外五十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六四一號 昭和四十五年十二月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 福島県原町市南町二ノ一四六 田
中隆良外四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六四二號 昭和四十五年十二月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北二九条西七丁目 岡敏明
外二百八十六名

紹介議員 杉原 一雄君
外二百八十六名

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六四三號 昭和四十五年十二月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区船堀二ノ一七ノ一

六 西脇正二外五十四名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六四七號 昭和四十五年十二月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(二通)

請願者 北海道名寄市西五条三丁目 遠田
仁之外百十二名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六〇〇號 昭和四十五年十二月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(二通)

請願者 東京都港区元麻布二ノ一四ノ一八
中谷和子外五百十五名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六四八號 昭和四十五年十二月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(三通)

請願者 北海道美唄市大通南九丁目 宮沢
洋一外百四十九名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第六〇一號 昭和四十五年十二月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(四通)

請願者 札幌市麻生町五ノ八二〇 中山和
子外八百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六四九號 昭和四十五年十二月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(三通)

請願者 北海道江別市江別太二一四あけぼ
の団地内 高橋政幸外百十二名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六〇二號 昭和四十五年十二月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(四通)

請願者 東京都杉並区和田三ノ五五ノ三〇
柳下敏子外三百十名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六五二號 昭和四十五年十二月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(四通)

請願者 北海道白糠群白糠町庶路 寺島和
夫外二百十八名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六七四七號 昭和四十五年十二月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(三通)

請願者 千葉県習志野市津田沼一ノ五五
越野義貴外三百八十三名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六五七九號 昭和四十五年十二月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(七通)

請願者 札幌市北一八条東一丁目 岡村順
一外二千二十五名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六七四八號 昭和四十五年十二月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
(四通)

請願者 北海道江別市西野幌五八二 田尾
和夫外五十九名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

請願者 宮城県仙台市旭ヶ丘一ノ三六八ノ一 七沢宏江外二百名	紹介議員 佐野 芳雄君
紹介議員 安永 英雄君	この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。
第七四九号 昭和四十五年十二月十一日受理 靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(六通)	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
請願者 東京都品川区旗の台六ノ九ノ一六 原口方 中野有三外三百三名	公務員の賃金引上げ等に関する請願
紹介議員 西村 関一君	請願者 京都府綾喜郡井手町字多賀 岡田茂外七百五十四名
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第四四九号 昭和四十五年十二月四日受理 靖国神社国家護持の早期実現に関する請願	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 鳥取市吉方町一ノ五四六 青木亀治外四百三十二名	請願者 京都府綾喜郡井手町字多賀 岡田茂外七百五十四名
紹介議員 西村 尚治君	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第四五一号 昭和四十五年十二月四日受理 退職公務員の医療制度等に関する請願	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 鳥取県倉吉市新町三丁目 会見八千穂外七百四十九名	請願者 岡山県都窪郡妹尾町西之町 高橋功外五百三十九名
紹介議員 西村 尚治君	紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第五三七号 昭和四十五年十二月九日受理 公務員の賃金引上げ等に関する請願(四通)	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 島根県松江市雜賀町二二六 門脇博外四十九名	請願者 東京都北区志茂町三ノ二八ノ七 茂内リヨ外十五名
紹介議員 西村 尚治君	紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第四六三号 昭和四十五年十二月四日受理 公務員の賃金引上げ等に関する請願(七通)	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 島根県松江市雜賀町二二六 門脇博外四十九名	請願者 山口県柳井市伊保庄九五 山本康
紹介議員 中村 英男君	紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第六四六号 昭和四十五年十二月四日受理 公務員の賃金引上げ等に関する請願(十通)	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 兵庫県津名郡淡路町岩屋 小西克己外六百八十六名	請願者 小川哲史外百六十二名
紹介議員 小野 明君	紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第六五八号 昭和四十五年十二月十日受理 公務員の賃金引上げ等に関する請願	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 北九州市小倉区春ヶ丘七ノ一三	請願者 北九州市小倉区春ヶ丘七ノ一三
紹介議員 中村 英男君	紹介議員 丸山睦子外二十四名
この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第六五六号 昭和四十五年十二月十日受理 公務員の賃金引上げ等に関する請願	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 千葉県市川市国府台一ノ七ノ一	請願者 千葉県市川市国府台一ノ七ノ一
紹介議員 小野 明君	紹介議員 沢田 実君
この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第六六三号 昭和四十五年十二月十日受理 公務員の賃金引上げ等に関する請願	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 長野市大字稻田中屋敷六五三ノ八	請願者 千葉県船橋市薬円台 小林キクエ
紹介議員 沢田 実君	紹介議員 沢田 実君
この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第六六八号 昭和四十五年十二月十日受理 公務員の賃金引上げ等に関する請願	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 長野県小諸市甲又四、五九八 腰原正信外六十六名	請願者 長野県小諸市甲又四、五九八 腰原正信外六十六名
紹介議員 沢田 実君	紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。
第六六九号 昭和四十五年十二月十日受理 公務員の賃金引上げ等に関する請願	公務員の賃金引上げ等に関する請願
請願者 長野市篠ノ井布施高田 北村一司	請願者 長野市篠ノ井布施高田 北村一司
紹介議員 峰山 昭範君	紹介議員 峰山 昭範君
この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第五八七号 昭和四十五年十二月十日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 山形県米沢市中央六ノ一ノ三〇
鈴木綾子外二十四名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第六七七号 昭和四十五年十二月十一日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 長崎県大村市久原郷一、一四七
吉塚スマエ外三百三十四名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第七一二号 昭和四十五年十二月十一日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡川南町大字平田五、
○三三 児玉初代外百四十八名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第七一三号 昭和四十五年十二月十一日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原村原古賀 平

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第七一四号 昭和四十五年十二月十一日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 宮崎市大字田吉四、三七四ノ一

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第七四六号 昭和四十五年十二月十一日受理

公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原村原古賀 安

紹介議員 宮崎 正義君

武宗子外九十一名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第四六五号 昭和四十五年十二月四日受理

公務員の定年制反対等に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡丹南町大山下 長沢
良子外三百四十八名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第四六六号 昭和四十五年十二月四日受理

公務員の定年制反対等に関する請願

請願者 鳥取市東町二ノ四、二〇九 松原
富枝外十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第四九〇号 昭和四十五年十二月七日受理

公務員の定年制反対等に関する請願

請願者 東京都目黒区東丘二ノ五ノ一 下
山はな外十七名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第四九一号 昭和四十五年十二月七日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡春日町須玖一、四五五
○ノ四 西村季雄外百二十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第五七〇号 昭和四十五年十二月十日受理

公務員の定年制反対等に関する請願

請願者 新潟県小千谷市大字上川一九ノ二
春日テイ子外五十七名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第五七二号 昭和四十五年十二月十日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 福岡市屋形原鶴田団地一八四 田
頭楠代外二百二十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第五七三号 昭和四十五年十二月十日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡大潟町尾瀬四六八
ノ一 宮前秀雄外百九十七名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第五四〇号 昭和四十五年十二月九日受理

元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願

(七通) 請願者 福島県大沼郡本郷町字瀬戸町三、
二三五 新藤虎夫外六名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第五四三号 昭和四十五年十二月九日受理

元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第五七四号 昭和四十五年十二月十日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 新潟県小千谷市上山町五 田中マ
チ外九十九名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第四六七号 昭和四十五年十二月四日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川全医労浜田支部
内 大崎成昭外百四十五名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第四六八号 昭和四十五年十二月四日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 神戸市須磨区多井畑東所八 尾西
光男外三百八十一名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第五七八号 昭和四十五年十二月十一日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 長崎県大村市久原郷四五六 林田
正外六十名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第五九一号 昭和四十五年十二月七日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡春日町須玖一、四五五
○ノ四 西村季雄外百二十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第五九二号 昭和四十五年十二月十日受理

公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願

請願者 大分県竹田市大字玉来一、二三三
阿南幸重

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第五九三号 昭和四十五年十二月九日受理

元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願

請願者 大分県竹田市大字玉来一、二三三
阿南幸重

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第五九四号 昭和四十五年十二月九日受理

元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願

(七通) 請願者 福島県大沼郡本郷町字瀬戸町三、
二三五 新藤虎夫外六名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第五九五号 昭和四十五年十二月九日受理

元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町七区 内藤十
四夫外三十六名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

憲法においては、労働基本権及び政治活動の自由を保障しているが、国家公務員法とそれに基づく人事院規則は、これらの権利を根本的に制限、禁止し、国家公務員労働者に対して、争議行為の全面一律的禁止、団体協約締結の禁止、政治活動の極度の制限、上司の命令への絶体的服従等を押しつけ、人々の生活と権利を要求してたたかう労働者と労働組合に対しても、免職を含む懲戒处分、差別、不当配転、組織破壊などの弾圧を行なっている。このため、国家公務員労働者の労働条件はきわめて劣悪なものとなり、生活保護基準すれすれという低賃金の状態におかれている。この権利制限は、わが国の行政反動化と軍国主義復活の主要な柱の一つになつてゐる。昭和四十四年四月二日の最高裁判決も、国家公務員法の争議行為等禁止とその处罚規定について「文字どおり解すべきものとすれば……違憲の疑いを免れない」と判示している。

第五八一號 昭和四十五年十二月十日受理

財務局の熊本市存置に関する請願
請願者 熊本市九品寺五ノ六ノ一六熊本県
議會議長 倉重末喜

紹介議員 園田 清充君

「行政機構の簡素合理化の推進について」の閣議決定に基づき、南九州財務局（熊本市）の廃止等がとりあげられているが、本市は古くから九州全体の行政管理都市として発展してきたものであり、行政機能の集積にはとくに力点をおいているところであるから、財務局の熊本市存置を強く要望する。

理由

一、財務局は、九州一円を行政区として熊本市に置かれていたものが、昭和二十三年に福岡に同局が分離新設され、九州を南北の二区域に分けて機能を發揮してきた歴史的沿革からして、かりに行政機構の簡素合理化を図るとしても財務局等は当然熊本市に存置すべきである。

二、南九州財務局が管轄する市町村数は約三百に及び、永年にわたつて南九州四県の行政需要にこたえ多大の行政効果を収めてきた。いまこれが福岡に統合されることになれば、南北格差のある中で南九州の開発は一段とおくれをとることとなる。さらに、南九州地域は九州の全面積の七十三パーセントを占め、復帰後の沖縄をふくめると、九州の人口重心は熊本にあることとなる。

三、熊本市は、九州の中央に位置している関係上、交通通信ネットワークの整備に伴い、九州における拠点としての重要性が高まつてゐる。

四、南九州各地に工業集積が高まり、九州の産業は熊本が拠点となることが予想される。

五、福岡市は、すでに人口八十五万人、人口密度一平方キロメートルあたり三千五百人と、過密化の傾向にあるのに、さらに行政機関の集積を図れば、過密化をいつそう激化させることになる。

六、熊本市は、行政管理都市として親しまれ、森と水の都としてあらゆる環境をかねそなえているので、本市にこそ行政機関の集積を図ることが必要である。

第六八八號 昭和四十五年十二月十一日受理

横田基地の超大型輸送機の飛行中止に関する請願
請願者 東京都昭島市松原町一ノ二三二ノ一
紹介議員 春日 正一君
三 水野雄三外二十名

横田基地の超大型輸送機（C5Aギャラクシー）の飛行を中止されたい。

理由

昭島市は周辺に横田基地があり、軍用機が昼夜をわかつたずひんばんに飛来するため、その爆音や強烈な震動による精神的、肉体的な疲労により、さまざまな身体障害がおき、そのうえ建物の破壊や電波障害等、基地があるためにおこる「公害」について、住民のくらしは、たえずむしばまれ、おび

やかされている。超大型輸送機の飛来により、今まで以上爆音や震動がはげしくなつて環境の破壊、さらには生命の危険から、住民がまつたく住めなくなるのではないかとの不安にかられている。